

GUIDE
to the
BERNE CONVENTION
for the
Protection of Literary
and Artistic Works
(Paris Act, 1971)

文学的及び美術的著作物の保護に関する
ベルヌ条約(パリ規定, 1971年)
逐条解説



Published by the
World Intellectual Property Organization
GENEVA 1978

日本語版発行 社団法人著作権資料協会
1979年 東京

WIPO PUBLICATION
No. 615(J)

©WIPO 1978

翻訳 黒川徳太郎

ISBN 92-805-0004-X

©黒川徳太郎 1979

この日本語版は英語版をもとに作成した。

日本語版の刊行にあたって

一国の著作権制度は、その国の文化水準を測るバロメーターであると言われて
いるが、それは、著作権法がいわば文化の基本法的性格を有しているからで
ある。著作物を創作した者に対し、その権利を保護することは次の創作活動を
促す上で当然に必要なことであり、他方このような創作活動を通じて生み出さ
れた作品も広く人々に提供され、利用されなければ、やはり次の創作活動には
つながらないであろう。著作権制度は、このような著作物の創作者の権利を保
護しつつ著作物の円滑な利用を図ることによって文化の発展に寄与しようとす
るものなのである。

ところで、著作権制度の国際的統一は、1886年に作成された文学的及び美術
的著作物の保護に関するベルヌ条約を嚆矢とすると言っても過言でない。条約
加盟国は、著作物保護のための国際同盟を組織するのであるが、当初わずか10
か国であった同盟国が、今日72か国の多きを数えるまでに発展してきたのも、
同条約が創設以来常に国際的著作権保護の支柱であったことをものがたるも
のである。我が国においても、1899年（明治32年）に旧著作権法を制定してこ
の条約の創設規定に加入し、以来、社会の文化的、経済的変化に対応して改正
された改正規定を順次批准し、1977年には最新条規であるパリ改正条約へ加入
しているが、この間、この条約を一つの指針として国内著作権制度を整備して
きているのである。

本書は、このように我が国の著作権法を理解する上でも重要な意味を持つこ
の条約の全文を解説したものの日本語版で、社団法人著作権資料協会が本年創
立20周年を迎えるにあたりその記念事業の一環として刊行するものである。

著者のWIPO国際事務局著作権、広報部ディレクターであるクロード・マズ
イエ氏及び訳者の日本放送協会著作権部主査黒川徳太郎氏は、いずれも多年に

わたり著作権の実務及び研究の分野で活躍されている方であり、両氏の手になる本書が我が国著作権制度の発展に貢献するものであることを確信する次第である。

1979年5月

文化庁長官

犬丸 直

序 文

世界知的所有権機関に管理が委ねられているすべての条約のうち、歴史が最も長くかつ最も著名な条約は、工業所有権の保護に関するパリ条約であり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約である。これら両条約は、前世紀末の1883年と1886年に締結されたもので、歴史が最も長く、知的創作物の保護について世界的なレベルで国家の間の関係を定めているために、最も著名である。

知的所有権に関するこれらの条約は、条約をめぐる状況の変化にもかかわらず、永続性と安定性を維持してきており、これに匹敵する国際的取決めはそう多くはない。確かに、政治的、経済的、社会的変化を考慮し、何回かの改正が行われたが、継続性が顕著な特色になっている。新しい国際的経済秩序を作りあげることが国家間の関係の決定に責任を負う者の関心事になっている現在、これらの条約は、知的所有権が商品やサービスの交流の問題にとどまらず、すべての人々の進歩に資する精神的創作物の寄与を通じて、諸国民の間の対話にも著しい役割を果たしていることを十分に示している。

著作権は発展の過程に欠くことのできない一つの重要な要素であり、過去の経験は、国民的文化遺産の豊かさは文学的および美術的著作物に与えられる保護のレベルと直接関連するものであることを示している。そのレベルが高いほど、著作者に対する創作の刺激は大きく、一国の知的創作物の数が多ければ多いほど、その国の名声は高まる。文学的および美術的創作物の数が多いほど、書籍、レコード、エンターティメントの産業に従事する者の数は多くなる。最後に、知的創作の奨励は、まさに社会、経済、文化すべての発展のための基本的な前提条件の一つであるといえる。

1976年に、世界知的所有権機関の総会は、知的作品の製作と普及によって開

発途上国の国民の能力を高めるには、著作権に関する協力活動が重要性をもつことを認識し、その結果、この分野に関する継続事業計画を設定することを決定した。計画の目的は、特に、開発途上国における知的創作の奨励、文学的および美術的著作物の普及、著作権および隣接権の分野における法律と制度の発展を促すことである。

後者に関して、この計画の調査に責任をもつ常任委員会は、開発途上国の関係当局のためのベルヌ条約の解説作成がWIPOの事業に含まれていることに満足の意を表している。

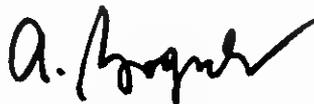
事実、現在70を越える諸国の著作権関係の基礎になっている、世界的使命をもつ国際条約について逐条の解説をすることは、有益な結果をもたらすものと考えられる。

しかし、WIPO国際事務局の任務は条約の管理に責任を負うことであり、このような解説を行うことはその権限に属するものではないから、本書はベルヌ条約の規定に関する有権的解釈を意図するものではない。本書がもつばら目的とするところは、ベルヌ条約の内容をできる限り簡単かつ明瞭に記述し、条約の性質、目的、範囲について若干の説明を供することである。自らの意見を形成するのは、関係当局と関係各界が行うべきことである。

本書によって、各国の立法者および行政関係者がさらにベルヌ条約の理解を深め、全世界における知的所有権の保護が促進されることを希望する。

このベルヌ条約解説は、WIPO国際事務局著作権、広報部門のディレクターであるクロード・マズイエ（Claude Masouyé）氏が執筆した。

1978年3月、ジュネーブ



ARPAD BOGSCH

世界知的所有権機関(WIPO)事務局長

はじめに

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約は、1886年9月9日に締結された。

著作権の国際条約のなかでは最も歴史が古く、高度の保護の水準を定め、与えることができる最も内容の豊かな一連の権利を著作者に認めている。

より優れた著作物利用手段が断えず追求され、諸国間の文化交流が発展したことに伴い、国内だけでなく国際的にも、著作権の保護が非常に必要とされている。

ベルヌ条約は、この目的を追求するため、同盟国を本国とする著作物が、他の同盟の各国でその国民と同等の待遇を享有し、著作者がなんらの方式に従う必要なしに、完全に自動的にこの内国民待遇と条約上の権利を享有することを保証している。

条約の規定は、当初から二つの種類に分けられている。実体法として知られているものを規定する実体規定と、管理および組織に関する事項を定める管理規定および最終条項である。

第1の種類の規定は、しばしば条約規定と参照規定に細分される。条約規定は同盟の各国に均一の解決を課し、国際的な著作権問題を解決しようとするものである。同盟国はこの規定を尊重し立法をするか、その規定が自国の法律の一部となることを確保しなければならない。参照規定は解決を定めるものではなく、条約に関し合意に達するために、保護が要求される各国が、その定めることのできる限度のなかで自らの答えを出すことを認めている。

条約に定める権利は、留保が明白に認められている場合を除いて、各同盟国がそのすべてを認めなければならないという意味で、通常強制的なものである。少数の例外のケースについて、権利を全く拒否するかまたはその効果を修正することを認める任意規定が設けられている。

最新の規定では、第1条から第21条までと附属書が実体規定を定めており、第22条から第38条までが管理と組織を定めている。条約は、その定める国際的な保護の制度を改善するため、何回かの改正が施されている。新しい権利の承認、保護の水準の向上、待遇の均一化の改善を目的として、改正が加えられてきたが、その一方で、特別なケースに対応するため、必要な弾力性を維持するとともに、確固とした管理制度を定めている。

条約は次の段階を経て発展してきた。

- 1886年9月9日、ベルヌ条約（1887年12月5日発効）
- 1896年5月4日、パリ追加規定（1897年12月9日発効）
- 1908年11月13日、ベルリン改正（1910年9月9日発効）
- 1914年3月20日、ベルヌ追加議定書（1915年4月20日発効）
- 1928年6月2日、ローマ改正（1931年8月1日発効）
- 1948年6月26日、ブラッセル改正（1951年8月1日発効）
- 1967年7月14日、ストックホルム改正（実体規定は次回の改正で再検討されたため、未発効。管理規定は1970年発効）
- 1971年7月24日、パリ改正（1974年10月10日発効）

以下の条約の条項に関する分析は、最新規定——パリ規定——の条文に基づいて行うが、説明の助けとなるときは、従前の条文に遡って参照する。

本書は主として開発途上国の関係当局を援助するために作成されたものであり、したがって、同じ目的をもつチュニス(Tunis)・モデル法を何回か参照している。

前文

同盟国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利をできる限り効果的かつ統一的に保護することをひとしく希望し、

1967年にストックホルムで開催された改正会議の作業の重要性を認めて、

ストックホルム会議が採択した条約の第1条から第20条まで及び第22条から第26条までの規定を変更することなく、同条約を改正することを決定した。

よって、下名の全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

0.1. 国際条約の前文には通常法律的な意味はなく、解説の必要はほとんどない。通例は二、三のうたい文句を述べて、条約の目的を示しているにすぎない。

0.2. ベルヌ条約（以下「条約」と呼ぶ。）の前文もこの伝統に従い、効果的かつ統一的な方法で文学的および美術的著作物の著作者の権利を保護しようとする、条約に拘束される諸国の希望を強調している。この保護には、三つのポイントがある。即ち、保護の効果（高い水準の保護を定めるために条約を取決めた諸国の希望）、保護の統一（この保護を享受するすべての者のために、できる限り同一の制度を設けるという目標）および保護の対象（即ち、著作権）である。

0.3. 条約の歴史には、二つの追加と五つの改正が印されているが、1971年パリの最近の改正会議で、1967年ストックホルムで行われたその前の改正との関連を示すため、二つのパラグラフが追加されたほかは、前文には手が加えられていない。この二つのパラグラフは、パリの会議で全く変更が加えられなかった実体規定（第1条から第20条）と管理規定（第22条から第26条）の真価と、開発途上国問題の解決を求めてストックホルムの会議で行われた準備作業に敬意を表することを目的とするものであった。

第 1 条

同盟の形成

この条約が適用される国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

1.1. この条約の冒頭の規定は、条約の適用される諸国が一つの同盟を形成する旨を定めている。

1.2. 現在の用語では、**Country**”(訳註:本条では、国を指す言葉としてこの語が用いられている。), **Territory**”, **Nation**”, **State**”が同じ意味に用いられていることが多い。一般的に、**Country**”はほぼ**Territory**”に相当し、**Nation**”は、起源を同じくし、かつ、例外はあるが、言語を同じくすることによって結合し、利益と感情を共にする歴史の長い共同生活体に拘束される人々の集合体である。**State**”は、一定の領域を支配し、時には複数の**Nation**”を包含するが、単一の自治権を有し、その政府および機関によって特徴づけられる政治上の存在である。ベルヌ条約では(工業所有権の保護に関するパリ条約“**The Paris Convention for the Protection of Industrial Property**”と同様)、**Country**”という語は、明らかに**State**”と理解しなければならない。

1.3. この表現を用いた理由は、歴史的に考えてみると明らかになる。ベルヌ条約が最初に締結された当時、十分な自治権を有していないが、条約の規定を適用することが正当と考えられたいくつかの国が存在していた。当時は、**Country**”という言葉が、すべての法律上と事実上の状態を包含するのに適したものであった。その後、世界は変動し、国際公法の一般原則は、**State**”のみが国際協定、条約などを締結する権限を有するとされるようになったが、最近の改正会議(1967年のストックホルムと1971年のパリ)は、条約の起草スタイルをくつがえすことを拒否し、**Country**”という言葉が依然として用いている。ただし、1967年ストックホルムで、新しい国際条約即ち世界知的所有権機関を設立する条約(**the Convention Establishing the World Intellectual Property Organization; L' Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle**)の起草が行われたときは、**State**”という現代的な概念が用いられた。

1.4. “Country”という言葉が“State”に相当するのであれば，“Union”(同盟)という表現は何を意味するか。これについても、歴史が理解の助けとなる。19世紀の後半、著作権の国際的統一が初めて試みられた際、次第に諸国によって認められた法律のパターンになりつつあった当時の二国間条約の寄せ集めでは十分とはいえず、さらに前進する必要があることが明らかになった。各国は、知的創作物がすべての人類に周知される定めをもつものであるならば、その利用条件は国際的に規制されねばならないと考えた。そのために、この目的に向けての措置がとられ、外交会議が開催された結果、1886年にベルヌ条約が締結された。

1.5. 冒頭の条項に、締約国が一つの同盟を構成する旨を定めることによって、創設条約の起草者は、その存続がすべての署名国の継続的な参加にかがっている協定をいくつかの国の間に取り決めるだけでなく、署名国の1または2以上のものが脱退した後も存続することができ、世界のすべての国に開放され、周期的な改正によって法律、技術、経済の変化に適應できる真の国家のソサエティを作りあげることを目指す旨を強調しようとした。

1.6. このような同盟の創設は、重要な影響をもたらさずにはいない。1886年の起草者は、この国際協定を広く世界に開放することによって、最初からこの条約の世界性を明確にした。この点について、1884年から1886年までの一連の外交会議にヨーロッパ諸国だけでなく、アフリカ(リベリアおよびチュニジア)からも、アメリカ(アルゼンチン、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、アメリカ合衆国、ハイティ、ホンジュラス、パラグアイ)からも、さらにはアジア(日本)からも、諸国の参加があったことは意義深いものがある。

1.7. このように広く世界に開放されたことによって、差別は認められなくなった。同盟国は、満足すべき方法で著作権の保護を与えていないとの理由で、いずれかの国の加入を拒否し、あるいはその除外を要求することはできない。同盟国は、他の同盟国の著作者に自国の著作者と同じ待遇を与えねばならず、同盟国の国民は、各同盟国でその国の国民と同じ待遇を無条件で受ける。どの国にも同盟に加わる機会が与えられているため、時には、実際上不平等が生じる可能性のあることは否めない。国によっては、自国民が他の国で受ける保護に比べて狭い保護なり広い保護なりを、他の国の著作者に与えることがあるか

らである。しかし、外国人を国民と同様に待遇する原則を基礎とし、いくつかの保護の最低水準を定め、改正によって世界の変化に適応できる一つの同盟が創設されたことによって、最近条約に加盟した諸国も、最近の改正条約に拘束されるに至っていない国を含むすべての同盟国と国際関係をもつことが認められるのである。

1.8. 本条は、管理上および財政上の観点からみて、同盟は一個の存在を構成するという別個の効果を有している。同盟は一つの総会、一つの執行委員会、一つの子算をもつ。何回かの改正が条約に加えられたことによって、各規定ごとに管理が別になり、会計が別になることにはならない。(最後の点については、経費を負担するための分担額を決定する等級数に変更があり、分担額が変わることはありうる。)

1.9. したがって、条約は、諸国(Statesという意味でのCountries)の同盟、即ち、文学的及び美術的著作物に関し著作者の権利を保護することを希望する、すべての国に開放された一種の結合体を創設している。このために、条文の至るところに「同盟」、「同盟国」(Country of Union)、「同盟に属しない国」(Country outside the Union)という表現が用いられており、議論を進めてゆくうえで、条約の利益を享有する著作者を指して、「同盟国民」(Union National)という言葉が用いられている。

1.10. 第1条は、条約の題号が単に「文学的及び美術的著作物の保護」とされているのに対して、同盟の目的が「文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護」にあることを示している。

1.11. この点についても、1884年から1886年にかけての予備草案が説明の材料となる。当時の起草者から種々の表現が提案されたが、理論上の理由または翻訳の困難のために認められなかった。例えば、単数形の“droit d’auteur”(著作権)という表現は、英語では“copyright”ドイツ語では“Urheberrecht”と翻訳されるが、この語が複数形で用いられると、著作者に支払われる報酬の意味をもつために、その同義語はそれぞれ“royalties”と“Tantiemen”となる。結局、条約の題号は「著作物」の保護と記すにとどめられたが、条約は著作物に関する著作者の権利の保護を定めるものであることが了解された。第1条は明瞭に

その旨を述べている。

1.12. 文学的及び美術的著作物に関する著作権者の権利の保護のためのこの同盟は、国際条約がベルヌ条約と呼ばれているように、通常ベルヌ同盟と呼ばれている。他の分野と同様、知的所有権の分野でも、締結が行われた都市の名称に従い、協定、条約、取極の名称をつけることが通例になっている。

1.13. 条約第2条の目的は、「文学的及び美術的著作物」という表現を定義することであるが、注目に値するのは、著作権の保護が条約の主目的であるにもかかわらず、「著作権」という言葉の定義がどこにもないことである。それには二つの理由がある。

1.14. 第1には、著作権は著作権者が享有するいくつかの権利から成り、著作権の保護は、若干の限定と制限を伴うが、著作権またはその権利承継者の承諾がない限り、著作物の利用が認められないことを意味する。これらの種々の権利、その承認、その範囲およびその行使の手段に関して、条約は同盟国において適用される最低限の水準を定めているのである。

1.15. 第2には、哲学的、理論的、実際の観点からみた著作権の概念そのものが、国によって異なっていることである。各国は社会的および経済的要因の影響を受け、独自の法律体系をもっているからである。すべての同盟国を拘束する一つの方法で著作権を定義することは、不可能でないにしても困難である。

1.16. 条約は「著作物に関する著作権者の権利」と定めているが、「著作者」という言葉について特に定義をしていない。この点についても、各国の法律には大きな相違があり、ある国は自然人のみを著作者と認めているが、他の国はある種の法人を著作権者としており、ある国は著作者と認めるのに条件を課しているのに対して、他の国はこれを認めていないからである。

第 2 条

保護を受ける著作物

(1) 項 定義

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない。）、映画の著作物（映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物（写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

2.1. この項は、「文学的及び美術的著作物」という表現の定義をすることを目的としている。二つの方向からこの定義をしており、この表現は文芸、学術および美術の範囲に属するすべての製作物を含み、かつ、表現の方法または形式に関してなんらの制限を認めていない。

2.2. 第1の点について述べておく必要があるのは、条約には明示されていないが、学術の著作物が含まれることである。学術の著作物が著作権で保護されるのは、その内容の学術性のためではない。医学教科書、物理学論文、太陽系宇宙に関する記録映画が保護されるのは、医学、物理学、月の表面を取扱っているためではなく、書籍であり、映画であるからである。著作物の内容は保護の要件ではない。文芸および美術の範囲だけでなく、学術の範囲にも言及することによって、条約はその形式により保護を受ける学術の著作物を包含している。

2.3. 基本的なポイントは、アイデアそのものは著作権で保護されないことである。アイデアの保護を求めるには、著作権法ではなく、特許法によらねばならない。したがって、アイデアを公表した者は、特許権の保護の条件に従い、他人によるアイデアの利用を禁止する手段をもたないが、そのアイデ

アイデアが詳しく記述され、表現された場合は、アイデアを表現した文章、ノート、図面などについて著作権の保護が認められる。言い換えれば、保護が受けられるのは表現の形式であり、アイデアそのものではない。

2.4. 条約は、このように文芸、学術および美術の範囲に属するすべての製作物について包括的な保護の原則を明示し、次に、表現の方法または形式は著作物の保護になんらの影響を及ぼさないことを定めている。事実、著作物は口述なり筆記なりなんらかの方法によって公に周知されるが、著作物の周知に用いられる方法は重要ではない。一般的に、著作物の価値あるいは功罪は本質的には主観的な価値判断に基づくものであり、重要な要素ではないということで見解が一致している。例えば、裁判官は事件の審理に当たって、著作物の美術的価値または文化的寄与を評価する必要はない。同様のことは著作物の目的にも該当する。著作物は純粋に教育目的で製作され、単なる実利目的または営利目的でも製作されるが、このことは著作物が受ける保護になんらかの差異をもたらすものではない。

2.5. 第2条(1)項は、文学的及び美術的著作物と述べているが、このことは一つの部門を二つの相互に排他的な種類に分割することを意図していると解してはならない。確かに、美術的著作物（素描、絵画、彫刻など）の創作過程は純粋な文学的著作物とは違っている。文学的著作物は言葉によって表現される。執筆者はプランを考え、それを周知する。この表現に著作権が生ずる。美術的著作物の場合は、プラン（模型、スケッチなど）がそれ自体既に保護の対象となりうる。その時点から、アイデアは書かれたものの場合よりもさらに個人的かつ直接的な成果を伴い、線と色彩によって具体的な形をとる。画家は自ら筆をとり、彫刻家は自ら彫像を作成するのに対して、小説家の場合は、自らペンで紙に書くか、他の誰かに文章を口述するかは重要でない。音楽的著作物の場合は、音が線と色彩に代わることを除いて、そのまま美術的であり、歌詞が楽曲に伴う限りでは、文学的である。

2.6. しかし、条約の文言はこれらのすべてを包含しようとするものであり、「文学的及び美術的著作物」という表現は、保護を受けることができるすべての著作物を含むものと解しなければならない。第2条(1)項に著作物を列挙しているのは、これを例証するためである。「のような」という言葉が用いられてい

るのは、このリストが純粋な例示にすぎず、制限的なものではないことを示すものである。この例示は各国の立法者にいくつかの指針を与えるものであり、事実、主な種類の著作物はすべて列挙されている。下記について解説をする必要がある。

2.6.(a)〔書籍、小冊子その他の文書〕

著作物の内容による保護の差異がないために、数のうえからではないとしても、バラエティの面では、これが最大の種類であることは明らかである。小説、ニュース、詩、吟唱文、フィクションであるかどうかを問わない短いストーリー、哲学、歴史その他すべての自然科学または物理科学に関する小冊子、論文あるいはハンドブック、暦、年鑑、プログラム、ガイドなどであり、その内容、長さ、目的（娯楽、教育、報道、討議、広告、宣伝など）および形式（手書きの原稿、タイプ文書、印刷物）は関係がない。

2.6.(b)〔講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物〕

この種類は通常「口述の著作物」として知られている。即ち、執筆されていないものである。ただし、時事の報道の必要、例えば、政治上または法律上の演説の報道のためと引用または抜萃の必要のために、この種の著作物が享受する保護には制限がある（後記参照）。

2.6.(c)〔演劇用又は楽劇用の著作物〕

これは劇場用の作品をいい、音楽の伴奏を伴う場合には、グランドオペラ、軽オペラ、オペレッタ、ミュージカル・コメディなどをいう。

2.6.(d)〔舞踊及び無言劇の著作物〕

ストックホルムより前の条約文では、これらの著作物が保護を受けるためには、振付けが文書その他の方法で固定されていなければならないと、条約は定めていた。この条件は無方式の保護の原則に対する例外ではなく、立証を考慮したものであると説明されている。バレエは、記譜されることによって、はじめて舞踊の正確な型が認識されると考えられた。テレビジョンの出現と普及はこの問題の基本線を著しく変化させた。テレビジョンでナマ放送されるこの種の著作物を、第三者がフィルムに撮影することから保護する必要が生じた。そのほかに、振付けが文書に固定されていなければならないという要件は、文字

で正確に振付を記述することが難しいため、支障を生じかねない。さらに、立証の要件は国によって相違がある。現在、条約は、国内法がなんらかの有形物への固定を保護の一般的条件とする旨定めることを認めているため（第2条の後記参照）、舞踊および無言劇の著作物の振付けを文書に固定するというこの要件は、1967年の改正で廃止された。

2.6.(e)〔楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない。）〕

最も広い意味での音楽が考えられ、軽音楽（通俗音楽または流行曲）または純音楽（聖歌、合唱曲、交響曲）を含む。一個の楽器用に作曲されたか、数個の楽器用に作曲されたか（ソナタ、室内楽など）、大オーケストラ用に作曲されたかを問わず、大衆的アピールまたは目的のいかんを問わない（交響曲のほかに、ラジオおよびテレビの広告音楽も）。前記(d)で述べたとおり、音楽の著作物が保護を受けるについて、国内法がその旨を要求しているときに限って、有形の物に固定される必要がある。この点に関して、開発途上国の利用を目的とする著作権に関するチュニス・モデル法（以下、チュニス・モデル法と呼ぶ）は、音楽の著作物が保護を受けるためには、楽譜に書かれることを要しない旨を明らかにするため、「音楽の著作物（書かれているかどうかを問わない。）」という表現を用いることを選択に任せている。しかし、起草者は、即興音楽は実際上保護できないだろうと考えている。他方、変奏曲が保護され、既存の著作物の編曲も、その著作物に著作権があればそれに従うのはもちろんであるが、保護を受ける（第2条(3)項参照）。最後に、条約の「歌詞を伴うかどうかを問わず」という文言は、楽曲に伴う歌詞が楽曲そのものと同様保護を受けることを意味している。

2.6.(f)〔映画の著作物（映画に類似する方法で表現された著作物を含む。）〕

この文言は、先ず伝統的な意味での映画を指し、サイレントであるか「トーキー」であるかを問わず、種類（ドキュメンタリー、ニュース映画、報道映画または脚本に従って製作される劇映画）、長さ、製作方法（ロケーションによる映画、スタジオ製作の映画、漫画など）または用いられる素材（セルロイドによる映画、ビデオテープなど）、目的（映画館での上映またはテレビジョン放送）を問わず、最後に、その製作者（営利の製作会社、テレビジョン放送事業者、または単なるアマチュア）が誰であるかを問わない。

しかし、これらの映画のほかに、公衆への伝達に関する新しい技術手段が出

現し、テレビジョンおよびオーディオビジュアルの分野に属するが、なんらかの形で映画に類似する種類の著作物を生み出した。

ストックホルム会議の前にも、また、会議においても、なんらかの有形な物への固定に関して支障が生ずる、映画への同化を定義づけるために、多くの討議が費された。先ず、映画の著作物が固定されずに存在するということが奇異に感じられるかもしれないが、テレビジョン放送、例えばニュースの報道は、フィルムに記録されていても、その場所からカメラを通じてナマで放送されても、視聴者には同じに見える。スクリーンに現われるものは、どのケースについても同様に保護されるべきである。結局、固定の問題は全て国内法に委ねることが決定され(第2条(2)項)、条約は、単に「映画に類似する方法で表現された著作物」と定め、この支障を回避することができた。類似のポイントは、用いられる方法ではなく、この方法の効果である音と影像にある。

最後に、改正条文の起草者は、問題は著作物の形式であり、公にする方法ではないことを強調するために、「表現された」という文言(以前、条約に用いられていた「作られた」ではない。)を用いる一般的な形式を選んだ。

このテレビジョンおよびオーディオビジュアルの著作物を映画の著作物に含めていることは(これらが映画に類似する方法で表現されている場合に)、条約が映画の著作物に適用される法律制度の意味を決定する場合に極めて重要である。その他、述べておかねばならないのは、条約は第2条(1)項に定める例示のなかに「放送著作物」(radiophonic works)を特記していないことである。放送は著作物利用の方法の一つとして考えられているからであり、放送される著作物には、演劇用の著作物、楽劇用の著作物、舞踊の著作物、音楽の著作物、映画の著作物などがあるからである。この「放送」という言葉は、テレビジョン放送と音声の放送の双方を含むものであることを忘れてはならない。ジュニス・モデル法が映画の著作物と並べて「放送およびオーディオビジュアルの著作物」と明示しているのは、起草者があいまいさを避けるのを選んだためである。起草者は保護を受ける著作物の排他的なものではないリストにこれらの著作物を含め、条約が用いる同化の方法を用いなかった。

2.6.(g)〔素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物〕

この種の著作物は、事実上すべての美術の著作物を含み、平面的なもの(素描、彫版、石版など)であると立体的なもの(彫刻、彫像、建築の著作物、記念碑など)であるとを問わず、また、性質(具像または抽象)および目的(純

粹美術または商業美術)を問わない。チュニス・モデル法では、じゅうたんが保護を受ける著作物のリスト(それ自体は条約に基づいている。)のなかに明示されていることを述べておく必要がある。若干の開発途上国では、この種の美術的創作物が特に重要性をもっているためである。

2.6.(h) [写真の著作物(写真に類似する方法で表現された著作物)]

すべての写真がこれに含まれ、対象(肖像、風景、時事の事件など)および目的(アマチュアの写真またはプロの写真、芸術写真または広告用の写真)を問わない。伝統的な写真のほか、現在知られまたは今後開発される化学的または技術的方法が用いられるものにも保護を確保するため、条約は、映画の場合に用いているのと同じ表現で、写真のなかにこれらを含めている。若干の種類の写真に対し保護を拒む可能性について、条約は未決定のままにしていることを忘れてはならない。例えば、特別な手段(フォトマトン[photomaton])で自動的に作成されるパスポート用写真など、すべての写真に著作権を与えるのは行き過ぎと考えられる。この問題を解決するのは立法者であり、若干の法律は、写真の著作物が保護を受けるには、美術的または記録的(documentary)性質を有しなければならないと定めている。

2.6.(i) [応用美術の著作物]

条約はこのような一般的表現を用い、装身具、宝石類、金器および銀器、家具、壁紙、衣服などの製作者の美術的寄与をこれに含めている。ただし、これについては、国内法は保護の条件を選択することが認められており(第2条(7)項参照)、そのためにその間に相当の相違が見られる。

述べておく必要があるのは、チュニス・モデル法は応用美術の著作物について、職人が作成したものと産業的な工程で製造したものと二つの製作源を定めていることであり、開発途上国では前者が重要な地位を占めている。

2.6.(j) [図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型]

この例示はおのずと明らかなものであり、条約が「文学的及び美術的著作物」という文言の定義をするために挙げている一連の例示の最後のものである。第2条(1)項のこのリストは、決して排他的なものでないことを常に忘れてはならない。

2.7. 条約は、例を示すだけにとどめて、同盟国がさらに広く文芸、学術、美術の範囲に属する他の製作物を保護を受ける著作物とすることを認めている。例えば、アングロ・サクソンの伝統が強いいくつかの国では、著作物が録音される場合、著作物が享有する保護のほかに、法律は録音物（ディスクおよびテープ）にも明白な保護を与えている。同様のことは放送にも当てはまる。録音物は、著作権によって保護される著作物だけでなく、公有に帰した著作物や鳥の声のような風物を用いても作成される。ある国が録音物を著作権によって保護される著作物と定めたことによって、他のベルヌ同盟国が同様の定めをしなければならない義務を負うものでないことはいうまでもない。録音物に関する相互の保護を国際的なレベルで約定する別個の条約がある。隣接権に関するローマ条約がその条約であり、実演と放送にも保護を与えている。

2.8. 第2条(1)項を終わる前に述べておかねばならないのは、条約は「著作物」に関して規定をしているが、この言葉の意味を定義していないことである。しかし、条約の一般的な語調からみて、この言葉の意味するところが知的創作物 (intellectual creations) でなければならないのは明らかである (この知的創作物という言葉は第2条(5)に用いられている)。このような理由から、多くの国内法およびジュニス・モデル法は、著作物が保護を受けるには、創作性を有するという意味においてオリジナルなものでなければならないと定めている。条約はこの後の条項で、この意味のため複製物と区別をするために、“original works”(訳註：文化庁の著作権関係条約集では、「原著作物」と訳されている。) という表現を用いている (第2条(3))。しかし、オリジナリティを新奇性と混同してはならない。同じ場所に画架を立て、各自が同じ風景の絵を描いた二人の画家は、それぞれ別個に著作物を創作する。一番目の画家が既に同じ対象を描いているために、二番目の絵は新奇なものではないが、制作者の個性を反映しているものであるから、オリジナルなものである。同様に、木の象を彫る二人の工芸家は、二つの象が区別できず、新奇性の点で問題にならなくても、各自はオリジナルな作品を創作する。オリジナリティの定めがある場合、この問題に関する疑義は、裁判所が決定する事項である。

第2条(2)項

固定を要求できる可能性

- (2) もっとも、文学的及び美術的著作物の全体又はその1若しくは2以上の種類について、それらの著作物が物に固定されていない限り保護されないことを定める権能は、同盟国の立法に留保される。

2.9. 同盟国に与えられたこの裁量の余地については、舞踊の著作物と映画の著作物に関連して既に述べたとおりである。法律によっては、著作物を確認し、他人の提供したものと混同を避けるために、固定（必ずしも著作物の作成者による固定を要しない。）を必要としているものがある。固定は条約第5条(2)にいう方式ではない。第5条(2)は、例えば題号の登録など行政上の要件を定めているだけであるが、固定は著作物の存在を立証するものである。

2.10. 有形な物への固定を著作権の一つの条件とする必要はないという、他の考え方がある。映画の分野においても、保護の必要がある「固定されない」映画がありうる。例えば、テレビ受信機の画面に再現される一連の影像是、第三者がビデオ録画装置を用いて録画することから保護されねばならないからである。また、若干の法律では、最初の固定の時を著作物が作成された時——存在するに至った時と定めている。固定が立証のための要件として要求されている場合でも、講演が即席で行われ、ピアノで楽曲が即興演奏され、第三者がそれを録音するときは、その第三者は録音することによって講演者あるいはピアニストのために著作権を完全なものにするとの考え方もある。

2.11. このような考え方の相違があり、かつ、同盟国は知的な創作性を具現していると考えられるもののみを保護する自由があるため、条約はどの考え方にも組せず、また、なんらの解釈も示さず、著作物がなんらかの有形的な物に固定されることを保護の条件とする自由を同盟国に与えている。ストックホルム（1967年）で初めて設けられたこの規定は、必要な裁量の余地をすべて与えている。同盟国は、全面的にまたは著作物の1あるいは2以上の種類について、固定を要求する自由がある。

2.12. 述べておく必要があるのは、チュニス・モデル法は、フォークロア

(folklore, 訳註：第15条(4)項およびその解説を参照)の著作物について固定を要求できることにしては、この問題を未決定のままにしていることである。フォークロアはその国の文化的遺産であり、口伝えて世代から世代へと受け継がれ、ダンスなどはそのステップが記録にとどめられることがない。保護を受けるために固定を要求することは、その保護を危うくし、固定する者に著作権を与える危険を生じると、起草者は考えたのである。

第2条(3)項

二次的著作物

- (3) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利を害することなく、原作物として保護される。

2.13. この項は、しばしば二次的著作物と呼ばれるもの、即ち、別個の既存の著作物に基づく著作物について定めている。二次的著作物の創作には知的努力が必要であるから、条約はこれをオリジナルな著作物として保護している。

2.14. 翻訳者は他人の文章について作業するが、その他人の思想を別個の言語で表現することに精神を集中する。翻訳物はそれ自体が著作物である。翻訳される著作物がなければ、存在することはできないが、言語だけでなく、表現、言葉遣い、文法上の構文、スタイルその他の点で、翻訳される著作物とは異なったものである。

2.15. 翻案も知的所有権の分野で重要な地位を占めており、コミュニケーション媒体の多様化に伴ってますます市場が広がってきている。未知のものであったり、忘れ去られることの多い多数の小説が、戯曲、脚本、ラジオまたはテレビジョンの連続物の台本として舞台、映画、ラジオまたはテレビジョンに進出している。翻案物は既存の著作物に従属するが、それ自体重要性を有しているという意味で、それ自体が著作物である。原著作物が別個の言語によっている場合は、翻案物は翻訳物でもある。

2.16. この項はまた、楽曲の編曲その他一般的に文学的及び美術的著作物のすべての改作物を含んでいる。もちろん、これらの著作物が享有する保護は、原

著作物の著作権を害するものであってはならない。言い換えれば、保護のある著作物を翻訳し、翻案し、編曲し、改作するには、著作者の同意が必要である。もちろん、その著作物が公有に帰しているときは別である。

2.17. したがって、原著作物と二次的著作物の双方が保護を受ける場合は、二重の権利が認められねばならない。翻訳物を利用するときは、原著作物の著作者と翻訳者両方の許諾を得なければならない。ただし、照会なしに著作物を利用することを、翻訳者が契約により原著作物の著作者から許諾されていることはありうる。

第2条(4)項

公文書

- (4) 立法上、行政上及び司法上の公文書並びにその公的な翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。

2.18. この規定は、同盟国にこの種の文書を保護する条件を定める権能を与えている。ストックホルム改正（1967年）において、この規定は文書の翻訳物だけでなく、文書自体にも適用されるべきであり、この裁量の余地が与えられるのは公的な(official)翻訳物の場合に限られるとされた。さらに意見の一致をみたのは、「行政的な」性質の文書という文言があることによって、同盟国はすべての政府刊行物（例えば、教科書）に対し保護を拒絶することは認められないという点である。法律、行政規則、裁判所の判決の原文書または翻訳物を複製することに関して、なんらの制限を設けないのが実際上通例となっている。

第2条(5)項

編集物

- (5) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編集物は、その編集物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。

2.19. この項に定めているのは、別個の種類二次的著作物であり、翻訳物、

翻案物などと軌を一にするものである。ただし、条約はこの項に特別な条件を定めている。即ち、百科辞典、アンソロジーその他編集物は、素材の選択または配列によって知的創作物を形成していなければならない。言い換えれば、作成者は知的創作性を与えるようにしなければならない。なんらの個人的寄与を提供していない単なる著作物のリストまたは抜萃では、十分ではない。

第2条(6)項

保護の義務；保護を受ける者

- (6) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。
この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。

2.20、ブラッセル改正（1948年）で現在の形式に改められたこの項は、国際法の観点からみて、若干の重要性をもっている。従前の規定は、同盟国は著作物保護のための規定を設ける義務を負う旨定めるとどめていたが、改正された規定は、条約自体に直接基づく保護を定めている。ほとんどすべての国において、条約を適用するには、その批准と行政上または立法上の公布が必要である。

しかし、この措置がとられると、条約はその国の法律の一部となる。したがって、条約の文言が直接権利を付与するのに適したものであるときは、個人は権利を行使するのに、条約自体に基づき訴訟を起すことができる。ブラッセル規定の文言（特にフランス語条文における——“jouissent”（享有する））はこのような効果をもっている。

2.21、他の諸国特に英国法の伝統を受け継ぐ国は、条約を国家間の契約と考えており、批准それ自体は、その国で与えられる個々の権利になんらの影響を及ぼさない。条約がこれらの国に課す義務は、批准が行われる前に可決される法律にこれに応じて定められねばならない（第36条参照）。締約国の国民にこれらの国の裁判所に訴えを起す権利を与えるのは、この法律であり、条約自体ではない。ブラッセルでの文言の改正は、これらの国にはなんらの影響がない。要するに、この問題は各国の憲法が定める事項である。

2.22、この項はまた、著作者だけでなく、その承継人も保護を享有する旨定めている。この承継人には、著作者の相続人のほか、理由は何であれ著作権を有するに至った者が含まれる。

この権利は契約によって処分できるものであるから、一身に専属するものではない。著作者は権利の一部または全部を譲渡することができ、譲渡を受けた者は著作者と同様にこの権利を享有する。この項は著作者の相続人または譲り受け人が著作者と同様の地位に立つことを確保している。

第2条(7)項

応用美術の著作物および意匠

- (7) 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第7条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。

2.23. 応用美術の著作物は、第2条(1)項の保護を受ける著作物についての限られたものでない例示に含まれているが、条約はこの著作物に関する法律の適用範囲とその保護の条件を定める権能を国内法に与えている。

2.24. ただし、この裁量の余地には制限があり、同盟国は實際上完全なフリー・ハンドを与えられているのではない。同盟国は、美術の著作物として（即ち、著作権法により）保護している応用美術の著作物について、最低限の保護期間を守らねばならない。この最低限の期間は、著作物製作の時から25年である（第7条(4)項参照）。

2.25. この項に関しては、相互主義を要求することができる。本国においてもっぱら意匠として保護される著作物（即ち、保護が登録にかかる著作物）は、他の国においてその国が意匠に与える保護しか要求することができない。ただし、——ストックホルム会議（1967年）で新たに定められたものであるが、——意匠に特別な保護を与えていない国は、応用美術の著作物を美術の著作物として、言い換えれば、著作権により、かつ、なんらの方式を要せず、常に保護しなければならない。

第2条(8)項

時事の記事および雑報

(8) この条約の保護は、単なる報道にすぎない時事の記事又は雑報について適用されない。

2.26. 単なるニュースまたは雑報は、著作物とみなされるに必要な要件を備えていないため、条約はこれらのものに対し保護を定めないというのが、この規定の趣旨である。しかし、記者その他ジャーナリストの時事に関する報道または解説の文章が、文学的及び美術的著作物とみなされるに十分な知的努力を伴っている場合は、これらのものは保護される。

2.27. 言い換えれば、時事の事件および事実自体は、文学的及び美術的著作物の範囲に属するとみなすに必要な要件を備えていないために、保護が受けられず、その単なる報道も同様である。この除外は、著作物として保護を受けるには、十分な知的創作の要素をもたねばならないという一般原則を確認するものにすぎない。時事の記事および雑報について、知的創作の要素が十分に存在するかどうかケースに応じて判断し、その文章がある程度オリジナリティを有するストーリーであるか、それとも無味乾燥で個性のない時事および雑報の単なる記述にすぎないかを決定するのは、裁判所の権限に属する。

2.28. ただし、述べておく要があるのは、著作権で保護されないとしても、これらは他人の盗むままに任されているのではないということである。他の保護の手段を侵害者に対し用いることができる。通信社と契約せず、競争相手からニュースを盗むような新聞に対して、例えば、不正競争防止法によって訴訟を起すことが可能である。

第2条の2

若干の著作物の保護を制限する権能

(1) 項

口述の著作物

- (1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。

2の2.1、第2条の2において、条約は、国内法が口述の著作物に対し保護の限度を定めることを認めている。特に、政治上の演説および裁判官、弁護士が法廷で行う陳述について、保護を全部または一部排除することを認めている。この規定はローマ改正（1928年）において設けられたものであり、以来変更が加えられていない。情報の自由がその根拠である。ただし、これらの著作物の著作者は、その著作物を編集物に作成し発行する権利を有する（本条(3)項参照）。この種の編集物の例としては、政治家の演説および著名な弁護士の弁論を集めた最近の出版物がある。

第2条の2(2)項

講演および演説の利用

- (2) 報道の目的上正当な範囲内において、公に行われた講演、演説その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し、有線により公に伝達し及び第11条の2(1)に規定する公の伝達の対象とする場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

2の2.2、この規定も、これらの口述の著作物について、同盟国が自国のルールを定めることを自由に行っている。その範囲は、新聞雑誌だけでなく、ラジオおよびテレビジョンのニュース報道まで含まれるよう、ストックホルム改正で拡張された。講演、演説その他これらと同性質の著作物は、新聞雑誌だけでなく、その他の現代のコミュニケーション媒体によって複製することができる。

2の2.3、ただし、若干の制限が定められている。自由が認められるには、これらの著作物が公にされたものでなければならない。さらに、利用が報道の目

的上正当なものでなければならない。講演者の述べたことを公衆に報道するのが目的であれば、講演の主題自体がニュースである必要はない。例えば、17世紀の文豪についての放送の講演は、その主題がそのとおりのものであっても、この項の適用を受ける。述べておく必要があるのは、第2条(1)に例示されている説教は、ストックホルム（1967年）でこの規定の範囲から除かれたことである。

2の2.4. 政治上の演説および裁判上の陳述の場合と同様、これらの講演、演説などは、それぞれの著作者の承諾を得て、はじめて編集物として印刷することができる（後記参照）。

第2条の2(3)項 編集物

- (3) もっとも、著作者は、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする排他的権利を享有する。

2の2.5. この規定の根拠に関して、説明しておく必要がある。これらの著作物の著作者に排他的な権利を与えることは、政治集会および裁判の報道を妨げるものでない旨が、ブラッセル改正（1948年）で強調された。これらの著作物の編集物を他人が作成し発行するのを認めることまでは、報道の自由によって正当化されなかった。

第3条

保護の要件；連結点

3.1. 本条は、条約の連結点(*points de rattachement*)、即ち、条約により保護が与えられる場合に満たされるべき要件を定めることを目的とする若干の規定の最初のものである。1967年に、ストックホルムで基本的な変更が加えられた。以前の(ブラッセル)規定(1948年)は、地理的な基準(著作物の最初の発行地の基準)を定めているだけであったが、1967年の改正は、発行著作物についても未発行著作物の場合と同様、人的な基準(著作者の国籍またはその常居所の基準)を追加した。その結果、条約は今後、発行されているかどうかを問わず、また、どこで最初に発行されたか——同盟国またはその他の国のいずれか——を問わず、同盟国の国民である著作者(またはいずれかの同盟国に常居所を有する著作者)の著作物に保護を与えることになった。以上、一般的な事項を述べ、次に詳細の検討に移る。

第3条(1)項

著作者の国籍および著作物の発行地

- (1) 次の者は、次の著作物について、この条約によって保護される。
- (a) いずれかの同盟国の国民である著作者 その著作物(発行されているかどうかを問わない)
 - (b) いずれの同盟国の国民でもない著作者 その著作物のうち、いずれかの同盟国において最初に発行されたもの並びに同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行されたもの

3.2. この項は、次の者に保護の利益を与えている。

- (a) いずれかの同盟国の国民である著作者、その著作物の発行または未発行を問わない。著作者の国籍が連結点である(人的基準)。
- (b) 同盟国の国民ではないが、いずれかの同盟国で最初にその著作物を発行したか、または同盟外の国といずれかの同盟国においてその著作物を同時に発行した著作者。最初の発行地が連結点である(地理的基準)。

3.3. 最初のケースでは、著作者の国籍だけが考慮されるが、第2のケースでは、著作物がどこで最初に発行されたかを考えねばならない。

第3条(2)項

著作者の居所

- (2) いずれの同盟国の国民でもない著作者でいずれかの同盟国に常居所を有するものは、この条約の適用上、その同盟国の国民である著作者とみなす。

3.4. 人的基準は二つに分れる。国籍の基準と常居所の基準である。この規定は、同盟国の国民ではないが、いずれかの同盟国に常時居住している著作者を、同盟国の国民である著作者と同様に取扱っている。住所でなく、常居所の概念が用いられたのは、住所の概念が国によって異なるのに対して、常居所は訴訟が提起される裁判所に事実問題、即ち、著作者が一定の場所に居所した程度の問題を提示しているにすぎないからである。この項は、無国籍者および避難民に関する特別なケースを定めていることを注意されたい。

第3条(3)項

発行著作物の定義

- (3) 「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問わず、著作者の承諾を得て刊行された著作物であって、その性質にかんがみ公衆の合理的な要求を満たすような数量の複製物が提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術の著作物の展示及び建築の著作物の建設は、発行を意味しない。

3.5. 「発行された著作物」という表現の定義は、ストックホルム(1967年)で最新のものにされた。二つの重要な変更が加えられた。一つは著作物が公衆の注目を促す方法に関するものであり、他は著作者の承諾を必要とする旨を明らかにしたことである。

3.6. ブラッセル規定は、著作物の複製物が十分な量により公衆に利用される

ことを発行としていたが、経験によれば、この文言はあまりにも制限的である。例えば、映画は図書、雑誌、新聞とは違い、販売に供されない。観客は映画フィルムを所有することなく、その上映によって映画を鑑賞する。さらに、交響曲のオーケストラの各パーツ用の楽譜は少数しか印刷されないことが多く、演奏会の興行主に賃貸されるが、売却はされない。したがって、柔軟性のある方式が用いられ、複製物が公衆の合理的な要求を満たす程度に提供されねばならないとされた。ただし、この文言は濫用を認めるものではない。同盟外のある国で大量の売行があった書籍を1ダース1軒の店のウィンドウに展示するだけでは、十分ではない。また、限られた観客に見せるため、フェスティバルに送られたプリント1本だけの映画の著作物の場合も、この要件に適合しない。これらはいずれも、公衆の合理的な要求を満たしてはいない。

3.7. この定義は「その性質にかんがみ」という文言で終わっている（訳註：条文の原文参照）。この文言は、書店での購入を目的とする著作物、予約購読者に頒布される雑誌および商業用レコードとは違い、公衆への販売には供されない映画とこれらのものの間に存在する相違を配慮することを目的としている。映画については、製作者が興行主の自由に委ねることで十分であり、複製物を販売する必要はなく、貸出または自由な配給によって、公衆に提供されたものとなる。

3.8 この項に追加された第2の点は、著作物の著作者の承諾を必要とすることである。その目的は、それ自体が著作権を侵害している発行物を除外することにある。例えば、盗まれた原稿が承諾なしに発行された場合に、発行の国を著作物の本国とすることを含め、条約に従い発行の行為から生ずる効果をこれにかからせることは正当ではない。また、著作者の承諾を必要とすることによって、強制許諾によって複製物が作成された著作物を発行されたものとみなすことを拒否できる。

3.9. この項は、発行にはならない若干の行為を明記している。これらは上演、演奏、公の朗読、有線による伝達、放送、美術の著作物の展示、建築の著作物の建設である。これらは著作物についてつかのまの印象を与えるにすぎないが、発行には有形な物（書籍、ディスク、フィルムなど）の頒布が関連する。著作物が発行されたものとなるには、この項で述べていることから明らかのように、

複製物製作の手段としての、著作物を具現する有形の物が存在しなければならない。この有形の物は、原則として、人が保有できるなんらかの物でなければならない。

第3条(4)項

同時発行の定義

- (4) 最初の発行の国を含む2以上の国において最初の発行の日から30日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

3.10. 第3条第1項は、地理的基準(著作物の最初の発行地)に関して、その一つが同盟国である二つの国で著作物が同時に発行された場合について配慮しているので、「同時に」の意味を定義する必要がある。ブラッセル(1948年)で、この言葉の広い解釈が採用された。最初の発行から30日以内にその後の発行があれば、条約に定める保護の目的からみて、その発行は同時に行われたものとみなされる。

3.11. 以上が、人的基準と地理的基準を基にして第3条に定められた連結点である。第1の基準に関して忘れてならないのは、作者の国籍および特に常居所はいずれも時々変ることであり、保護が与えられる場合に、この基準が適用される時点について問題が起りうることである。三つの可能性が明らかにある。著作物の作成の日、最初に公衆の利用に供される日、保護が要求される日である。条約はこれに関して沈黙している。国内法にもこれについて定めがないときは、必要が生じた場合に、裁判所が自らの選択をしなければならない。

第4条

副次的基準

次の者は、前条に定める条件が満たされない場合にも、この条約によって保護される。

- (a) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物の著作者
- (b) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物の著作者又はいずれかの同盟国に所在する不動産と一体となっている絵画的及び彫塑的美術の著作物の著作者

4.1. 冒頭に、「前条に定める条件が満たされない場合にも」という文言を用い、条約はこれらの基準に副次的な性質を与えている。

4.2. まず、この規定は、いずれかの同盟国で第3条にいう発行が行われていない映画で、その著作者がいずれかの同盟国の国籍を有していないか、またはいずれかの同盟国に常居所を有していないものについて定めている。この場合、製作者が映画製作会社など法人であるときは、その者がいずれかの同盟国に主たる事務所を有しており、個人であるときは、いずれかの同盟国に常居所を有しておれば十分である。

4.3. 追加の連結点として製作者の国が追加されたことによって、映画に一層の保護が与えられ、この保護の拡張が製作者のほか著作者の利益にもなることが強調された。また、テレビジョン放送は無線波によって公衆の利用に供されるにすぎないから、第3条(3)項にいう発行にはならない。したがって、テレビジョン著作物は未発行の著作物であり、著作者がいずれかの同盟国の国民であるか(第3条(1)項(a))、いずれかの同盟国に常居所を有するときに(第3条(2)項)、はじめて条約の範囲に属することになる。しかし、これらの著作物は、この副次的な保護の基準により条約の保護を受けることができる。

4.4. 述べておかねばならないのは、第4条(a)は、製作者または製作会社の国籍について定めているのではないという点である。本条にいう「製作者」には法人が含まれることを明らかにするとともに、法人の国籍に関するすべての争いを回避するために、常居所(先に述べた理由から住所ではなく)または主たる

事務所を基準としているにすぎない。

4.5. 前記に付随して、共同製作（劇場用映画、テレビ映画のいずれにおいても一般に行われている。）の場合は、製作者のいずれかが同盟国に常居所または主たる事務所を有しておれば、著作物が保護を受けるに十分であると意見の一致をみている。

4.6. 次に、第4条は、第3条の条件を満たさない（即ち、その著作者が同盟国の国民でもなく、また同盟国に居住してもいず、かつ、同盟国で同条にいう発行が行われていない）建築の著作物その他美術の著作物について定めている。これらの著作物は、建築の著作物については、いずれかの同盟国に建設された場合、また、その他の美術の著作物については、いずれかの同盟国に所在する建物その他の建造物と一体となっている場合に、条約によって保護されることになる。

4.7. 1967年のストックホルム改正の間に、この副次的な場所の基準は、該当の著作物の原作品に限って適用されることが強調された。言い換えれば、著作物の複製物が同盟の1国に建設されたにすぎず、原作品は同盟外にあるときは、その保護を要求することはできない。

第 5 条

内国民待遇;自動的な保護;
本国とは関係のない保護;本国

5.1. 本条は、条約の基礎となっている基本的原則を定めており、これらの原則は、建物を支える大黒柱のように、保護の構造を決定する役割を果たしている。

第5条(1)項

内国民待遇の原則

(1) 著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

5.2. この規定は、著作物の保護に関して、自国民と同様の待遇を外国人に与えている。言い換えれば、いずれかの同盟国を本国(第5条(4)項の定義による。)とする著作物は、他のすべての同盟国において、これらの国が自国民の著作物に与えるのと同じ保護を享有する。例えば、セネガルの著作者が著作し、アイボリー・コースト(象牙海岸)で最初に発行された著作物の著作権がフランスで侵害された場合、その著作者および権利承継者は、フランスの著作者が著作し、フランスの領土内で発行された著作物と同様の待遇をフランスで受けねばならない。

5.3. この同じ待遇の意味を誤解してはならない。保護の範囲は国によって異なるために、それ自体はすべての同盟国における保護の同一を意味していない。例えば、美術家の「追及権」(*droit de suite*)の保護を法律に定めていない国が多い。この権利を認めている国の国民である美術家は、権利を認めていない国ではその保護を受けられない。ただし、各国国内法の間の相違を少なくするために、第5条(1)項は、「この条約が特に与える権利」を同じ待遇のなかに含めている。即ち、条約に定める最低限の保護に従って規定されたルールである。

5.4. 同盟国民である著作者は、すべての同盟国で保護を約束され、条約が明白に与えているすべての権利を享有するとの保証を得ている。このほかに、これらの著作者は、すべての同盟国で、少なくとも国民である著作者と同様の待遇を受けねばならない。

第5条(2)項

自動的な保護および保護の独立

- (2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらず。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

5.5. 条約の別個の基本原則がこの項に定められている。まず第1に、いかなるものであれ方式の順守を保護の条件とすることはできない。この「方式」という言葉は、権利が存在するのに必要な条件——国内法によって定められる行政上の義務で、これが満たされないときは、権利の喪失をもたらす——の意味に理解しなければならない。著作物の複製物の寄託、なんらかの公共機関または公的機関への著作物の登録、登録料の支払いなどの1あるいは2以上がその例である。保護がこの種の方式の順守を条件としている場合は、条約の違反となる。ただし、ここで問題となるのは、保護の承認と範囲であって、法律によって与えられる権利を利用することができる種々の方法ではない。例えば、同盟国は著作物の利用の条件を規定するモデル契約を定めることができ、このことは方式とはみなされない。注意しなければならないのは、法律に定める規定が権利の享有と行使に関するものであるかどうかである。

5.6. この規定は、条約によって要求される権利だけに関係のあるものである。いかなる方式とも関係のないこの自動的な保護は、著作物がその本国で享受する保護とは無関係に存在する。事実、これらの国がその国での著作物に関する権利の存在または行使を、適当と考える条件または方式に従わせるのは全く自由である。純粋に国内法の問題であるからである。しかし、同盟に属する国の著作者は、本国以外の全同盟国において、その国でのいずれかの方式に従う必

要はなく、かつ、著作物の本国で要求されるなんらかの方式に合致することを証明する義務さえなしに、保護を要求することができる。

5.7、さらに、この項は、条約の特定の規定（条約上の最低限の保護）とは別に、保護の範囲はもっぱら保護が要求される国の法律の定めるところによると述べている。これには若干の説明が必要である。方式の場合と同様、ここで考えられているのは権利の享有、権利の範囲およびその存続期間である。契約当事者が他のある法律を適用することで合意している場合は、契約の条件または著作者に対する報酬の方法は、必ずしも保護が要求される国の法律にはよらない。また、訴訟になった時に、侵害をこうむった著作者は、通常自らの権利が侵害された国の裁判所を選ぶものであるが、例えば、差押えれば損害を償うことができる被告の資産がその国に存在しているとの理由で、他のある国で裁判を請求するかもしれない。この場合、生ずる可能性のあるなんらかの抵触を解決するため、国際私法の適当な規定を適用するのは、裁判所の権限に属する事項である。

第5条(3)項

本国における保護

- (3) 著作物の本国における保護は、その国の法令の定めるところによる。もっとも、この条約によって保護される著作物の著作者がその著作物の本国の国民でない場合にも、その著作者は、その著作物の本国において内国著作者と同一の権利を享有する。

5.8、この項は、本国における保護をその国の国内法の定める事項としている。著作者がその国の国民であるかどうかを問わず、このことが該当する。いずれの場合にも、著作者はその国の国民と同様の待遇を受ける。例えば、最初の発行地の法律が、その国民で国内において最初に発行を行う者とそうでない者とを区別し、前者のみを保護することがありうる。この区別はその国で著作物を最初に発行する外国人（この者は著作物の本国の国民ではない。）には適用されない（条約第3条(1)(b)に基づく保護）。その国内法が外国人に適用され、国民と同じ待遇が与えられねばならない。ただし、国民が国外で発行した場合は、同様の利益を受けられない。

5.9. 要するに、著作物の本国における保護は、著作者がその国の国民である場合、もっぱらその国内法令によって定められる。条約はなんらの保護も与えない。その他の著作者が関係する場合に、内国民待遇が保証される。

第5条(4)項

著作物の本国の定義

- (4) 次の著作物については、次の国を本国とする。
- (a) いずれかの同盟国において最初に発行された著作物については、その同盟国。もっとも、異なる保護期間を認める2以上の同盟国において同時に発行された著作物については、これらの国のうち法令の許与する保護期間が最も短い国とする。
 - (b) 同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その同盟国
 - (c) 発行されていない著作物又は同盟に属しない国において最初に発行された著作物でいずれの同盟国においても同時に発行されなかったものについては、その著作者が国民である同盟国。ただし、次の著作物については、次の国を本国とする。
 - (i) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物については、その同盟国
 - (ii) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物又はいずれかの同盟国に所在する不動産と一体となっている絵画的及び彫塑的美術の著作物については、その同盟国

5.10. この規定は、前記に述べてきた基本原則を支えるかなめ石になっているといえる。条約第3条と第4条は、それぞれ主たる基準と副次的基準である連結点を定めている。第5条の最初の3項は、連結の結果を定めている。方式とは関係のない内国民待遇と本国とは関係のない保護である。この項は、本国を定め、保護を受ける資格を定める規定の仕上げとなっている。

5.11. 本国における保護は、先に述べたとおり、その国の法律によって定められる。インド人の著作者がインドで発行した著作物の場合を考えてみると、そこには外国の要素は介在していない。条約はもっぱら国際関係を規律し、著作物の利用に関して同盟国間に生じる国際問題を解決することを目的とするものであるから、当然このようなケースは取扱わない。

5.12. 前記のとおり、若干の連結点があり、適用の容易なものもある。例えば、同盟国の国民が発行した著作物、著作者が同盟国の国民である未発行の著作物、外国人の著作物ではあるが、いずれかの同盟国で発行された著作物などである。しかし、同時にいくつかの別個の基準に従い、著作物が条約で保護される場合がある。例えば、オランダに常居所を有する英国籍の著作者が、その著作物の一つをアメリカ合衆国（非同盟国）で発行する場合である。新しい連結点がストックホルム（1967年）で導入されたため、著作者の国籍とその常居所の双方の理由によって、最初の発行地がどこであるかを問わず、前記の著作物は条約で保護される。さらに、映画の著作物については、国籍または発行地に基づく保護を要求できないときも、同盟内に製作者が主たる事務所または常居所を有している場合は、保護を受けることができる。

5.13. この条約の適用分野の拡張は、著作物の本国に影響を及ぼしている。この項では、三つのケースを定めている。

5.13.(a) 地理的基準（最初の発行地）によって条約で保護され、同盟内でのみ発行された著作物

本国は著作物が最初に発行された同盟国である。発行地（地理的基準）が国籍または常居所（人的基準）よりも優先する。例えば、ベルギー人である著作者またはベルギーに常時居住する著作者が、西独で著作物を最初に発行した場合、その本国は西独である。条約は「同時」発行、即ち、最初の発行から30日以内の発行もこれに含めている。著作物が同盟の数か国で同時に発行された場合は、法令が最も短い保護期間を与えている国が本国となる。

注意を要するのは、条約が二つの国の間の保護期間の相違を仮定していることである。条約はそれぞれ同一の保護期間を有する数か国間の同時発行について定めてはいない。（多くの国が第7条に定める最低限の期間を採用しているため、この問題は理論上のものにとどまらない。）この問題については、必要とするときは、例えば、種々の出版物の正確な日付のほか、他の版と比較したある版のサイズが考えられるが、これらを基礎にして裁判所が決定しなければならないと考える。しかし、別の意味では、この問題は理論的な重要性しかない。大多数のケースでは、本国は保護期間を決定するうえで重要性をもつにすぎず、前記の仮定では、すべての期間が同じであるからである。

5.13. (b) 地理的基準（最初の発行地）によって条約で保護され、同盟内と同盟外で同時に発行された著作物

この場合は、著作物の本国を決定するうえで、同盟国が他の国より優先する。

5.13. (c) 人的基準（国籍または常居所）によって条約で保護され、発行されていないかまたは同盟外で最初に発行された著作物

条約は、著作者が国民である同盟国を本国と定めている。注意を要するのは、この規定は著作者の国籍のみを考慮しているのであり、人的基準の他の面即ち常居所の基準を考慮していないことである。同盟国の国民ではないが、同盟国に常時居住する著作者を例にとった場合、その未発行の著作物と同盟内での同時発行を伴わず、同盟外のある国で最初に発行された著作物の本国を決定するにあたって、同じルールが適用されるべきであるのか。答えはイエスであると考えられる。この項が、条約のすべての適用に関し、常居所を国籍と同様に取扱っているからである。したがって、著作者がいずれかの同盟国の国民でないときは、本国はその常居所の国であるとみなすことができる。もちろん、同盟国の国民でもなく、その居住者でもない著作者の未発行の著作物は、すべて条約の保護の範囲外にある。

5.14. (4)項(c)は、未発行の著作物または同盟外で最初に発行された著作物に適用される通常のルールに関して、二つの例外を定めている。

5.14. (i) 最初の例外は映画の著作物に関するものであり、ストックホルム(1967年)で取入れられた新しい連結点が必然的にもたらす論理的結果である。本国は製作者の主たる事務所または常居所により決定される。この一般的な方式が他の人的基準である著作者の国籍または常居所よりも優先する。その理由は、映画はその性質上幾人かの著作者の協力によることが多く、ままたるようこれらの方が国籍または居所を異にするときは、人的基準の使用によって混乱が起きるおそれがあるからである。ただし、注意を要するのは、この項は未発行の著作物または同盟外で最初に発行された著作物に限って適用されることである。著作物がいずれかの同盟国で最初に発行されまたは同時発行されるときは、(4)項(a)および(b)の一般的な規定が適用される。この例外は、映画は発行されないことがしばしばあり、本国を多数の共同著作者の国籍に依存させるときは、法律上の混乱を生じるおそれがあるのに対して、製作者を基にする方が(連結点

の場合と同様) はるかに明確であることを認めているだけのことである。

5.14. (ii) 第2の例外は、建築の著作物および建築物と一体となっている他の美術の著作物に関するものである。映画の場合と同様、記念建造物、建築物、彫像、フレスコ画で未発行のものまたは非同盟国で最初に発行されたものについて定めている。建築家または美術家の国籍（またはその常居所）は重要ではない。本国は建築の著作物が建設され、その他の著作物が所在する同盟国である。ありそうにもないが、第3条(3)にいう発行がいずれかの同盟国で行われたときは、(4)項(a)および(b)の通常のルールが適用される。

5.15 以上が、条約が著作物の本国を決定するルールである。保護期間を検討する際に、この問題は重要性をもつ（第7条(8)項参照）。

第 6 条

同盟に属しない国の国民が製作した著作物に関して保護を制限できる可能性

6.1. この規定は、同盟に属しない国に対する報復を同盟国に認めている。最初、1914年に議定書として追加され、ローマ改正（1928年）において条約本文に組み入れられた。それ以来、ストックホルム（1967年）における若干の起草上の変更を除いて、文言は変更されていない。

第 6 条(1)項

最初の発行の国と他の国との関係

(1) 同盟に属しない国がいずれかの同盟国の国民である著作物の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟国は、最初の発行の時に於いて当該同盟に属しない国の国民であつて、かつ、いずれの同盟国にも常居所を有していない著作物の著作物の保護を制限することができる。最初の発行の国がこの権能を行使する場合には、他の同盟国は、そのように特殊な取扱いを受ける著作物に対し、最初の発行の国において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

6.2. この規定は条約の適用分野の統一を維持しようとするものであり、この目的のために、同盟国の著作者の著作物に適正な保護を与えない同盟外の国に対し報復措置をとることを認めている。その目的は、同盟の国と境を接している国の国民が、その国と同盟国とで同時に著作物を発行する方法を用い、条約が外国人を国民と同様に取扱うことから利益を得ているのに対し、その国の国内法により同盟国の著作者に与えられる保護が条約に定める最低限の保護よりも低く、互恵の待遇を与えていないような事態をできる限り回避することにある。内国民待遇の原則は、この限りにおいて、相互主義の条件による修正を受けている。

6.3. 例えば、同盟国ではなく、適正な方法でスペイン国民の著作物を保護していないラテン・アメリカの国の国民が、スペインで著作物を発行したが、その著作者はスペインまたは他の同盟国に居住していない場合に、スペイン政

府はその国の国民が著作者である著作物について、「保護を制限する」ことができる。その場合、他の同盟国はこの種の著作物にスペインよりも厚い保護を与えることを強制されない。

6.4. 自国民に対して与えられる保護が、差別待遇をされる国で、保護の範囲と実際上の結果の双方について十分なものであるかどうかを決定するのは、報復措置をとる国であるから、この問題には明らかにデリケートな点がある。

6.5. 述べておかねばならないのは、この制裁は保護の制限のみを認めているのであり、完全な保護の拒否を認めているのではないことである。したがって、ある国が保護を全然拒否するときは、条約が認めている範囲を越えることになる。

第6条(2)項

不遡及

(2) (1)の規定に基づく制限は、その実施前にいずれかの同盟国において発行された著作物についてその著作者が既に取得した権利に影響を及ぼすものであってはならない。

6.6. 前記の任意のものである制限は、制限が適用される前に取得された権利を尊重しなければならない。遡及することはできない。

第6条(3)項

通告

(3) この条の規定に基づいて著作者の権利の保護を制限する同盟国は、その旨を、その保護の制限の対象となる国及びその国民である著作者の権利に対する制限を明記した宣言書により、世界知的所有権機関事務局長(以下「事務局長」という。)に通告する。事務局長は、その宣言をすべての同盟国に直ちに通報する。

6.7. この報復措置が同盟の関係に及ぼす影響からみて、この措置は当然すべての同盟国に通報されねばならない。したがって、この措置を講ずる国はWIPO事務局長にその旨通告し、事務局長は他の同盟国にそれを通報することを、

条約は要求している。この通告には、対象となる単数または複数の国およびその国民に対して課される制限を明記しなければならない。

6.8. 外交上微妙な問題があるため、これまでどの政府もこの手段を利用していないが、同盟国は引続きこの法律上の武器を利用することができる。

第6条の2

人格権

6の2.1. ローマ(1928年)で条約に導入された本条は、金銭的または経済的な権利のほかに、人格的な種類の権利を著作権が包含する旨強調しており、重要な規定になっている。この人格的な権利は、経済的な権利が著作者の生計を立てる必要を反映しているのと同様、著作物が創作者の人格の反映であることに基づいている。

6の2.2. 第6条の2は、ブラッセル(1948年)で僅かな起草上の修正が施されたほかは変更されていない。その冒頭で、条約はこの「人格的な権利」またはその諸権利を包含する旨が定められている。

第6条の2(1)項

人格権の内容

- (1) 著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

6の2.3. この規定は著作者の権利のうち二つのものを掲げている。まず第1は、著作物の著作者であることを主張する権利、即ち、創作者であることを主張する権利である。その主張は、通常、複製物における氏名表示の形で行われる(タイトル頁または見返し、映画のサブタイトル、絵画および彫刻の署名)。この著作者であることを主張する権利は、著作者が希望するとおりに行使することができる。消極的な方法、即ち、変名または無名で著作物を発行する形で行使することが可能であり、また、いつでも考え方を変え、変名または無名を取りやめることができる。また、この権利に基づいて、著作者は自分のものではない著作物にその氏名が表示されることを拒否することができ、いかなる者も他人の氏名を無断使用し、その他人が創作したことのない著作物に本人の氏名を表示することはできない。著作者であることを主張する権利は、条約によ

って著作物を複製または抜萃することを認められる者に対しても行使することができ、著作者の氏名が表示されねばならない(第10条(3)項参照)。

6の2.4. 第2の権利は、著作物の変更、切除その他の毀損を行い、著作者の名誉または声望を害するおそれのある行為に対して異議を申立てる権利である。この権利は時に「尊重権」(right of respect)とも呼ばれる。その文言は極めて弾力性に富むもので、裁判所に大きな裁量の余地を与えている。

6の2.5. 一般的には、著作物の利用を認められた者(例えば、著作物を複製または公に上演・演奏するなど)は、著作物を削除しあるいは著作物に追加を加えるなど改変を施すことはできない。プロデューサーは自らの権限で戯曲からいくつかのシーンを削ることはできず、出版者は物語からいくつかの章を削除することはできない。翻案の場合には、問題は微妙なものになってくる。例えば、小説から戯曲を執筆しあるいは映画を製作する場合、翻案者に対し原文に厳密に忠実であることを主張することはできない。表現の方法が異なり、舞台または映画用の脚本への改作には修正を必要とするからである。しかし、この翻案者の自由は完全なものではない。著作者は「尊重権」によって、例えば、著作物の性質または著作者が基本的に伝えようとするところを変えるような変更をプロットおよび人物の主な特徴に加ええないよう要求することができる。条約は著作者の名誉または声望の毀損について述べている。その文言は極めて一般的なものである。著作者は、演劇または映画への翻案に際して、観客の一部の好みに合わせるため、原作に軽いポルノ風のひねりが加えられたことについて、純文学作家としての声望をそこなわれたか、それともその後の時代の風俗に適合するよう適当な趣がその著作物に添えられたかを判断しなければならない。しかし、それにもかかわらず、この権利が、著作者であることを主張する権利とともに、人格権の重要な一側面であることに変わりはない。

6の2.6. 注意を要するのは、人格権は「著作者の財産的権利とは別個に」存在し、かつ、「この権利が移転された後」にも存在することである。このことが著作者を自分自身から守り、興行主が人格権を非人格的なものに変えるのを防いでいる。若干の法律は、人格権は移転することができない、著作者は人格権を放棄することができないと明示しているほどである。しかし、この点についても、裁判所はいくらかの行為の自由を持っている。ブラッセル改正(1948年)

で、この(1)項に、「又は著作物に対するその他の侵害」という文言が加えられたが、これは著作者の名誉または声望を害するおそれがあるのは、変更、切除または修正だけではないことを強調するためである。

6の2.7. 条約に人格権を導入したローマ改正（1928年）では、このほかに、「著作物を公表するかどうかを決定する権利」を追加する提案が行われた。この権利は一般的に「公表権」として知られるものであり、著作者はその著作物を公表するかどうか、また、どのような形で公表するかを決定する専権を持つ旨を定めようとするものであった。この公表権は、例えば、債権者がアパートの家賃の未払いで著作者を訴え、発行する目的で原稿を差押えることから、著作者を守るものである。また、この権利によって、劇作家はその作品が舞台上演される前に、書籍として出版することができる。さらにまた、交響曲の作曲者は、その作品が商業用レコードとして発行される前に、世界的名声を持つオーケストラにだけ作品を演奏させようと望むこともできる。しかし、意見の相違があり、若干の法律がこの権利を明白に認めているのに対し、他の法律はこれを裁判所の判断に委ねているため、条約にこの権利を追加しようとする提案は採択されず、その後の改正でも復活をみていない。

第6条の2(2)項

著作者死後の人格権

- (2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。もっとも、この改正条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作者の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能を有する。

6の2.8. この規定は、ストックホルム（1967年）での討議に基づき現在の形式になったが、人格権の保護に関して、以前の条約の条文と比べると大きな変化が見られる。ブラッセル（1948年）規定に定められていた「生存中」という文言は(1)項から削除され、したがって、人格権は以後著作者の死後まで延長され、「少なくとも財産的権利が消滅するまで」存続することになった((2)項参照)。1967年の前の条文では、この延長は単なる可能性にすぎなかったのに対して、

現在は条約上の義務となっている。さらに、「少なくとも」という言葉が用いられていることによって、この義務は最低限のものであり、国内法が永久の保護を定めることを妨げるなものもないことを明らかにしている。ただし、条約は私権に関して定めをしているのであり、多くの国において、記念建造物、建築物その他各国の文化財の保護と保存は公法の問題であるため、その点の定めまでしているのではない。

6の2.9. 第6条の2(2)項は、保護が要求される国の法令が、著作者の死後または財産的権利の消滅後、人格権に基づく権利を行使することができる人または団体を定めることを認めている。

6の2.10. しかし、この項は、1967年のストックホルム改正の際に行われた妥協の産物である、一つの例外を含んでいる。この例外は、新しい規定(現在は、1971年のパリ規定であるが、この点については、ストックホルム規定以来変更はない。)の批准またはそれへの加入の時に効力を有する法令によって、(1)項に定める権利のすべてに関して保護を定めていない国は、著作者の死後はこれらの権利の一部が存続しないことを定めることができる旨規定している。この規定はアングロ・サクソン系の法律の伝統を有する同盟国の実情を配慮したもので、これら諸国では、人格権の保護は主としてコモン・ロー特に名誉毀損の法律が定める事項であり、名誉を毀損された者の死後は、通常訴えを起すことが認められていない。

6の2.11. このような理由から、条約は著作者の死亡による人格権の完全な消滅は認められない旨を定めているが、同盟国が人格権を構成する権利の一部を著作者死亡の日以降消滅させることを認めている。例えば、このような定めをする国は、著作者であることを主張する権利のみを維持し、他の権利(著作物の修正を禁止する権利)は裁判所に委ねることができる。一般的な原則が一つの例外によって弱められてはいるが、第6条の2の現在の条文は、人格権を支持する者の立場からみて、ブラッセル前の規定に比べ著しい改善が加えられている。従前の条文では、前記のような同盟国は、著作者の死後は人格権のいずれの要素も保護する義務がなかったのに対して、以後少なくとも財産的権利が消滅するまでは、その保護をしなければならないからである。

第6条の2(3)項

救済の方法

- (3) この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

6の2.12. この規定は、ローマ改正（1928年）以来、変更が加えられていない。保護が要求される国の法令に準拠するのが通常であり、この法令が、著作者、その承継人または人格権侵害を防止するため法律が権能を与えている人あるいは団体が享有する救済の方法（民事訴訟または刑事訴追）を定める。条約はその旨明示してはいないが、この国内法が制裁（差押え、損害賠償など）まで決定することになる。

第 7 条

保護期間

7.1. ベルリン改正（1908年）で設けられた本条は、条約の基礎を構成する規定の一つであり、著作者の承継人が享有する権利と一般公衆の権利との間の妥協を国際的に示している。

第7条(1)項

一般的規定

(1) この条約によって許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後50年とする。

7.2. この規定はすべての同盟国を拘束する最低限の定めをしており、これが条約上の義務となったのは、ブラッセル（1948年）からである。同盟国がさらに前進し、著作者の死後50年の期間を越えて期間を延長することを妨げるものはなにもない。これまでもこの延長を望む動きがあった。若干の国で、交戦期間の間著作物を利用する機会が失われていたことを補償するため、著作権を延長する方法（現在「戦時期間の延長」として知られている。）を用いることにより、この動きが始まった。これらの方法は国によって異なっており、また、かつての敵対国と中立であったが戦争の影響を受けた国との間に、双務協定が結ばれた。しかし、このような状態は、法律の規定と実情を混ぜ合わせたものにすぎないため、世界的に合意をみた永続性のある延長を望む声広がっていった。ストックホルム会議（1967年）で採択された勧告にその反響が見られる。勧告は若干の国が既に50年を越える保護期間を与えていると述べ、双務協定による例外的な延長のケースについて注意を喚起した後、保護期間延長に関する多国間協定の締結を目指す交渉が関係の諸国の間で続けられることを望む旨希望を表明した。しかし、これまでのところこの勧告に従った事例はない。

7.3. この著作者死後50年の最低限の期間を依然大多数の国が採用しており、これには同盟外の大国（アメリカ合衆国）が含まれている。アメリカ合衆国は最近の著作権法の改正にあたり、著作権を発行の日が始まる期間に依存させる考え方を放棄し、この最低限の水準一本に絞った。条約は著作物をその創作者

に関連させ、保護期間を著作者の死亡の日から計算している。深く考えるならば、この期間の長さがいかにあるべきかについて意見の分れるところである。精神の産物は時代を通じて創作者の人格を反映しつづける性質のものであるから、永久であるべきであると考える者がある。見事な調度品のように、精神の産物は幾世代にもわたって楽しみを与える。しかし、知的所有権の特質からみれば一般公衆の利益となるよう、文化の発展のため支障または妨げなしにその周知をはかることが必要であり、このことから著作物の利用に関して著作者およびその相続人が享有する独占の期間になんらかの限度を設けることが示唆される。

7.4. 50年の期間が選定されたのは、単なる偶然によるものではない。著作者とその直系の子孫の平均的な生存期間即ち3世代が含まれるのが公正かつ正当であると、考えた国が多かったのである。この期間の当否は明らかに事情によって変化する。この期間は常に著作者の生存期間の長さに依存しており、著作者が若年で急死したり、百才まで生きるという事例の相違は避けられない。しかし、一般的には、著作者の相続人達が著作者のことを記憶している間で、その著作物から利益を得るに十分な期間を著作者の生存期間に追加するのが正当であると考えられた。経験によれば、著作者が死亡すると、その著作物は時には忘却のかなたに押しやられ、やがてそこから浮び上るものもあり、そうでないものもある。いずれにしても、書籍や若干の楽劇の著作物は別であろうが、現代の著作物利用手段に関しては、著作権の保護期間は利用者にとってさしたる経済的重要性をもつものではない。利用者は著作者の代表とブランケット許諾の取決めをして、大量のレパトリーを利用するのであり、ある著作物が公有に帰しても、通常、利用者が支払う額にほとんど変りはない。以上のすべての理由からみて、条約に定めるこの最低限の期間は、著作者の利益と、寄与をした者よりもはるかに長い生命をもつ文化遺産を自由に利用することを求める社会の必要との間に、公正なバランスを保っていると思われる。

第7条(2)項

映画の著作物の保護期間

- (2) もっとも、同盟国は、映画の著作物については、保護期間

が、著作者の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から50年で、又は、著作物はその製作の時から50年以内に著作者の承諾を得て公衆に提供されないときは、製作の時から50年で満了することを定める権能を有する。

7.5. この項は、個別の著作物について保護期間を定めているいくつかの規定の最初のものであり、これらの規定は一般的規定に対する若干の例外を定めている。ストックホルム改正（1967年）は、映画の著作物に関し以前のブラッセル規定（1948年）に重要な変更を加えた。ブラッセル規定の第7条(3)によれば、同盟国はその望むとおりこの保護期間を定めることができ、本国の法律と保護が要求される国の法律との国際的關係については、コンパリズン（訳註：第7条(8)参照）を適用することができた。改正の準備作業の間に、映画は非常に長い期間が経過した後もその価値を保ちうるものであり、したがって、一般の著作物と同様の保護期間を必要とするものであるから、このような措置は変則的であると強く論じられた。その始期については、著作者の死亡（または、映画はほとんどが常に共同著作物であるから、共同著作者のうち最後の生存者の死亡）あるいは著作権者の死亡（映画製作者が著作権者とみなされる場合）をこの目的に用いるのは、実際上に支障の生ずることが明らかになった。

7.6. したがって、ストックホルム（1967年）改正とその後のパリ（1971年）改正は、著作者死後50年の一般的原則は変更せず、映画の著作物の保護期間については、公衆に提供された後50年で満了する旨同盟国が定めることを認めた。注意を要するのは、この公衆への提供という概念は、公衆に観せるための映画の複製物の規定だけでなく、映画館であるとテレビジョン放送であるとを問わず、これらを用いて公衆に観せることまで含むものであるため、発行の概念（第3条(3)）よりもさらに制限をしていることである。公衆への提供は、「著作者の承諾を得て」いなければならない。著作者の同意のない上映・放送によって保護期間を開始すべきであるという誤った考えがあった。

7.7. ただし、条約は、前記の規定の後に、ある国が最初の公衆への提供の時に始まる保護期間を定めている場合、著作物の製作の時から50年以内に公衆への提供が行われなときは、その著作権は製作の時から50年で消滅する旨定めることができると規定している。その目的は、極度に長い保護期間を避け、その映画が映画館またはテレビジョン放送で上映・放送される可能性なしとな

い場合にも、著作権が永続するのを避けることにある。

第7条(3)項

無名または変名の著作物の保護期間

- (3) 無名又は変名の著作物については、この条約によって許与される保護期間は、著作物が適法に公衆に提供された時から50年で満了する。ただし、作者の用いた変名がその作者を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の作者が第1文の期間内にその著作物の作者であることを明らかにする場合には、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。同盟国は、作者が50年前に死亡していると推定する十分な理由のある無名又は変名の著作物を保護することを要しない。

7.8. この規定が置かれたのは、ブラッセル規定(1948年)からであるが、ストックホルム規定(1967年)が若干の明確化を行っており、これについて述べておく必要がある。無名または変名の著作物の場合は、作者は通常不明であり、したがって、保護期間をはっきりとその死亡の日に基づかせることはできない。従前の条文で用いられていたのは、発行の日であったが、ストックホルム改正(1967年)は前項に定める文言を用い、公衆への提供という概念に代えている。ただし、作者の承諾を要するとせず、「適法に」という言葉を用いている。これは公共機関によって公に提供されるフォークロアの著作物のケースを包含するためのものである(第15条(4)項参照)。この機関の行為は、作者の承諾を得ていない場合にも、明らかに適法とされている。

7.9. ただし、この項は二つのケースに関し(1)項の一般原則(作者の死後50年)への復帰を定めている。第1は、作者の用いた変名がその作者を指すことについて疑いがない場合であり(事実問題)、第2は、無名または変名の著作物の作者が、著作物が公衆に提供されてから50年以内にその著作物の作者であることを明らかにする場合である。

7.10. 最後に、この規定は、作者が50年前に死亡したと推定する十分な理由がある場合、無名または変名の著作物に対する保護を拒否することを同盟国に認めている。ストックホルム(1967年)で追加されたこの裁量の余地によって

著作者の氏名が表示されていない著作物または著作者が明らかでない著作物で、公衆に提供されたことのないものに対し、永続的な著作権を付与する必要が回避されている。条約はこのような可能性を認め、著作者が50年前に死亡していると考えられる十分な理由があるときに、昔の原稿または著作者が不明の美術の著作物を公表する場合の障害となっていない。

第7条(4)項

写真および応用美術の著作物の保護期間

- (4) 写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から25年よりも短くはならない。

7.11. この規定は、二つの特別な種類の著作物について、保護期間を定める権能を国内法に委ねている。ただし、1967年のストックホルム改正以来、最低限の期間をこれらの著作物の製作の時から25年と定めている。この期間は、著作権によって保護されることになる応用美術の著作物と意匠としてのみ保護されるもの（通常登録によって）について、同盟国の間に見られる相違を折衷した結果である。写真については、これが現実に美術の著作物として取扱うに値するかどうかの疑問が提示されており、これをなだめるために、25年の同じ保護期間が採用されている。

第7条(5)項

保護期間の始期

- (5) 著作者の死後の保護期間及び(2)から(4)までに定める保護期間は、著作者の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の1月1日から計算する。

7.12. この項は、単一化を目的とし、種々の保護期間は、著作者が死亡した年または期間の開始を定める事実（公衆への提供あるいは製作）が発生した年の翌年の1月1日から始まる旨を定めている。極端な事例では（著作者が1月2日死亡）、まる1年期間は延長になるが、実際的な理由からみれば、正確な年月

日よりも出発点を統一する方が好ましい。

第7条(6)項

長い保護期間の許与

- (6) 同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する権能を有する。

7.13. この項については特段に述べることはないが、強調する必要があるのは、条約に定める期間は最低限のものであり、いかなる国もこれより長い期間を定めることができることである。

第7条(7)項

短い保護期間の許与

- (7) この条約のローマ改正条約に拘束される同盟国であって、この改正条約の署名の時に効力を有する国内法令において前記の保護期間よりも短い保護期間を許与するものは、この改正条約に加入し又はこれを批准する場合にも、それらの保護期間を維持する権能を有する。

7.14. この規定は、少数の同盟国に関して一つの例外を定めている。この規定がストックホルム改正（1967年）で条約に挿入され、パリ改正（1971年）で確認された結果、これらの同盟国は第7条の新しい条文を受諾できることになった。(1)項の最低限の期間だけでなく、(2)項から(4)項のその他の期間もこの例外に含まれる。該当の国内法令に関係のある時日は、パリ規定が署名された日であり、その国がパリ規定を批准しまたはこれに加入する日ではない。

第7条(8)項

適用法および保護期間の相互主義

- (8) いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。

7.15. この規定は、僅かな改善が加えられてはいるものの、1908年のベルリン規定の域をほとんど出していないが、ストックホルム改正(1967年)は第7条の末尾にこの規定を置き、その範囲が全般に及ぶことを意図している。「すべての場合に」、本国の法律と保護が要求される国の法律との間に、コンパリゾン(comparison)を行うことができる。その結果、著作者の死後50年の保護期間を与える国とそれを上廻る期間を与える国との関係(例えば、英国と期間を70年に延長した西独)にコンパリゾンが適用されるが、(2)項から(4)項までの規定によって与えられる機会を利用する諸国との関係(例えば、応用美術の著作物にその製作の時から25年の期間を与える国と、著作者の死後50年の全面的な著作権の期間を与える国との関係)にも適用される。

7.16. この期間は保護が要求される国の法律によって定められ、本国で定める期間を上廻ることを要しない。例えば、前記の事例では、英国の著作物は、西独において70年の国内の保護期間ではなく、著作者の死後50年の英国の期間保護を受ける。ただし、このコンパリゾンのルールは強制的なものではない。条約は、保護が要求される国の法令は、「別段の定めをする」ことができる旨、即ち、本国の期間より長い場合にも自国の期間を適用することができる旨定めているからである。前記の例によれば、西独が、自国の著作物に保護を与えている期間英国の著作物を保護することは自由である。この保護期間の相互主義は、内国民待遇の一般的原則に対する一つの例外であることを、述べておく必要がある。

第7条の2

共同著作物の保護期間

前条の規定は、著作権が著作物の共同作者の共有に属する場合にも適用する。ただし、作者の死亡の時から計算する期間は、共同作者のうち最後の生存者の死亡の時から計算する。

7の2.1. 本条は、第7条の追加規定であり、共有の著作物に一般的原則を適用している。条約は「共同著作物」の定義をしていない。これは、ある作者の寄与を他の作者の寄与と不可分のものにするにはどの程度の協力関係がなければならぬかという問題について、同盟国の法律に広い範囲の相違があるためである。定義を定めることは、あいまいさをなくすが、論議の余地が生ずる。裁判所は常にこの問題の決定をすることができる。

7の2.2. 条約は、期間の計算にあたり、共同作者のうち最後の生存者の死亡の日を適用すると定めている。共同作者各人の死亡の日を適用し、共同著作物を細切れに公有に属させるのは、実際的な方法とはいえない。この著作物は共同の著作物であり、共同の著作物として存続する。各作者の生存期間に従い各人の寄与を分離しようとするのは正当でなく、あまりにも複雑になるおそれがある。多数の同盟国は一律に単純化の必要に従っており、条約はこの点につきこれらの同盟国が採用した方針に従っている。

第 8 条

翻訳権

文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によって保護されるものは、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的権利を享有する。

8.1. 本条は、著作者が享有するいくつかの排他的権利に関する最初の規定である。諸国の間を結ぶ現代のコミュニケーションの手段のために、翻訳は国際関係においてますます重要な位置を占めている。創設の時から条約に定められているこの権利は、著作者が自ら著作物を翻訳し（まれなケースであるが）または他の者に翻訳を委ねることを著作者に認めている。この他の者は、別個の言語を用いて著作者の思想を正当に表現し、別個の言語による読者ができる限り原著物を理解できるようなスタイルと言葉遣いを用いる。

8.2. この排他的な翻訳権はその後の改正会議でも常に原則的に認められてきたが、制限がその範囲（1896年の追加規定が導入したいわゆる「10年」の制度）と行使（条約の附属書第II条に定める開発途上国のための強制許諾）に関して課されている。これらの制限については、この解説の関係部分で取扱う。

8.3. スtockホルム改正会議（1967年）で別個の問題が生じた。複製権の制限と放送およびレコード製作の強制許諾に、原著物のほか翻訳物により著作物を利用する権利まで含まれるかという問題である。制限（第2条の2(2)項、第9条(2)項、第10条(1)項および(2)項、第10条の2(1)項および(2)項）については、公正な慣行が順守され、人格権の尊重が守られる限り、翻訳物による利用を含むと一般的に意見の一致をみた。

8.4. しかし、強制許諾（第11条の2および第13条）については、見解が分かれた。強制許諾にも同様のことが当てはまるとの考え方がある一方では、著作者の承諾なしに著作物を利用できるこの権能は、著作物を翻訳することまで認めるものではないという見解があり、この問題は未決定のままになっている。

8.5. 著作者が翻訳を許諾した場合、その翻訳物は原著物としての保護を享

有することを述べておかねばならない（第2条(3)項参照）。

第 9 条

複製権

9.1. 著作権の本質そのものであるこの権利は、奇妙なことに、ストックホルム（1967年）に至るまで最低限の権利として条約に定められなかった。この権利はすべての同盟国により原則的に承認されていたが、問題は、すべての妥当な例外を含むほど広いものであるが、複製権を架空のものにするほど広くはない例外の文言を見出すことにあった。

第9条(1)項

原 則

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によって保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。

9.2. この規定は自明のものである。「その方法及び形式のいかんを問わない」という文言は、すべての複製の方法を含む広い範囲のものである。デザイン、版画、石版画、オフセットその他すべての印刷方法、タイプ印打、フォトコピー、ゼロックス複写、機械的または磁氣的記録（円盤、カセット、磁気テープ、フィルム、マイクロフィルムなど）その他周知のまたは今後開発されるすべての方法が含まれる。本項はもっぱら著作物をなんらかの有形の物に固定することのみを定めており、音と影像の記録を含むものであることは明らかである（本条(3)項を参照のこと）。

9.3. 複製は公の上演、演奏を含まないことを、注意する要がある（第11条）。例えば、劇作家がその戯曲を出版する権利を出版者に譲渡した場合にも、戯曲を上演する権利まで与えたわけではない。条約に定める権利はそれぞれ別個に行使することができる。

9.4. 注意を要するのは、条約は本条で頒布権について定めていないことである。国によっては頒布権を定めているところもあるが、多くの国でその意味が確定していないためであるといえる。この権利は実際には複製権に基づくもの

である。著作者は、その著作物の複製に関して契約を結ぶ場合に、例えば、部数（実際上版の規模を決定するのは、通常出版者であるが）および複製物を販売する国など複製物の頒布に関する条件を定めることができる。しかし、書籍の取引やその慣行は別として、著作物の普及に関する新しい技術手段の発達（例えば、ケーブル・テレビジョン）は、この権利を保護を受ける権利のなかに含めることを示唆している。この権利が保護される場合には、出版者であると放送事業者であるとを問わず、著作物の利用者は現在とは違ったベースで支払い額の取決めを行ない、著作物の複製と頒布という別個の権利に関して、それぞれに支払いをすることになるだろう。

9.5. 条約は、映画の著作物に限って、頒布および配給に関する権利を定めている。これは映画の著作物の特別な性質に基づくものであり(第14条(1)項参照)、他の種類の著作物については、条約は沈黙している。ジュニス・モデル法も、一般的な複製権を認めているだけである。条約に頒布権を追加することになるときは、書籍を買った者がそれを友人に貸すことについて、著作者および(または)出版者の許可を必要とすることのないようにしなければならない。

第9条(2)項

例 外

(2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

9.6. この規定は、前記の排他的な複製権を制限し、「特別の場合について」著作物の複製を認める権能を同盟国に与えている。しかし、この同盟国の自由は全面的なものではない。条約は一つの文章のなかに二つの条件を付け加えており、ストックホルム（1967年）ではその起草に長い討議を要し、また、その解釈には意見の相違が多く見られる。この文章は二つの部分から成り、これらは重疊的に適用される。複製は当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害してはならない。

9.7. もくろまれている複製が著作物の通常の利用を妨げる場合は、複製は全

く認められない。小説、教科書などの通常の利用は、印刷して、公衆に販売することである。本条は、著作権者に支払いが行われるにしても、例えば強制許諾によりこれらの印刷、販売を認めることを同盟国に許しているのではない。

9.8. 第1の条件が満たされる場合も（複製が当該著作物の通常の利用を妨げない）、第2の条件が充足されるかどうかを調べてみなければならない。問題は損害の有無ではないことを注意されたい。コピーをすることはある程度の損害を伴う。1部のフォトコピーは、雑誌が1部売れないことを意味し、著作者が刊行物の売上げの配分にあずかる場合は、その分を失う。しかし、この損害が不当なものであるかという点、この場合、そうもいえない。限られた部数印刷された論文が大企業によってコピーされ、そのコピーが数千部世界中の取引先に配付される時は、話は別である。別の例をあげれば、講演者がそのテーマを補強するため、専門雑誌から短い論文をフォトコピーし、聴衆に向けてそれを読む場合は、雑誌の流通を害するまでのことがないのは明らかである。講演者が多数のコピーを印刷し、聴衆に配付する場合は、事情は別である。雑誌の売行に相当の影響を与えるおそれがあるからである。著作権者に重大な利益の損失が生じる場合は、法律はなんらかの補償を著作権者に与えるべきである（適当な報酬を伴う強制許諾制度）。

9.9. 特に個人的使用または学術的使用に関して、支払いを必要とせず少数のフォトコピーを作成することを認めている国が多いが、この種の表現は立法者と裁判所に多くの裁量の余地を与えている。

9.10. 「使用者の個人的および私的使用」に関して著作物の複製を認めている法律が多い。例えば、チュニス・モデル法がそうである。確かに、この表現は種々解釈されるが、原則として団体による使用を含むものではなく、また、複製が営利を目的とするものでないことを前提としている。通常のものとしては、学習または研究の目的でテキストを複製する学生の例がある。手書きのコピーはさしたる影響はないが、新しい複製技術の出現に伴い、事態は変化している。それはフォトコピーだけでなく、テープ・レコーダーの問題でもある。

9.11. ディスクあるいはカセット（再録音・録画）または放送波（ラジオのほかテレビジョンも）のいずれかから、良質の音と影像の記録を作成することは、

子供にできるほど容易である。私的使用に関する制限の考え方は、コピーを私的に大量に作成することが可能になると、実効性を欠くことになる。实际的に検討してみても、著作権者およびその承継人に排他的な複製権を行使するチャンスがない場合は、包括的な補償をこれらの者に与える方法および固定に用いられる機器のほか、音と影像が固定される有体物（テープなど）に課徴金を賦課して金を徴収する方法を用いることが提案されている。(1977年2月、ジュネーブで開催された作業グループの会議で、ビデオ・コピー作成のためにビデオグラムを利用することから生ずる法律問題が検討された。)

9.12. 同様の解決策（徴収機構の設立を含む）が複写複製の分野に関して提案されている。この分野では、図書館、記録保存所、ドキュメンテーション・センター、営利目的または非営利目的の公共研究機関、学校、政府部局など、種々の利用者があるため、問題は特に深刻である。複写複製技術が知識の普及に大きく寄与していることは確かであるが、大規模なコピーが著作権者の利益に重大な損害を与えていることも確実性なしとはいえない。したがって、著作権者の利益と利用者のニーズを調整しなければならない。各国はその教育、文化、社会、経済の発展の状態に最も適合した適正な手段を構うことができる。(1975年6月、ワシントンで開催された複写複製に関する小委員会の結論を参照のこと。)

9.13. 立法の作業は容易ではない。この項は二つの条件を定め、立法者に若干のガイドラインを与えている。

第9条(3)項

録音および録画

(3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

9.14. この規定は疑問を解消するために、ストックホルム改正（1967年）に際して定められた。(1)項は「その方法及び形式のいかんを問わず」すべての複製を含めているため、この規定は実際は不要であるが、この項が追加されたのは、第13条の旧(1)項が削除されたためである。旧第13条(1)項は、「音楽の著作物を機械的に再生するための用具に」著作物を録音することを許諾する排他的な権利

を音楽の著作物の著作者に与えていたが、録音権が一般的な複製権に集約され、第9条に複製権の規定が置かれたときに、その存在理由を失った。第11条（公の上演・演奏権）および第11条の3（朗読権）の新しい条文は、「その手段又は方法のいかんを問わない」と定めているため、条約の規定の調和をはかり、録音および録画はすべて複製を意味することを注意するのが有益であると、1967年当時の起草者は考えたのである。録音物、録画物のコピーを作成することも、本条で禁じられている複製であることは明白である。

第 10 条

著作物の利用に関する限定された自由

10.1. 本条および次条は、著作物を利用する著作者の排他的権利に対する、条約自体または国内法のいずれかに基づく制限を定めている。公衆の情報に対する要望に応ずるのが、その目的である。

第10条(1)項

引用

- (1) 既に適法に公衆に提供された著作物からの引用（新聞雑誌の要約の形で行う新聞紙及び定期行物の記事からの引用を含む）は、その引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる。

10.2. 辞書にいう意味では、引用（quotation）とは、他人が口頭で述べまたは書いたものを繰返し述べることをいうが、この規定では、自己の著作物のなかに他人の著作物の一つまたは複数の部分を含める意味に用いられている。言い換えれば、引用とは、テーマを説明し、ある主張を支持し、引用をした著作物について述べまたはそれを批判するなどのいずれかの目的で、著作物の抜萃を複製することである。引用文の使用は学術文献に限らず、書籍、新聞、評論雑誌、映画、録音録画物、ラジオまたはテレビジョンの番組からも可能である。

10.3. 条約は、この引用の承認に関して、三つの制限を課している。まず第1に、抜萃が行われる著作物は、適法に公衆に提供されたものでなければならない。未発行の原稿のほか印刷された著作物でも私的な範囲を対象とするものについては、自由に引用はできないと考えられ、一般公衆を対象とした著作物に限り引用することができる。無名または変名の著作物（第7条(3)項）について用いられているのと同じ文言が用いられているが、この規定でも、フォークロアのような著作物をこの承認の範囲から除外しないためである。したがって、著作者の承諾を得て提供された著作物だけでなく、その他適法に、例えば、強制許諾に基づき公にされたものもこの規定でカバーされる。

10.4. 第2に、引用は「公正な慣行に合致し」なければならない。ストックホルム改正（1967年）で条約に導入されたこの考え方は、条約に何箇所かみられ、通常許容されると考えられるものについての客観的な認識を指している。引用が公正なものであるかどうかは、最終的に裁判所が判断する事項である。その際、裁判所が引用される著作物と使用する著作物との関係からみた抜萃の長さ、および特に新しい著作物が以前からの著作物と競合し、後者の販売ならびに流通を妨げる場合は、その程度などの問題を検討することになるのは明らかである。

10.5. 第3に、引用は「その目的上正当な」範囲内に限って行われねばならない。この文言もストックホルム（1967年）以来条約に何箇所か見られる新しい考え方であるが、最初これが日の目を見たのは、1948年の条文（第10条(2)）である。第2の条件と同様、これについて決定するのも裁判所である。例えば、学術文献または歴史の執筆者は通常テーマの説明をするために、二、三の引用を行うが、これを非難し、訴えることはできない。しかし、著作者が悪意でかつ自らのテーマとは関係なしに他人の著作物から抜萃を使用しているとみられるときは、裁判所はその引用は適法でないと決定することができる。

10.6. 述べておかねばならないのは、1948年のブラッセル規定にあった「短い」という形容詞がなくなったことである。この言葉が用いられたのは、「引用」を制限するためであった。原則上も実際上も、引用は非常に長いものではないが、それは釣合の問題であり、論文または演説から非常に長い抜萃が引用される場合がある。この項の文言は全般的に制限的であり、「短い」という言葉を削除するに十分であると考えられた。引用の適法性の検討は、国内法と裁判所に委ねられている。

10.7. この項は、「新聞雑誌の要約（press summaries）の形で行われる新聞紙または定期刊行物からの引用」について明白に定めている。これは引用と新聞雑誌の評論を結び付けていた過去の規定の名残りである。このような評論の役割はいくつかの刊行物から抜萃を選択し、読者または視聴者（音声およびテレビジョンの放送でも時事の評論が行われるため）に自己の意見を形成させることにあるから、引用との結び付きはどちらかといえば希薄であると思われる。むしろ、引用は議論を補強し、打破し、テーマを説明するために用いら

れるのが通例である。いずれにせよ、条約は新聞雑誌の評論を他の著作物と同列に扱っている。

第10条(2)項

授業のための説明材料としての著作物の利用

- (2) 文学的又は美術的著作物を、授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的上正当な範囲内において適法に利用することについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。ただし、そのような利用は、公正な慣行に合致するものでなければならない。

10.8. この規定は、1948年のブラッセル改正で設けられた規定を基にしており、1967年に若干の変更が加えられている。この規定は教育の必要に適應するためのものであり、引用の場合と同じ条件が設けられている。

10.9. 述べておく要があるのは、ストックホルム（1967年）以来、「抜萃」という言葉がなくなっていることである。この項は、先に述べた二つの条件を付け加え、授業のための説明材料としての利用に関して一般的に規定している。したがって、条約は、教授を目的とする学校向けの放送および録音録画物における著作物の利用を禁止する著作権者の権利を、国内法が制限することを認めていると見て差支えない。ただし、常に公正な慣行に従い、目的上正当な範囲内で利用することが前提である。また、放送そのものが許容される場合、その放送の公の伝達が教育の目的で行われるときは、これにも同様のことが適用されると意見の一致をみた。ジュニス・モデル法は、「学校、教育、大学、職業訓練での利用を目的とする」放送された著作物の公の伝達を認めている。

10.10. スtockホルム改正（1967年）において、「授業」という言葉はあらゆるレベルでの授業、即ち、教育機関、市立、国立、私立の学校での授業を含むと意見の一致をみた。このことから、学術研究はこの項の範囲に属しないと判断できる。

第10条(3)項

出所および著作者名の表示

- (3) (1)及び(2)に規定する引用及び利用を行うに際しては、出所（著作者名が表示されているときは、これを含む。）を明示する。

10.11. この項に、人格権の一つが再記述されている。本条に従い著作物を引用または利用する者は、出所を表示し、著作者名が出所から明らかなきは、著作者名も表示しなければならない。

第10条の2

著作物を利用する他の権能

(1) 項

新聞紙または放送の記事

- (1) 新聞紙若しくは定期刊行物において公表された経済上、政治上若しくは宗教上の時事問題を論議する記事又はこれと同性質の放送された著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し又は有線により公に伝達することを、そのような掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

10の2.1. この規定は、記事と口述を用いるニュース媒体にとって極めて重要である。若干の変更がストックホルム（1967年）で加えられた。以前の条文では、経済上、政治上または宗教上の時事問題に関する記事は、明示的に禁止されていない場合、自由に複製することができたが、ストックホルム以後は、その意思によって複製を認める権能が同盟国に委ねられることになった。以前は全面的なものであったこの制限は、現在は任意のものにすぎないから、この改正によって著作者の保護は厚くなっている。各国がこの制限を採用する場合は、いかなる留保もそれを尊重しなければならない（「掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に」という文言を参照のこと。）。

10の2.2. さらに、現代のコミュニケーションの手段について考慮し、新聞、雑誌に掲載された時事の記事だけではなく、放送されたこれらの記事もこの項の範囲に含められた。その結果、これらの記事を用いることができるのは新聞だけでなく、放送機関も同様に可能になった。第10条(2)項の場合と同様、放送された著作物の二次的利用を含むことについて意見の一致をみている。例えば、拡声器またはテレビジョンのスクリーンによる公の伝達である。公衆への周知を行うことがその根拠となっているから、この権能を放送自体に限定し、放送を公衆に視聴させることを含めないときは、矛盾を生ずることになる。

10の2.3. 多くの国の法律（チュニス・モデル法も）はこの項の定めに従い、

条約に定める条件のもとに、新聞雑誌による複製と公の伝達を認めている。即ち、記事は時事問題に関するものでなければならず（時事的関心の的となるものでなければならない。）、問題は経済上、政治上、宗教上のものでなければならない。また、新聞雑誌または放送で公表されたものでなければならない。最後に、その利用が著作者によって禁止されていない。

10の2.4. 最後に、この項は、引用および授業（第10条(3)）の場合と同様、出所を明示しなければならないと要求している。明らかに人格権を保護するためである。違反に関する法律上の結果の決定は、国内法に委ねられている。

第10条の2(2)項

時事の報道

- (2) 写真、映画、放送又は有線による公の伝達により時事の事件を報道する際に、その事件の過程において見られ又は聞かれる文学的又は美術的著作物を報道の目的上正当な範囲内で複製し及び公衆に提供する場合の条件についても、同盟国の法令の定めるところによる。

10の2.5. この項は、正当な範囲内での時事の事件の報道を認めている。映画または放送により時事の事件を報道する際に、保護を受ける著作物が見られあるいは聞かれることが多い。著作物の出現は偶然であり、報道そのものからみれば付随的なものである。例えば、元首の公式訪問あるいはスポーツ・イベントに際して、軍楽隊の演奏その他の音楽の演奏が行われる。式典やイベントの一部だけを報道する場合でも、マイクロフォンがその音をキャッチすることは避けられず、予め作曲者の承諾を求めることは不可能である。

10の2.6. ただし、濫用からは護られねばならない。著作物はイベント自体において見られ、聞かれるものでなければならず、映画または放送に後で音楽を追加することは認められない。著名な作曲家の半身像の除幕式でその作品の抜萃が演奏される場合は、相続人と協議する要なしに、映画または放送による報道に作品を利用することができる。しかし、このようなイベントがあっても、演奏会の主催者が死者の名声をたたえとの名目で、その作品を演奏会に利用することは認められない。この場合、式典との結び付きはなにもないからである。事件の過程で見られる著作物の例としては、除幕式での彫像であり、展覧

会の開会式での絵画がある。これに対し、聞かれる著作物の例は、式典で演奏される音楽である。

10の2.7. 条約はこの自由の範囲にもう一つの制限を課している。その利用の範囲が報道の目的上正当なものでなければならない。この条件は口述の著作物（第2条の2(2)）の場合と同じである。この条件には明らかに議論の余地があるが、若干の例示が解釈の助けとなる。時事の事件の報道は、事件への臨場感を公衆に与えるのがその主目的である。しかし、そのために、式典または展覧会で演奏されるすべての音楽あるいは展示されるすべての絵まで複製する必要はない。また、スポーツ・イベントの放送の場合は、ハーフ・タイムに演奏される軍楽隊の行進曲から少数の小節を利用することが許され、名士とのその家庭でのインタビューでは、その所有する美術の著作物が付随して見ることが許される。時事の事件のテレビジョン放送では、事件がその前で起った市の公会堂を放送で見せることができる。このような利用を伴わずに、報道することはできない。しかし、演奏会の全曲が収録され、展覧会のすべての著作物が映画で見せられるときは、事情は別である。さらに、時事の事件という概念であるから、過去のことだけに関する映画または放送は除外されねばならない。

10の2.8. 注意を要するのは、この項は新聞および定期刊行物に掲載される多数の報道写真について配慮するため、写真についても定めていることである。

10の2.9. 国内法に与えられた裁量の余地は、(1)項と(2)項で違った形で表現されている。(1)項は「掲載などを許す」ことを国内法に認めており、(2)項は「時事の事件を報道する目的で、かつ、報道の目的上正当な範囲内で、著作物の複製などができる条件を定める」と規定している。この条件は事前の許可を求める必要を免除し、場合によっては、公正な報酬の支払いを免除している。多くの法律（チュニス・モデル法を含む。）は利用者に承諾を求める必要を免除するにとどまっている。チュニス・モデル法は、公共の場所に恒常的に設置されている美術の著作物と建築の著作物のケースも含めており（記念建造物や建築物は現在ドキュメンタリー映画の対象になっている。）、映画または放送に利用されるのは背景としての利用に限られ、さもなければ表現される主題に付随する場合に限られる（絵画または彫像がテレビジョンの作品の背景の一部を形成し、個別に撮影されない場合）。

10の2.10. 最後に注意を要するのは、時事の事件の過程で述べられた演説については、同様の方法で、即ち、報道の目的上正当な範囲内という条件のもとに、第2条の2(2)に定められていることである。

第 11 条

公の上演・演奏権

11.1. 条約は、翻訳権（第8条）と複製権（第9条）を定めた後に、本条で著作権を構成する第3の権利を定めている。この権利は通常公の上演・演奏権と呼ばれている。

第11条(1)項

権利の範囲

- (1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
 - (i) 著作物を公に上演し及び演奏すること（その手段又は方法のいかんを問わない。）。
 - (ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。

11.2. この規定は、演劇、楽劇（演劇的音楽）および音楽の著作物に関するものである。その条文は、精神としては条約の創設に遡るものであるが、1908年にベルリンで作成され、ローマ（1928年）で確認された。しかし、あいまいさが残る形になっており、明確化が必要であった。ブラッセル（1948年）とストックホルム（1967年）の改正は、二、三の小改正を加えたにすぎない。

11.3. この項では、権利は二つに分れる。著作者はその著作物の公の上演・演奏を許諾する排他的な権利を有する。まず第1に、この権利は俳優や歌手がその場で行うナマの上演・演奏を包含する。注意を要するのは、公の上演・演奏だけがカバーされることである。私的な上演・演奏は許諾を必要としない。

11.4. ただし、この項はさらに「その手段又は方法のいかんを問わない公の上演・演奏を含む」と定めており、録音物、録画物による上演・演奏も包含している。オーケストラが最近の曲を演奏するダンス・ホールと、客がコインを利用し好みの曲を選択するその隣のディスコテークの間に、この規定は差異を設けていない。双方とも、公の演奏が行われている。この規定は全般的なものであり、すべての録音物、録画物（ディスク、カセット、テープ、ビデオグラム

など)を含んでいるが、映画の著作物による公の上映については、別個に定められている——第14条(1)(ii)を参照のこと。

11.5. この権利に含まれる第2のものは、著作物の上演・演奏の公の伝達である。第11条の2に定める放送を除き、すべての公の伝達が含まれる。例えば、放送事業者が室内楽のコンサートを放送するときは、第11条の2の適用がある。しかし、放送事業者または他の者が有線で加入者にその音楽を送信する場合は、第11条の問題となる。

11.6. 本条に関連する問題としては、「小留保」(minor reservation)がある。この小留保には、宗教的な儀式や祝祭日に軍楽隊が行う演奏などが含まれる。この例外(第11条の2, 第11条の3, 第13条および第14条にも適用される。)が妥当なものであることは、ブラッセルで意見の一致をみており、ストックホルム(1967年)でも、条約はこの「小留保」の範囲に属する例外を法律に定めることを同盟国に禁じていない旨再び意見の一致をみた。

第11条(2)項

翻訳物の公の上演・演奏

(2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

11.7. 翻訳権(第8条)の論理的帰結がこの規定である。著作者はその著作物の翻訳とさらにその翻訳物の公の上演・演奏を許諾する排他的権利を有する。例えば、イタリアの歌劇の歌詞がフランス語に翻訳される場合、イタリア人の著作者はその翻訳権を行使し、その後フランス語訳がパリの劇場で上演される場合は、そのイタリア人著作者は公の上演権を主張することができる。この権利は原著物の権利が存続する期間に限り存続する。原作物が公有に帰すると、翻訳物の公の上演・演奏に関する著作者のコントロールも消滅する(いずれが先に死亡するかによるが、翻訳者の別個の著作権の方が長く存続するかもしれない。)

第11条の2

放送権

11の2.1. この規定は、放送（ラジオとテレビジョンの双方を含むことを忘れてはならない。）が現在情報とエンターテイメントの分野に占めている地位からみて、特に重要である。条約が認める著作者の排他的権利の4番目のもので、他の三つは翻訳権、複製権、公の上演・演奏権である。ローマ改正（1928年）によって、「ラジオおよびテレビジョンにより……著作物を伝達することを許諾する権利」がはじめて認められた。文言はやや不分明であり、当時の条文は草創期にあった放送そのものと似ていた。放送についてさらに詳細に検討し、放送に用いられる種々の方法と技術を考慮するために、この権利を種々の面に分析したのがブラッセル（1948年）の会議であった。ストックホルムにおいてもパリにおいても、新しい英語の正文にさらに適切な翻訳が施されたほかには、なんらの変更も行われなかった。

第11条の2(1)項

権利の範囲

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
 - (i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。
 - (ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。
 - (iii) 放送された著作物を拡声機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。

11の2.2. この項は、権利を三つに分けている。

11の2.3. 第1の権利は、著作物の放送および記号、音もしくは影像を無線で送信するその他の手段による著作物の公の伝達を許諾する権利である。音声の放送にもテレビジョン放送にも適用される。関係があるのは信号の送信であり、信号が実際に受信されるかどうかは重要でない。

11の2.4. 第2の権利は、この送信のその後の利用に関するものである。著作者は、伝達が原放送機関以外の機関によって行われる場合、有線（CATVシステム）または無線により放送を公に伝達することを許諾する排他的権利を有する。

11の2.5. 最後に、第3の権利は、拡声機またはテレビジョンの画面による放送の公の伝達を許諾する権利である。

11の2.6. 強調しなければならない点は、各ケースについて、当該の行為に公の要素がなければならないことである。放送の意味は無線通信規則（Radio-communication Regulations）に定められており、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信である。放送は知識人向きのものからたわいのないものまで広い範囲の番組を提供しており、視聴者は気に入らない場合チャンネルを変えるか、スイッチを切ってしまう。公の送信の概念が極めて重要である。アマチュア無線および電話通信は除外される。

11の2.7. 放送の他の特質は受信機がなければならないことで、受信機なしには、放送は人間の耳目に達しない。ディスクやカセットを聴くにも機器が必要であるが、利用者はその録音物・録画物の購入に際し予め選択したのを見たり聴いたりできるにすぎないという違いがある。放送の場合は、ボタンを押すことによって、予め考えていなかったのを見たり聴いたりすることができる。放送はあらゆる種類のバラエティに富んだ著作物を提供しており、知識やエンターテインメントへのアクセスの問題全体を変革したといっても誇張ではない（特に宇宙衛星の利用によって）。地上局を経由し、公の伝達を目的として行われる衛星への信号の送信が、本条にいう放送に該当するかどうかの問題に関して、意見の相違がある。衛星を経由する送信の分野について、最近新しい国際条約が締結された。衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約（Convention Relating to the Distribution of Programme-Carrying Signals Transmitted by Satellite）である。

11の2.8. 放送はヘルツ波による信号の送信であり、そのすべての方法を含む。本質的な点は送信アンテナと受信地点のアンテナとの間に中間媒体が介在しないことであり、同一番組が通常の波長と同時にV.H.F.でも送信される。重要

なのは、運用の全体が同一の機関によって実施されることである。しかし、ヘルツ波でない手段（以前からの例はケーブル）が用いられる場合は、有線による公の伝達のケースであり、(1)項(ii)に該当する。有線による公の伝達は通常予め知られている公衆（加入者など）に向けて行われるのに対して、放送の場合は、その出力と受信機の性能によって生ずる限界はあるが、誰でもその信号をキャッチすることができる。

11の2.9. 言い換えれば、この項が要求しているのは、著作権者は、その著作物の放送を許諾する排他的な権利を享有し、放送された後は、放送をした機関以外の機関によって公の伝達が行われる場合、有線によると無線によるとを問わず、その公の伝達を許諾する排他的な権利を享有することである。この有線送信の行為は、第11条(1)に定められているものとは別のものである。後者は有線送信事業体自体が番組を発信する場合であるが、第11条の2は他人の放送の送信を規定している。

11の2.10. ある国で通常営利を目的としているある会社が、同じ国または他の国のテレビジョン放送局が空中に送信した信号を受信し、有線で加入者に中継する例を挙げてみると、このケースは第11条の2(1)(ii)の適用がある。しかし、この事業体が自ら発信する番組を送出するときは、適用されるのは第11条である。重要なのは、2番目の機関が放送番組の公の伝達に参加するかどうかである。(1977年パリで開催された作業部会は、ケーブルによるテレビジョン番組の伝達によって生ずる著作権と隣接権の問題を検討した。)この種のケースと共同アンテナによる番組の単なる受信を区別することは、国内法に委ねられている。

11の2.11. 最後に、この項で規定されている第3のケースは、放送された著作物が例えば拡声機その他の手段により公に伝達される場合である。このケースはますます一般的になりつつある。人が集まる場所（カフェ、レストラン、喫茶店、ホテル、大商店、列車、航空機など）で、この方法による放送番組の伝達が増えてきている。公の場所で広告の目的で著作物を利用する事例も増えている。問題は、著作権者が放送局に与えた許諾が、放送に関する営利目的または非営利目的のすべての利用までもカバーするかどうかである。

11の2.12. 前記の問題に対する条約の答えは「否」である。有線による放送の

中継と同様、追加の視聴者が生じ（(1)項(ii)）、この場合にも、著作者が許諾した際考慮の外にあった聴取者（おそらくテレビの受信者も）に著作物が受信される。放送を受信する人の数を限定し、確実に確かめることはできないが、著作者はその放送に関する許諾について家庭内で信号を受信する直接の視聴のみをカバーするものとする。より広い範囲の者を楽しませるために、多くは営利の目的でこの受信が行われるときは、追加の公衆が著作物を楽しむことができ、放送だけの問題ではなくなる。著作者は著作物のこの新しい公のパフォーマンスに対してコントロールを与えられている。

11の2.13. 先に、音楽について例を挙げたが、この権利がすべての他の著作物——戯曲、オペレッタ、講演その他の口述の著作物——までカバーするものであることは明らかである。また、エンターテインメント関係のものに限らず、教育もそれに劣らず重要である。重要なのは、拡声機またはテレビジョン画面など類似の機器を用いて、放送された著作物が公に伝達されるかどうかである。

11の2.14. 注意を要するのは、この権利の三つの部分は相互に他を排除するものでなく、重畳的に適用され、条約の予想するすべての場合に働くことである。

第11条の2(2)項

強制許諾

(2) (1)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであってはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであってはならない。

11の2.15. この規定は、同盟国が著作者の排他的権利を強制許諾制度に代えることを認めており、放送権がはじめて認められたローマ改正（1928年）で導入された。しかし、その範囲はブラッセル改正（1948年）で相当広げられ、放送権だけでなく、(1)項に定めるすべてのケースをカバーすることになった。

11の2.16. この規定は公共の利益のために設けられたものであるが、限定の条件が付けられている。第1に、この許諾はこの制度を定めた国に限り適用され

る。第2に、この許諾は著作者の人格権を害することはできない(第6条の2)。第3に(さらに最も重要なものであろうが)、合意に達しない場合、権限のある機関が定める公正な額の報酬が著作者に支払われねばならない。このために、この権能を利用する同盟国は、著作者に対する補償金の規準を定め、あるいは当事者間のこの問題に関して裁定を行う審判所を設置するなど、適正な手続を定めねばならない。

11の2.17. この制度は「強制許諾」として知られている。この許諾への依存は原則ではなく、例外とすべきであり、著作者の代表と放送事業者が、著作物の利用と利用に伴う支払額に関する団体契約の条件について合意に達することができない場合に、はじめてこの許諾が与えられるべきであると考えている人が多い。この項の精神は対立する利益に関して公正なバランスを保つことであり、各国の立法者は許諾を与える自らの方法を決定しなければならない。著作物を利用する新しい技術手段の発達は、著作者による排他的権利の行使をますます困難にしており、個別の許諾を實際上不可能にさせている。したがって、大量の管理著作物の利用について法律上の安定を与え、契約または強制許諾のいずれかによる適正な支払額を著作者に確保するためには、第11条の2が規定する分野に関しブランケット許諾が必要となるだろう。

第11条の2(3)項

放送のための一時的記録

- (3) (1)の規定に基づいて与えられた許諾には、別段の定めがない限り、放送される著作物を音又は影像を固定する器具を用いて記録することの許諾を含まない。もっとも、放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的記録の制度は、同盟国の法令の定めるところによる。当該法令は、その一時的記録が資料として特別の性質を有することを理由として、これを公的な記録保存所に保存することを認めることができる。

11の2.18. この項は二つの規定を含んでいる。現在、技術の発達に伴い放送の多くは録音または録画のいずれかを利用して行われているため、これらの規定はいずれも重要である。

11の2.19. この項は第1文で放送と録音・録画を区別し、前者に関する許諾は自動的に後者に関する許諾を伴うものでない旨を定めている。

11の2.20. 一つの考え方によれば、複製権、公の上演・演奏権、放送権はそれぞれ独立のものであるから、著作者の許諾はそれぞれについて必要である。他の意見は、著作物が新たな公衆に伝達される場合（例えば、著作者はその著作物の録音物作成について支払いを受けただけであるが、その後この録音物が公に演奏される場合）に、はじめて事前の許諾が必要であり、放送が行われる際、放送がナマで行われるにしても、異時に行われるにしても、それを受信する公衆には変りはない。録音・録画の利用は番組編成と時間の要素に依存しており、この種の偶然的な理由は、追加報酬の支払いを必要とするものではないとしている。

11の2.21. 実際上は、事前の許諾は問題がない。現在、著作者団体と放送事業者との間のブランクット契約に許諾が含まれているからである。しかし、いずれにしても、ブラッセル改正（1948年）以後、条約はこれらの考え方の相違に関して妥協をはかり、放送事業者は録音・録画を行うことができる旨の決定を国内法に委ねている。このようなことから、この項の第2文は、「放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的記録の制度を定める」ことを、同盟国に認めている。

11の2.22. したがって、同盟国は、放送できる権利が放送のために録音・録画できる権利まで伴うかどうかを決定することができる。ただし、条約はこの決定を国内法に委ねはしたが、若干のガイドラインを定めており、それに伴い若干の議論が生じている。

11の2.23. 録音・録画できる権利は一時的（*ephemeral*）なものでなければならぬ。各国の国内法のこの言葉に対する解釈は様々である（1か月、3か月、6か月、時には1年）。ジュニス・モデル法は、当事者がより長い期間の合意をしている場合を除き、録音・録画の時から6か月の期間を選んでいる。国内法の傾向としては、事前の録音・録画と放送の過程での録音・録画を区別していない。

11の2.24. 第2に、いわゆる一時的記録は、放送事業者の自己の手段によって作成されねばならない。他の部外の機関から供給を受けることはできない。

11の2.25. 第3に、一時的記録は、自己の放送のためのものでなければならない。その使用は録音・録画をした放送事業者に限られ、他の放送事業者に譲渡し、貸与し、販売することはできず、交換もできない。要するに、放送事業者の便宜のためのものであるこの録音・録画が、非営利の放送局の場合に限り許されるかどうかについては、条約は沈黙している。もっぱら営利を目的とし、広告に頼っている放送局に対しこの便宜を否定すべきかどうかは、各国の定める事項である。

11の2.26. 条約はその旨明示していないが、法律または契約のいずれかにより放送事業者が放送することができる著作物に限り、この録音・録画を可能にすることをこの規定の精神は要求している。映画の著作物については、テレビジョン番組に映画から抜萃された個々の場面を挿入するケースがありうるが、映画は既に固定されているものであるため、一時的記録の対象とはなりえない。

11の2.27. 一時的記録の規定を定める裁量の余地がこのように同盟国に認められているが、報酬については全く触れていない。この点については、第2条(4)、第2条の2および第10条の2の規定と同じであり、報酬の支払いを要求している前項とは違っている。この記録を技術上の事項として取扱い、支払いを要せず作成を認めている国が多い。

11の2.28. 最後に、条約は、この項の第3文で、記録の資料としての特別な性質を理由として、公的な記録保存所にこの記録を保存することを、国内法が認めることを許している。通常、歴史的な理由からコピーを1部保存することができる。

11の2.29. 要約すれば、同盟国は(3)項によって与えられた権能を利用し、放送事業者が自己の手段により自己の放送のために録音物・録画物を作成し、短期間保存することを認めることができる。同盟国がこの権能を利用しないときは、この目的のために録音・録画を行うことができるかどうか、また、行うことができる場合に、単なる一時的なものとするかどうかは、著作者と放送事業者の契約に

よって決定される。契約が明示的または黙示的に録音・録画を認めていないときは、(3)項の第1文が優先する。即ち、放送の許諾には録音・録画の許諾を含まない。しかし、同盟国が第2文を利用するときは、一時的記録は許諾を必要とせず、通常なんらかの支払いを必要としない。

第11条の3

公の朗読

11の3.1. 本条は著作権を構成する権利に関する5番目の規定であり、文学的著作物の著作者に限り関係がある。法律によっては公の上演・演奏権に含めているものもある。戯曲と文芸との区別が常に容易であるとは限らないからであろう。このような法律では、著作物を公に朗読することは、著作物を上演することになる。

第11条の3(1)項

権利の範囲

- (1) 文学的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
 - (i) 著作物を公に朗読すること（その手段又は方法のいかんを問わない。）。
 - (ii) 著作物の朗読を何らかの手段により公に伝達すること。

11の3.2. この項は、第11条が演劇用の著作物と音楽の著作物に関して定めていることを文学的著作物について定めており、第11条と同様、権利を二つの部分に分けている。文学的著作物の著作者は、その著作物の公の朗読即ち演技には至らない公の口述を許諾する権利を専有する。

11の3.3. 条約は「文学的著作物」という表現の定義をしていないが、公に朗読しまたは暗誦することができる演劇用の著作物以外の著作物を指すものと解される。

11の3.4. この権利はブラッセル改正（1948年）で条約に導入され、ストックホルム（1967年）で、第11条との調和を図るために文言が少々拡張された。録音物による公の朗読がこの権利の範囲に包含されるよう、第11条と同じ文言——「手段又は方法のいかんを問わない」——が現在用いられている。この項はさらにこの朗読を公に伝達する排他的権利を著作者に与えており、第11条の2に定める放送以外のすべての伝達をこれによってカバーしている。公の上演・演奏権の場合と同様、私的な朗読または伝達はこの権利の範囲外にある。

第11条の3(2)項

翻訳物の公の朗読

- (2) 文学的著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

11の3.5. パリ改正（1971年）によって確認されたストックホルム改正（1967年）は、第11条に従い、この項を追加し、原著作物の場合と同様翻訳物の朗読をカバーしている。第11条と同じ解説がこの項に適用される。

第 12 条

翻案権

文学的又は美術的著作物の著作者は、その著作物の翻案、編曲その他の改作を許諾する排他的権利を享有する。

12.1. 本条は条約が定める排他的権利の6番目の規定であり、一般的な文言ですべての著作物とすべての翻案、編曲その他の改作をカバーしている。

12.2. この文言は、原著物(既存の著作物)が享有する保護と同じ保護を二次的著作物に与えている第2条(3)と同様であり、原著物の著作者の権利を保護している。したがって、これらの二つの規定の間には密接な関連がある。

12.3. 現在の条文が作成されたのは、ブラッセル会議(1948年)の際である。それ以前の(1908年ベルリンの)条文の文言は、極めて狭い範囲のものであった。その規定は著作物の「無断の間接的な転用」だけを禁止しており、翻案、楽曲の編曲、小説、物語または詩の演劇作品への変換およびその逆を例として挙げている。さらに、規定の禁じているところに該当するには、この間接的な転用は同一形式あるいは他の形式による著作物の複製でなければならない、基本的な変更、追加または短縮がなく、かつ、新著作物の性質を有しないものでなければならないとされていた。この間接的な転用は第2条に定められていたため(ストックホルム以後現在は第2条(3))、条約は一方ではこれらを保護を受ける著作物として取扱うとともに、他方では、即ち、原著物から見たときは、著作権を侵害するものとして取扱っていた。しかも、著作物の他の利用方法があるにもかかわらず、複製の形式による転用について定めていたにすぎない。

12.4. 一般的に、著作者は、原形式の著作物に限らず、そのすべての改作物について条約上の権利を享有するとの考え方が普遍的になった。これら改作物は原著物の著作者の許諾なしに公に利用できなくなった。

12.5. このようなことから、本条は、著作者に著作物の翻案を許諾する排他的権利を与えている。本条は、翻案とは何かについて定めていないが、その著作物の実質を表現する新しい形式を含むものであり、限界のケースは裁判所の判

断に委ねられることについては異論がない。

12.6. 注意を要するのは、著作者が翻案、編曲その他の改作を許諾すると、これらの改作物は原著作物としての保護を享有することである(第2条(3)項参照)。

第 13 条

音楽の著作物の録音権

13.1. ベルリン（1908年）で設けられた本条は、作曲者の「機械的」権利（“mechanical” rights）として知られているものを定めている。ブラッセル（1948年）とさらにストックホルム（1967年）で改正が加えられた。

13.2. 最近の改正が行われるまでは、本条は(1)項で、(i)音楽の著作物を機械的に再生することができる用具に録音すること、および(ii)録音ずみの著作物をこの用具を用いて公に演奏することを許諾する排他的権利を明文で認めていた。ストックホルム改正ははじめて条約に一般的な複製権を定め（第9条）、複製には録音が含まれることとしたためと、公の演奏権が第11条で既に定められているために、この(1)項は余分なものになった。ブラッセル（1948年）では、複製物に関する頒布権を明定することが論議されたが、著作者はレコード製作者との契約によりレコードの製作と販売の全般に関する条件を定めることができるため、これに関する規定は設けられなかった。ストックホルム改正（1967年）はこの点について変更を加えていず、したがって第13条は後記の3項を定めているだけである。

13.3. 1948年の条文から(1)項を削除したのは、他の重要な問題を明確にするためでもあった。即ち、第11条と第13条の関連からみて、利用者は第11条により必要とする許諾のほかに追加の許諾を得るよう、著作者は要求することができるとの議論が可能であった。言い換えれば、音楽の著作物の著作者は二つの公の演奏権、一つは「ナマ」の演奏に関する権利、他は録音物による演奏に関する全く別個の権利（旧第13条(1)項）を享有するという議論である。ストックホルム規定では、第9条に複製（録音・録画を含む）の権利を定め、第11条でいかなる手段による演奏についてもカバーすることを定めて、このような疑問が生ずることを防いでいる。この点は商業用レコードの放送に関して重要性なしとしない。

13.4. 現代の法律は、著作者の放送に関する許諾には録音物・録画物の利用による放送の権利が含まれるとする傾向にあり、商業用レコードによる著作物の

放送はオーケストラによるナマ演奏の放送と違いはないと考えられている。この点に関する定めは国内法に委ねられており、反対の効果をもたらす契約の条件を禁止する定めは条約にはない。

13.5. このようなことから、ストックホルム以後、第13条は、一つは強制許諾の規定、他は経過規定の二つの項があるだけである。

第13条(1)項

強制許諾

- (1) 各同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作者又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであってはならない。

13.6. この項は、音楽の著作物の録音に関する強制許諾を定めることを、同盟国に認めている。この規定はベルリン（1908年）以来ほぼ現在の形で条約に定められているが、ストックホルム（1967年）で重要な改正が施された。以前は、録音だけでなく、録音物を用いての著作物の公の演奏まで含む強制許諾の制度を定める権能が認められていた。したがって、録音される著作物の著作者の承諾を得て製作されたレコードに関しては、強制許諾によって公に演奏することができた。レコードの公の利用が増加するに伴い、かつ、この方法による公の演奏が必ずずとっていいほど契約でカバーされているために、強制の必要はなくなり、強制許諾は録音行為に範囲を限定できることが明らかになった。そのため改正がストックホルム（1967年）で行われ、パリ（1971年）で確認された。

13.7. 第2に、録音の強制許諾には、楽曲だけでなく、楽曲に伴う歌詞があるときは、歌詞も含まれる。楽曲と歌詞は強制許諾に関して一体のものとしな

れる。その結果、強制許諾は歌詞つきまたは歌詞なしのすべての音楽の著作物および楽劇用の著作物をカバーすることが可能である。

13.8、 第3に、著作者（または複数の著作者）は以前に歌詞および楽曲双方の録音に関し許諾していなければならないという前提条件を条約は定めている。この分野の強制許諾を定める同盟国は、以前に録音が行われていること、作詞者と作曲者双方（これらの者が同一人でない場合）の事前の許諾を得て録音が行われていることをその前提としている。強制許諾制度によれば、その後は、他のレコード会社はこの制度を利用し、事前の許諾を要せず自らの録音物を作成することができる。

13.9、 この項は、放送の強制許諾を定める第11条の2(2)のパターンに従っており、同様の制限が同盟国の自由に課されている。即ち、この許諾は許諾を認めている国に効力が限られ、合意に達しない場合に権限のある機関が定める適正な報酬が著作者に支払われねばならない。ただし、この項は著作者の人格権について触れていない。放送の場合よりも、レコードの製作は人格権を害する危険が少ないからであろうが、いずれにしても、第6条の2が一般的に適用される。

第13条(2)項

経過規定

(2) 音楽の著作物の録音物であって、1928年6月2日にローマで署名された条約及び1948年6月26日にブラッセルで署名された条約の第13条(3)の規定に基づきいずれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなった日から2年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作者の承諾を得ることなくその国において複製することができる。

13.10、 この規定は歴史的に遡るものである。ストックホルム改正（1967年）の結果が現在の条文であり、ベルリン（1908年）以来継続してきた過渡的な制度を終らせることを目的としている。

13.11、 ベルリン規定では、著作物の録音とレコードによる公の演奏をコント

ロールするために著作者に認められた新設の権利は、遡及しないと定められていた。ベルリン（1908年）規定の「発効以前に当該の国で機器に適法に写調された著作物には、いずれの同盟国においても」この権利は適用されなかった。

13.12. おそらく予想されなかった結果であろうが、最初の録音物が作成された国で、以前の録音物の新しいプレスのほかに、新しい録音物をなんらの支払いも要せず作成できる可能性が生じた。巨大なレコード製作者による独占の企てを防止することが明らかにその目的であったが、既に録音ずみの著作物については、ベルリン（1908年）以前にレコード製作者が享有していた、許可を得ずレコードを製作する自由を維持することがその効果となった。さらに、この規定には、その正確な意味に関して議論があった。例えば、著作物の部分のみの「機械的に再生することができる用具への写調（当時用いられていた表現）によって、例を挙げれば、オペラの序曲の写調によって、その後その著作物の全体を自由に録音することができるかという疑問があった。

13.13. スtockホルム（1967年）では、この規定に決着をつける時期がきていると考えられた。ずっと以前に消滅してしまったと思われるようなレコード会社が1908年以前に録音したことがあるということだけで、少数の著作物がなぜ使用料を奪われねばならないかという疑問に対して、妥当といえる理由はなくなっていると考えられた。いずれにしても、1908年以前の著作物の多くは、当時既に著作権が消滅していた。

13.14. 条約はレコード製作者の利益を保証するため十分な配慮をし、その原録音物からレコードを製作するための適正な時間を既にレコード製作者に与えてきた。

13.15. 以上の理由から、(2)項は現在のような制限された形になっている。即ち、1908年以前に最初に録音された著作物について新しい録音物を作成する問題ではなくなっており、既存の録音物から新しいプレスを行うことができるだけである。しかも、当該の国が「この規定によって拘束されることになった」後、2年間認められているにすぎない。1967年当時は、この規定とはStockホルム規定を指していたが、本条になんらの変更を加えなかったパリ（1971年）以後は、パリ規定を指している。同様のことが第7条(7)——より短い保護期間

を認めている例外——にもある。

第13条(3)項

輸入された複製物の差押え

- (3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であって、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の許諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

13.16. この項は、ベルリン改正（1908年）での誕生以来変更されていない。本条に従い作成された録音物は、他の同盟国に輸出することができず、これに違反する者はその国で差押えを受ける。

13.17. この項は、強制許諾によって作成された録音物と、(2)項の経過規定により自由に作成された録音物について定めている。録音物が作成された国以外の同盟国は、その輸入を認める義務はない。

第 14 条

映画化権

14.1. 条約は本条と次条（第14条の2）で映画の著作物に関する規定を定めている。映画の著作物に関する規定の全体を知るためには、第2条(1)（保護を受ける著作物）、第4条（連結点）、第5条(4)（本国）、第7条(2)（保護期間）および第15条(2)（製作者の定義）についても調査しなければならない。

14.2. 映画の著作物に関するルールは、ストックホルム改正（1967年）で作成されたが、ストックホルムにおいても、準備の会議においても、多くの議論が費され、長期の折衝が行われた。その結果が第14条と第14条の2である。

14.3. これらの規定の目的は映画の国際的な流通を促進し、この目的のために、同盟の各国におけるこの問題に関する法理論を統一しないまでも、これらを接近させようとするところにある。映画の著作物には、基本的に三つの違った法律上の制度がある。

14.3.(i) 「フィルム・コピライト」の制度では、製作者だけが映画の最初の著作権者であるが（プロデューサー、監督、カメラマンなどでなく）、映画の製作に用いられ、映画とは別個に存在しうる著作物（シナリオ、脚本、音楽など）の権利は、制限なしにその著作者に帰属する。映画製作者は明示または黙示の契約によりこれらの著作物から権利を取得しなければならない。言い換えれば、これらの著作物はそれぞれの寄与に関して著作権を享有し、その寄与の利用に関して映画製作者に許可を与える。他方、映画製作者は映画自体の著作権をすべて所有し、したがって、契約に反対の定めがないかぎり、その欲するとおりに映画を利用することができる。

14.3.(ii) 映画を何人かの芸術的寄与者（時には国内法に列記されていることがあるが、常にはない。）の共同著作物として取扱う制度では、製作者が映画を利用できるためには、その寄与について譲渡を受けなければならない。

14.3.(iii) 「法定譲渡」と呼ばれる制度も映画の著作物を共同著作物の一つとし

て取扱っているが、この制度では、映画製作者との契約により映画の利用権を譲渡したものと国内法が推定する。

14.4、条約は国際関係を規律するものであるから、これらの制度のいずれかを全く排除することなく、これらの制度の間の橋渡しをどのように行うかが問題であった。ストックホルム（1967年）では、「承認の推定」（presumption of legitimation）として知られる契約の解釈規定を付け加えることによって、この橋渡しが行われた。この法律制度の結合においては、著作者の既存の著作物（映画がそれに基づき、それから翻案される著作物）と、映画の製作の間にはじめて存在するに至る寄与の著作物とは区別されている。第14条は前者について定め、第14条の2は後者について定めている。

第14条(1)項

既存の著作物の著作者の映画化権

- (1) 文学的又は美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
 - (i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。
 - (ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏し並びに有線により公に伝達すること。

14.5、第11条（公の上演・演奏権）と第11条の3（公の朗読権）の場合と同様、映画製作の実情に適合するよう、この権利は二つの部分に分れる。

14.6、著作物の著作者はその映画への翻案を許諾する排他的権利を有する。即ち、小説家の許諾を得なければ、小説から映画の脚本を作成することはできない。しかし、映画が完成しない限り、翻案だけでは意味がない。事実、翻案物を見ることができ形に記録し、完成品を映画館に配給する権利もあわせて取得せずに、翻案の権利を取得しようとする者はいない。そのために、(1)項(i)の文言になっている。

14.7、映画はもちろん上映のために製作される。この項の第2の部分には、翻案された著作物の著作者が享有する著作権の範囲内に上映を含めている。ブラッセル規定（1948年）は有線送信をカバーしていなかったが、ストックホルム規

定（1967年）にこの映画の利用手段が追加された。前に挙げた例に従えば、小説家はその著作物を映画化することに合意したときは、映画を上映のために提供できる国を制限し（頒布権）、有線送信会社がある加入者に見せるために送信することについて許諾を拒むことができる。通常、この種の事項については、契約が明瞭な定めをしている。

14.8. 注意を要するのは、放送に関してなら述べられていないことである。映画を放送することについては、他の著作物の場合と同様、第11条の2にすべて定められているからである。

第14条(2)項

映画の作品の翻案

- (2) 文学的又は美術的著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の作者の許諾の権利を害することなく、原作物の作者の許諾を必要とする。

14.9. この項には、すべての種類の翻案が含まれる。例えば、戯曲が映画化され、その映画から小説が作られるときは、映画製作者の許諾だけでなく、原作者である劇作家の許諾も必要である。また、既存の小説に基づいている映画から作られたオペレッタの上演には、小説の作家の許諾が必要である。この場合、映画はある意味で原著物の呼吸が通い、その精神をとどめている中間媒体である。映画への改作によって別個の種類 of 著作物が生れていても、原著物の作者が映画への翻案に同意したことによって、その作者のアイデア、プロットおよびキャラクターを誰かが盗んでもよいということにはならない。

第14条(3)項

音楽の著作物に関する強制許諾の不適用

- (3) 前条(1)の規定は、適用されない。

14.10. この規定は、第13条(1)によりレコードに関して認められている強制許諾制度は、映画には適用されない旨を定めている。(作曲家がその著作物を録音することに同意した場合、同盟国がその旨の定めをしているときは、強制許諾

により他の録音物を作成できることを記憶されていると思う。)この項は、この問題に関する疑問に対し、映画にはその適用がない旨を明らかにしている。常に許諾が必要である。

第14条の2

映画の芸術的寄与者の権利

14の2.1. 僅かな修正はあるが、ブラッセル規定（1948年）の第14条(2)項の趣旨のとおりである第1項は別として、本条はストックホルム（1967年）ではじめて設けられた。同盟国で実施されている種々の法律制度に関する妥協の産物である。

第14条の2(1)項

映画の著作物の保護

- (1) 映画の著作物は、翻案され又は複製された著作物の著作者の権利を害することなく、原著作物として保護されるものとし、映画の著作物について著作権を有する者は、原著作物の著作者と同一の権利（前条に定める権利を含む。）を享有する。

14の2.2. この項は、映画の著作物は、製作されると原著作物として保護され、その著作権者は原著作物の著作者と同一の権利を享有する旨定めている。「著作権を有する者」と定めている点に注意が必要で、これは前記の法律上の制度の相違を考慮し、誰が著作権者かを決定する自由を国内法に委ねるためである。

第14条の2(2)項(a)

著作権の帰属

- (2)(a) 映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

14の2.3. 条約はこの項で、映画の著作権の帰属は、保護が要求される国の法令によって決定される旨を明らかにしている。「フィルム・コピライト」制度の場合のように製作者が本来的に著作権者であるかもしれず、あるいは法定譲渡によって製作者が著作権者になるかもしれない。国内法はこれらの制度のいずれでも自由に採用することができる。

14の2.4. 条約は、保護が要求される国の法律と定めることによって、誰が映画の本国で著作権者とみなされるかには関係なく、著作権の帰属を輸入国の法律が定めることを明らかにしている。例えば、保護が英国で要求されるときは、著作権の帰属を定めるのは英国法であり、フランスで保護が要求されるときは、フランスの法律である。

第14条の2(2)項(b)

承認の推定

(b) もっとも、法令が映画の著作物の製作に寄与した著作者を映画の著作物について著作権を有する者と認める同盟国においては、それらの著作者は、そのような寄与をすることを約束したときは、反対の又は特別の定めがない限り、その映画の著作物を複製し、頒布し、公に上演し及び演奏し、有線で公に伝達し、放送し、他の方法で公衆に伝達し並びに字幕を挿入し及び吹替えをすることに反対することができない。

14の2.5. この規定は、法律に「フィルム・コピーライト」または「法定譲渡」の制度を定める国以外の国に限って適用され、反対の契約がない場合は、映画の製作に寄与した著作者（第14条に定める既存の著作物の著作者とは別の）は、映画が利用される若干の方法で下記に列記されるものについて同意したものと実際上推定される旨定めている。

14の2.6. 強調する必要があるのは、この「承認の推定」の適用があるのは、芸術的寄与者が映画の著作権者と認められる国に限られることであり、さらに、これらの者が映画の製作に「寄与をする」ことに同意した場合に限られることである。これらの寄与者が誰であるかを特に後記の(3)項が定めている。

14の2.7. さらに、強調する必要があるのは、著作者が同意したことによって推定が働くことであり、そのために、この推定は譲渡推定と呼ばれず、単に「承認」の推定と呼ばれている。この推定は寄与者と映画製作者との契約関係と衝突するものではなく、映画製作者について映画の利用に必要な許可を得ているとみなしているにすぎないからである。

14の2.8. 該当の利用方法が定められており、複製（映画のシンクロナイゼー

ション), 頒布 (上映のための提供), 公のパフォーマンス (映画館での上映), 有線による公の伝達 (ケーブルによる伝達), 放送 (テレビジョン番組を含む。), その他の公の伝達 (例えば, 放送の公の伝達), 字幕の挿入, テープの吹替え (映画がその本国とは違った言語の使用される国で上映される場合) がその利用方法である。

14の2.9. この結果, 契約に別途の定めがある場合を除いて, 製作者は映画の国際的流通を確保するのに必要なすべての事項を実施に移す完全な自由を有する。

第14条の2(2)項(c)

著作者の同意の形式

(c) (b)に規定する約束の形式が(b)の規定の適用上書面による契約 (これに相当する文書を含む。) によるべきかどうかの問題は, 映画の著作物の製作者が主たる事務所又は常居所を有する同盟国の法令によって決定される。もっとも, その約束が書面による契約 (これに相当する文書を含む。) によるべきことを定める権能は, 保護が要求される同盟国の立法に留保される。この権能を行使する同盟国は, その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし, 事務局長は, これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

14の2.10. この号によれば, 前記の推定が適用される場合に, 寄与の著作物の利用に関して著作者が同意を与えるにあたり必要とされる方法は, 製作者が常居所または主たる事務所を有する国の法令によって決定される。ただし, 一つの例外があり, 保護が要求される国は, この同意が書面によらない限り推定は適用されない旨定めることができる。

14の2.11. 言い換えれば, 種々の法律制度の相違に関してストックホルムで到達した妥協は, 次のとおりである。映画におけるその著作物の利用に関する著作者の約束の形式は, 映画製作者が属する国の法令によって決定される。その形式が「書面による契約またはこれに相当する文書による」ことを必要としかどうかは, この法律が決定する。この括弧のなかの表現は, 映画の製作に寄与する人々の仕事の条件を適正に定めるに足る法律上の文書, 即ち, 団体雇用

契約またはこれらの人々が同意した一般的な取決めを指している。ただし、他の国は、当該著作者の承認がなんらかの書面に明らかにされていない限り、この推定は適用されない旨を定めることができる。ある国がこの定めをする場合は、その国はWIPOの事務局長にその旨を通告しなければならない、事務局長はこれを他の同盟国に通報する。これによって関係者は、推定を受けるには「書面による」という条件が必要な国を知り、それに応じた取決めをすることが可能になる。

14の2.12. 例を挙げると、西独（書面による承認を必要としない）に居所を有する映画製作者は、この「承認の推定」を受けることができる。この映画がスウェーデン（この国でも、書面は必要でない。）で利用されるときは、この推定が適用される。しかし、映画がフランスに輸出され、フランスが事務局長に対する前記の通告をしたときは、西独の法律で必要がなくても、西独で書面による契約がない限り、この推定は適用されない。したがって、製作者は、映画の種々の寄与者との交渉にあたって、映画の利用を計画している各国の法律の状態を熟知し、必要な場合は、「書面による契約またはこれに相当する文書」によって自らの立場を護ることが必要である。

第14条の2(2)項(d)

「反対のまたは特別の定め」

(d) 「反対の又は特別の定め」とは、(b)に規定する約束に付されたすべての制限的条件をいう。

14の2.13. (b)に従い、「反対の又は特別の定めがない」場合に限り、承認の推定が適用される。この文言は「制限的な」契約条件、即ち、前記推定の一部または全体と衝突するなんらかの契約条件を指している。例えば、映画をテレビジョンで放映しないとの定めであり、有線で送信しないとの定めである。

第14条の2(3)項

映画に対する芸術的寄与

(3) (2)(b)の規定は、国内法令に別段の定めがない限り、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作

物の著作者並びに映画の著作物の*主たる制作者については、適用しない。その法令において(2)(b)の規定をその*主たる制作者について適用することを定めていない同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

* 主たる制作者とは、条約の原文にあるフランス語 *réalisateur principal*(英語では *principal director*)の訳語であり、通常の場合、劇場用映画にあつては「監督」を担当し、テレビ用映画にあつては「演出」を担当して、映画の著作物の創作の中心的存在となつた者を意味する。

14の2.14. この推定は、国内法に別途の定めがある場合を除いて、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふおよび音楽の著作物の著作者またはその主たる制作者(*principal director*)には適用されない。ただし、ある国の法律が主たる制作者にこの推定を適用しない場合は、その国はWIPO事務局長にその旨を通告しなければならず、WIPO事務局長はこれを他の同盟国に通報する。この制限は、制作者を映画会社の被雇用者として取扱っているにすぎない国のことを考慮したものである。注意を要するのは、この項は「主たる制作者」について定めていることである。いわゆる制作者ではあるが、その者には推定を自動的に適用することが考えられているその他の被雇用者があるからである。

14の2.15. したがって、この項は推定の適用を制限しており、その著作物(シナリオ、脚本、音楽)が映画そのものとは別個に存在しうる著作者または主たる制作者には、推定は適用されない。ただし、ある国が補助のプロデューサーおよびディレクター、舞台装置に責任を持つ者、衣装担当、カメラマン、フィルム編集者、俳優を映画の共同著作者としているときは、その限りにおいて、定められた条件のもとに推定がこれらの者に適用される。ストックホルム(1967年)では、芸術的寄与者に映画の著作権を認める同盟国は、この承認の推定を認めないような法律を定めることはできないということで意見の一致をみた。言い換えれば、この推定はすべての関係国を拘束するものである。

14の2.16. ただし、国内法が、著作者はその寄与した映画に関して、上映その他の利用につき収入の分与を得なければならないと定めることは自由である。

第14条の3

「追及権」

14の3.1. この権利についての原則は、ブラッセル改正（1948年）において導入されたものであり、その前のローマでの改正会議（1928年）で承認された決議がこの改正で採り上げられた。それ以来変更が加えられていない。

14の3.2. この権利は、美術家その他美術の著作物の製作者の利益に配慮を加えようと試みている。画家あるいは彫刻家は、生計を立てるために、作品を安く売ることが多い。その作品は何人かの手に渡って行き、その過程で価格が相当高くなることがある。売買に関係する者（商人、専門家、美術批評家など）にとっては収入の源となり、投資に向いたものとして買われることも多い。このようなことから、この規定は、美術家はその著作物の運命の後を追い、人の手を経るごとに生ずる価値の増加から利益を得ることを認めている。この権利は「追及権」(droit de suit)として知られるものであり、若干の国の法律のほかに、任意の形式でチュニス・モデル法に定められている。

第14条の3(1)項

権利の範囲

- (1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者（その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体）は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

14の3.3. この(1)項は、「追及権」の意味、即ち、最初の売買の後に行われる著作物の売買に関する権利について説明している。美術の著作物は通常公売または美術商を通じて売られる。条約は美術の著作物と作家や作曲家の原稿について定めているが、収入源としては後者の売買はさして重要ではない。他方、美術の著作物は売買を通じてその利用が行われるのが通常である。条約は「美術の著作物」の定義をしていないが、素描、絵画、彫刻、版画および石版画がこれに含まれ、それらは常に美術家自身が製作した原作品であるということについては、一般に異論はない。この権利は、建築の著作物または応用美術には適

用されない。ジュニス・モデル法はその旨を明定している。

14の3.4. この権利は譲渡ができない。美術家が、生活のために、権利の放棄を強制されないようにするためである。ただし、通常の財産相続の規定に従うものであり、美術家の相続人または法令が定める機関はこの権利の恩恵に浴することができるという点からみれば、美術家の一身に専属するものではない。

第14条の3(2)項

適用法

- (2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

14の3.5. ただし、他の権利とは異なり、この権利の享受は相互主義に依存している。同盟国はこの権利を定めるか定めないかを決定する自由があり、保護が要求される国でこの権利が法律に定められている場合、その範囲内に限り保護を要求することができるという意味においては、この権利は任意のものである。例えば、チェコスロヴァキア(この権利がすべての売買をカバーしている。)の美術家がイタリア(当該売買の収入が以前の売買の収入を上廻る場合に限り、この権利が認められる。)でその権利を主張しようとする場合は、権利はイタリアの法律の定めるところによる。また、英国の美術家はベルギーで本条の権利を要求することができない。英国法は「追及権」を認めていないからである。著作者の属する国の法律が原作品に関するこの権利を認めていないときは、権利を認めている国においても、著作者は権利を要求することができない。この点では、内国民待遇の原則が、例外として、相互主義の必要に従っている。この相互主義が認められるかどうかを決定するのは、裁判所の権限に属する事項である。

第14条の3(3)項

手続

- (3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

14の3.6. 同盟国の多くは「追及権」を認めているが、それらの国における条件には違いがある。通常、その範囲は公売または業者を通じての売買、即ち、発見することが割合簡単な売買に限られている。これらの場合、著作者（徴収団体が代表していることが多い。）は売買価格の一定パーセント（通常ほぼ5パーセント）を受け取ると定めることにさしたる支障はなかった。

14の3.7. 価値の増加がある場合、即ち、以前の売買よりも価格が高い場合に限りに、この権利を認めている国がある。この場合は、値上り分についてパーセントによる計算が行われる。

14の3.8. 「追及権」の行使に関する諸条件を定める規定は、一般的に著作権に関して定める法律とは別の法令に定められていることが多い。チュニス・モデル法もその旨を示唆している。

第 15 条

著作者の推定

15.1. 本条は創設条約（1886年の条文）まで遡るものであり、著作権に関する訴えを提起できる者について定めている。ストックホルム（1967年）で二つの追加が行われた。一つは映画製作者に関するものであり、他はフォークロアに関するものである。

第15条(1)項

一般的原則

- (1) この条約によって保護される文学的及び美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者と認められ、したがって、その権利を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りる。この(1)の規定は、著作者の用いた名が変名であっても、それがその著作者を示すことについて疑いが無い限り、適用される。

15.2. 条約は「著作者」の定義をしていないが、著作者は著作物に関し著作権を主張するため訴えを提起できる者であるとの推定を定めている。そのためには、著作者の名が通常の方法で著作物に表示されておれば、十分である。この一般的な表現に正確な意味を与えることは、裁判所に委ねられている。訴えを提起された侵害者が、その著作者は著作権者でないことを主張しようとするときは、その旨立証しなければならない。

15.3. この項は、その著作者を示すことについて疑いが無いときは、変名にも適用される（第7条(3)と比較のこと）。これは裁判所が決定する事実問題の一つである。

15.4. 注意を要するのは、条約は、反証のない限り、その名が前記のとおり著作物に表示されている者が著作者であると定めているにすぎないことである。条約はそれ以上の定めをしていず、したがって、この問題に関し自らの規定を

定める自由が同盟国に与えられている。この点は、創作者が他人（個人であると法人であることを問わない。）に雇用されている間に製作する著作物と依頼による著作物に関して、若干の重要性がある。チュニス・モデル法は、ラテン系とアングロ・サクソン系の双方の法理論を考慮に入れた解決策を示している。

第15条(2)項

映画の著作物

- (2) 映画の著作物に通常の方法によりその名を表示されている自然人又は法人は、反証のない限りその映画の著作物の製作者と推定される。

15.5. スtockホルム改正（1967年）で設けられたこの規定は、映画に関する規定の最後のものである（第2条(1)、第4条、第5条(4)(c)、第7条(2)、第14条および第14条の2を参照のこと）。

15.6. 著作物に「その名が表示されている」という文言に注意のこと。これは著作物がなんらかの有形の物に固定されていなければならないという意味ではない。第2条(2)の規定によって、固定の問題は未決定になっている。この項は、映画が固定されているかどうかを問わず、推定について定めているだけである。

第15条(3)項

無名または変名の著作物

- (3) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の変名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作者を代表するものと認められ、この資格において、著作者の権利を保全し及び行使することができる。この(3)の規定は、著作者がその著作物の著作者であることを明らかにしてその資格を証明した時から、適用されなくなる。

15.7. 出版者のためのこの推定は、出版者を著作者とみなそうとするものではない。出版者は著作者を代表するものとみなされ、著作物に関する権利を行使するため訴えを提起する代理人に類する権能を有するにすぎない。著作者が明確でないときも、その著作権は尊重されねばならない。条約は、著作権尊重

の確保に関し、出版者に責任を課している。

15.8. 著作者がその著作者であることを明らかにし、自らその権利を主張するときは、この推定はもちろん適用されない。

第15条(4)項

フォークロア

- (4)(a) 著作者が明らかでないが、著作者がいずれか1の同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該1の同盟国の立法に留保される。
- (b) (a)の規定に基づいて指定を行う同盟国は、指定された機関についてすべての情報を記載した宣言書によりその旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、その宣言を他のすべての同盟国に直ちに通報する。

15.9. この規定の主な目的は、「フォークロア」(folklore)と呼ばれる著作物について定めることである。ただし、この言葉は非常に定義が難しいため、条約には用いられていない。ストックホルム(1967年)で追加され、パリ改正(1971年)で確認された2番目の規定である。

15.10. この項はいくつかの条件を定めている。(i)その著作物は第3条(3)にいう意味において未発行のものでなければならない。(ii)その著作者が不明でなければならない。フォークロアは明白に特定の著作者に属するものではなく、フォークロアに責任を持つ者の名は、時間のもやのなかにかすんでしまっている。(iii)ただし、その未知の著作者が特定の同盟国の国民であると信ずるに足る理由がなければならない。条約は一種の推定を定めている。

15.11. 以上の三つの条件が満たされる場合、当該の国が指定する機関は、無名の著作物の出版者と同様(前記(3)項参照)、すべての同盟国で著作権を行使するため、訴えを提起することができ、著作物の推定による著作者の著作権の場合もこれに含まれる。事件について立証し、著作者がその国の国民であるかまたは国民であったと推定する理由などの事項に関して、訴えを提起した裁判所

を納得させるのは、この機関の行うべき事項である。

15.12. この項は、通告を通常の方法によることとしている。このような機関を指定する国は、WIPOの事務局長に通告し、十分な情報を与えねばならない。事務局長はこの情報を他の同盟国に通報する。

15.13. 著作者不明の著作物が無名の著作物の特定の一例であることについて、ストックホルム（1967年）で意見の一致をみた。無名の著作物が発行された場合、訴えを提起するのは出版者である。法律により指定された機関がこの種の出版者の立場に立つことを妨げるものはなにもない。保護期間は第7条(3)に規定されている。

15.14. 著作者不明の未発行の著作物に同じ原則を適用し、国が指定する機関が訴えを提起することを認めて、条約は同盟国特にフォークロアがその文化遺産となっている開発途上国に対し、フォークロアを利用する一つの手段を提供している。

15.15. チュニス・モデル法がフォークロアに関する適正な保護の規定を設けているのが、注目される。

第 16 条

著作権侵害物の差押え

- (1) 著作者の権利を侵害するすべての製作物は、当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国において差し押さえることができる。
- (2) (1)の規定は、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなった国において作成された複製物についても適用する。
- (3) 差押えは、各同盟国の法令に従って行う。

16.1. この規定は条約の当初の条文に定められていた。ベルリン（1908年）で追加が行われ、ストックホルム（1967年）で、二、三の全く起草上のものである修正が施された。この規定は、著作者（またはその承継人）がその著作物の著作権を侵害する複製物について、差押えの措置をとることを認めている。各国は自らの条件を選択し、その著作物が当該の国で保護される場合に限り、この規定を適用できるのはもちろんのことである。

16.2. 1908年の改正によって(2)項が追加され、著作物が保護されない国または著作物が公有に帰した国から輸出される複製物の差押えが認められた。このような複製物が保護の存在する国に輸入されるときは、著作権侵害の複製物となり、差押えを受ける。

16.3. 同盟国はその手続について自由に決定できる。即ち、差押えを裁判所に委ねるか、または税関吏に委ねるかを決定し、また、差押えを請求できる者を定めることができる。

16.4. チュニス・モデル法もこれに関する規定を置いており、著作権を侵害した複製物だけでなく、侵害行為から生じた収入および複製物の作成に用いられた素材の差押えを認めている。通常は、著作権者だけが差押えを請求できるが、フォークロアの保護に責任を有する機関（第15条(4)）も、許諾を得ず外国で作成し輸入されたこの種の著作物の差押えを、裁判所または税関吏に請求することができる。チュニス・モデル法はまた立証に関する事項を定めており、それによれば、警察官の陳述または「著作者団体のエイジェントの宣誓供述書」に

に基づき、裁判所が判断することになる。後者の証言が認められる条件は、国内法令の定めるべき事項である。徴収団体の職員が果たす役割が、著作権侵害の査察に相当役立つものであることは明らかである。

16.5. 条約は、差押えに関するものを除いて、明白に定めをしていないが、著作権を侵害した者に対する制裁は、すべて国内法に委ねられている。救済には民事、刑事または行政上の手段があり、差止め命令、損害賠償、罰金および(または)懲役の判決などがその例である。著作権を侵害した者に情状酌量の余地があるときは、裁判所は通常処罰を軽減することができる。

第 17 条

著作物の頒布、上演または 展示を取り締る政府の権能

この条約は、法令又は諸規定により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

17.1. 本条は、1886年の条約創設の時以来ほとんど変更されていないが、ストックホルム(1967年)では、この規定に関して活発な討議が行われた。

17.2. 本条は、公共の秩序を維持するために、必要な手段を講ずる政府の権能について定めている。この点に関しては、同盟国の主権は条約の定める権利によってなんらの影響を受けない。著作者は、公共の秩序と衝突しない限り、その権利を行使することができる。権利の行使は、公共の秩序に道を譲らねばならない。そのために、本条は若干の取締りの権能を同盟国に与えている。

17.3. スtockホルムでの討議(1967年)において、主として検閲と著作物の普及を許可または禁止する権能について定めていた本条を、この目的に用いることができるとおおむね意見が一致した。本条は、強制許諾によって著作物を普及させるような制度を設けることを認めているのではない。著作物を公に提供する事前に著作者の承諾が必要な場合、ある国がこの承諾を無視することを可能とすべきではない(例えば、捜査中の犯人の写真を発行または放送することを警察に認める場合は別として)。

17.4. しかし、この検閲の権能とは別に、ストックホルムでは、公のポリシーの問題は常に国内法令の定めるべき事項であり、したがって、同盟国は独占の濫用を制限するすべての必要な手段を講ずることができると満場一致で意見の一致をみた。アングロ・サクソン系の法律の伝統を受継ぐ若干の同盟国の法律には、審判所(tribunal)の定めがある。この審判所は、定められた条件に従い、著作者の徴収団体とその管理著作物の利用者との間で一種の仲裁者の役割を果

すものであり、これによって徴収国体が有する独占的地位の濫用の問題が避けられる。

第 18 条

条約の遡及効

18.1. 本条は、著作物の本国が条約にはじめて加盟するときに、条約が既存の著作物に適用される方法を定めている。条約には当初からこの定めがあり遡及の原則として知られている。パリ（1896年）とベルリン（1908年）で比較的小さな改正が施されたが、その後は変更されていない。

第18条(1)項

一般的原則

- (1) この条約は、その効力発生の際に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなった著作物以外のすべての著作物について適用される。

18.2. 著作物の本国がはじめて同盟国となった際に、その国で既に公有に帰している著作物を保護する義務はない(本国の意味については、第5条(4)を参照)。ベルリン改正（1908年）で、保護期間の満了の結果、公有に帰したものでなければならぬと定められ、それ以来、保護期間の相互主義のルールが適用されている（第7条(8)）。例えば、著作者の死後50年の保護（条約の保護期間）を与える新しい加盟国とそれを上回る保護を与える国との例では、短い方の期間が適用される。

第18条(2)項

追加の条件

- (2) もっとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなった著作物は、その国において新たに保護されることはない。

18.3. この項は、保護が要求される国において、ある著作物がかつて保護されていたが、保護期間の満了のために保護が消滅した場合は、新たにその著作物

を保護する義務がない旨を明らかにしている。自由に利用できる期間に、他の者が利用しているかもしれず、著作権を復活させることは、その自由の継続を害するおそれがある。

18.4. (1)項と同様、この項も「保護期間の満了により」公有に帰した著作物について定めている。1896年の追加規定が「この規定は……排他的な翻訳権にも同様に適用される」と定めていた当時、この権利に関して、「10年」制度（後記参照）が適用されるのか、第7条に定める通常の期間が適用されるのかという疑問があった。しかし、一般的には、個別の権利についてではなく、著作物の全体について考慮をしなければならないから、第7条が適用されるということで意見が一致していた。

第18条(3)項

適用

- (3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に関し、この原則の適用に関する方法を定める。

18.5. この原則の適用に関する方法を、同盟国間の取決めで定めることができる。取決めがない場合は、条約は、同盟国にその法律で定めることができる広い範囲の裁量の余地を与えている。各国の法律がその国に限り適用されることについては、（本項に定めているので、）特に述べる必要はないと考える。実際には、同盟国の間には相当の相違がみられる。

18.6. この遡及効の問題は、新しい国が同盟に加わるときに、相当の重要性をもちうる。その国において、保護期間満了のためではなく、例えば、著作者が保護に関して要求される方式を順守しなかったために、公有に帰している著作物が多数存在するかもしれないからである。その場合には、これらの著作物を利用するための措置を適正に講じた者および少なくともこれまで自由に行われてきたこと（出版、上演・演奏、翻案など）を規制する排他的な権利を著作者が突然取得した場合に経済的に苦境におちいるおそれのある者に対して、配慮がなされねばならない。したがって、この遡及効の範囲を決定するのは、各同

盟国の権能に属する事項であり、訴訟において、これらの取得された権利について考慮を加えるのは裁判所の権限に属する事項である。

第18条(4)項 特別の場合

- (4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第7条の規定の適用により又は留保の放棄によって拡張される場合にも適用される。

18.7. この項は、本条が動く可能性が最も多い事例（同盟への新たな加盟、第7条に基づく保護期間の延長および留保の放棄）を列記している。最後の例は、翻訳に関する10年留保の放棄である。これらのすべての場合に、前記の遡及効に関する規定の適用がある。

第 19 条

国内法令の効力

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を
求めることを妨げるものではない。

19.1. ベルリン改正（1908年）に際して条約に設けられ、ブラッセル（1948年）で僅かな改正が施された本条は、条約が定める権利は最低限のものにすぎない旨を定めている。条約に属する国がそれ以上の権利を与えている場合、著作者がその国でそのような権利を主張することを妨げる規定は、条約にはない。

19.2. ブラッセル改正（1948年）は、この場合、国内法が優先することを明らかにした。言い換えれば、条約が定める最低限の権利は条約の基盤となっているが、同盟国の国内法により同盟国の国民およびその承継人がより厚い著作権の待遇を主張できるときは、それを禁ずるものはなんら存在しない。内国民待遇を与えねばならないという原則（第5条(1)）の他の例にほかならない。

第 20 条

特別の取極

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作者に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないものでなければならない。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

20.1. 創設規定に定められていたこの規定は、ベルリン（1908年）での僅かな起草上の修正を除いて変更が加えられていず、同盟国間の特別な取決めについて定めている。条約が最初に締結された当時、創設に関与した諸国の間にかくつかの二国間条約が存在しており、なかには、著作者保護の点で進んでいるものもあった。条約はその存続を妨げるものでない旨を明らかにすることが望ましく、かつ、必要であると考えられた。

20.2. ただし、この種の取決めは、二つの条件のうちいずれかを満たさなければならない。即ち、条約よりも広い範囲の権利を著作者に与えているか、条約には定められていないが、条約とは衝突しない事項を定めているかのいずれかでなければならない。取決めを締結する国が、これらの条件が満たされているかどうかを判断する。

20.3. 最初の条件に関する最近の事例としては、著作権の保護期間に関する戦時期間の延長の問題について相互主義を定める同盟国間の取決めがあり、条約第7条(1)に定める期間を越えて著作権の保護期間を相互に延長する取決めがある。テレビジョン・フィルムによる番組交換に関する1958年のヨーロッパ協定は、後者の条件の例である。

20.4. ベルヌ同盟諸国では、この種の特別な取決めは比較的数少ないが、工業所有権の分野では、工業所有権の保護に関するパリ条約の本第20条に類似している同様の規定第19条に、該当の事例が多い。

第 21 条

開発途上国に関する特別規定

- (1) 開発途上にある国に関する特別の規定は、附属書に定める。
- (2) 附属書は、第28条(1)(b)の規定に従うことを条件として、この改正条約の不可分の一部をなす。

21.1. 本条は、パリ（1971年）で作成された附属書について定めている。附属書は条約の不可分の一部になっており、その特別の規定は、条約本文が認めるよりも広い範囲の裁量の余地を開発途上国に認めている。

21.2. パリ規定を批准する国は、この批准を条約の管理規定に限定することができるが（後記参照）、第1条から第21条までと附属書は単一の条文になっており、そのいずれかを別にして批准することはできない。言い換えれば、第1条から第21条までと附属書が実体規定になっており、その全部について同意するか、同意しないかでなければならない。

第 22 条

総 会

22.1. 本条は、通常、条約の管理規定と呼ばれているものについて定めている条項の最初のものである。管理規定は、同盟のポリシーを決定する機関と事務局を設置し、財政を賄う方法を決定し、同盟の種々の機関に割られる業務を定めている。

22.2. 以上は、すべてストックホルム会議（1967年）に遡るものである。この会議では、すべての知的所有権の同盟について、管理および組織上の大きな改革が加えられた。パリ改正（1971年）は最終条項に若干の変更を加えたが、この新しい組織には手をつけなかった。

22.3. これらの管理的事項を定める条項（第22条から第26条）は、大部分自明のものであるが、世界知的所有権機関(the World Intellectual Property Organization(WIPO); L' Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle(OMPI))を(同じく1967年に)設立した条約(訳註:1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約)について触れておかねばならない。この条約は、ベルヌ同盟国でない諸国を包含しているが、組織と管理に関して、ベルヌ同盟を含むすべての知的所有権の同盟の運用に関するわく組を定めている。

22.4. 1967年のWIPOの創設は、既存のものであると今後設立されるものとを問わず、各同盟の自治に影響を及ぼすことなく、これらの同盟の管理を近代化し、さらに効果的なものにしようとする意図のもとに行われた。この機関(WIPO)の全般的な方針と活動の方向は、すべての締約国によって決定されるべき事項である。ただし、各同盟は自己の機関を有し、この機関は当該の同盟に利害関係のある事項について決定する権限を有する。WIPOの傘のもとに、WIPOが管理するすべての同盟(ベルヌ、パリおよび知的所有権の分野におけるその他の)は、共通の関係を有する管理問題について協力することができる。

- (1)(a) 同盟は、この条から第26条までの規定に拘束される同盟国で構成する総会を有する。
- (b) 各同盟国の政府は、1人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2)(a) 総会は次のことを行う。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第26条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。
- (iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。
- (v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。
- (vi) 同盟の事業計画を決定し及び3年予算を採択し、並びに決算を承認すること。
- (vii) 同盟の財政規則を採択すること。
- (viii) 同盟の目的を達成するために必要と認める専門家委員会及び作業部会を設置すること。
- (ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (x) この条から第26条までの規定の修正を採択すること。
- (xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。
- (xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。
- (xiii) 機関を設立する条約によって総会に与えられる権利（総会が受諾するものに限る。）を行使すること。
- (b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3)(a) 総会の各構成国は、1の票を有する。
- (b) 総会の構成国の2分の1をもって定足数とする。
- (c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の2分の1に満たないが、3分の1以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合のみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成

国に対し、その決定を通知し、その通知の日から3箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

- (d) 第26条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の3分の2以上の多数による議決で行われる。
 - (e) 棄権は、投票とみなさない。
 - (f) 代表は、1の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
 - (g) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (4)(a) 総会は、事務局長の招集により、3年ごとに1回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の4分の1以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) 総会は、その手続規則を採択する。

22.5. (1)項は総会の構成を定め、(2)項はその機能を詳述している。(3)項は投票手続、(4)項は総会の会合について定めている。(5)項により、総会はその手続規則を定める。これらの規定は自明のものであり、特に解説を必要としない。

22.6. スtockホルム(1967年)の前には、ほぼ20年ごとに外交会議が開催される場合を除いて、決定権を有する同盟国の会合は存在しなかった。したがって、同盟国には、著作権問題を討議し、条約を最新のものにするために必要な改正を計画する機会はなかった。確かに、若干の機関はあったが、その役割は諮問を受けるだけのものであった。現在、少なくとも3年ごとに、同盟国はWIPO事務局長の報告と活動を検討し承認し、同盟の権限に属する事項について事務局長に指示を与えることができる。同盟国は事業計画を決定し、予算を採択し、同盟の財政をコントロールする。

22.7. 一般的に、総会は、同盟の維持と発展および条約の実施に関するすべての事項を取扱う。条約の実施とは、同盟国の政府または裁判所が行う条約の実施をいうのではない。専ら主権を有する国の権限に属する事項について干渉

する権能は、総会にはない。条約の実施とは、条約の種々の機関（WIPO事務局を含む。）が、これらの機関に任務を課している条約の規定を実施することを意味しているにすぎない。

22.8. 最後に、総会は、改正会議の準備に関する指示を事務局に与える。過去においては、この会議の準備は、事務局の援助を得て、招請国が行う事項であった。1967年の改正によって、すべての同盟国がこの準備に関係し、準備に影響を及ぼしうることが確保された。この問題に関する指示を与えるにあたって、総会は、第22条から第26条までの規定に拘束されない同盟国の意見を考慮しなければならない。これらの国がストックホルムで作成された管理規定を受諾していないことは、管理規定であると実体規定であるとを問わず、これらの国が条約の変更にさして関心をもっていないことを意味しているものではない。さらに、改正の準備に際して、事務局が政府間機関および国際的な非政府機関と協議することを定める規定（後記第24条(7)(b)）が設けられている。経験からみて、利害関係のある各方面とのこのような協議が重要であることは、明らかである。

22.9. 総会は、同盟の主たる機関であり、その目的を推進するために必要なすべての権限を有する。WIPOが管理する知的所有権の他の同盟にも関係のある問題が生じたときは、WIPOの調整委員会の助言を得たうえで、はじめて総会が決定を行う。

第 23 条

執行委員会

- (1) 総会は、執行委員会を有する。
- (2)(a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によって選出された国で構成する。更に、その領域内に機関の本部が存在する国は、第25条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、当然に執行委員会に議席を有する。
 - (b) 執行委員会の各構成国の政府は、1人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
 - (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の4分の1とする。議席の数の決定に当たっては、4で除した余りの数は、考慮に入れない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に関連して作成される特別の取極の締結国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。
- (5)(a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
 - (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の3分の2まで再選されることができる。
 - (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する規則を定める。
- (6)(a) 執行委員会は、次のことを行う。
 - (i) 総会の議事日程を作成すること。
 - (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び3年予算案について総会に提案をすること。
 - (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算につき、事業計画及び3年予算の範囲内で、決定すること。
 - (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
 - (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
 - (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行っている他の同盟に

も利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

- (7)(a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年1回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の4分の1以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8)(a) 執行委員会の各構成国は、1の票を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の2分の1をもって定足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、1の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

23.1. 本条に定める10の各項目、自明のものである。執行委員会が組織され((1)項)、その構成と構成国の数が(2)項と(3)項で定められている。委員会の構成国を選出するにあたって、総会は二つの事項を考慮しなければならない ((4)項)。即ち、衡平な地理的配分と同盟内での特別な取決めの当事国が委員会の構成国となる必要である。この第2の事項が実際に重要であったのは、これまでのところパリ同盟に関してだけである。これらの特別な取決めがあるのは、工業所有権の分野に限られているからである。(5)項は構成国についてさらに規定を追加している。

23.2. 重要な項は(6)である。委員会の任務を列記しているからである。要約すれば、総会の作業の準備をし、総会の決定の実施を監督することである。委員会は、総会の会期の間の継続性を維持するため、毎年1回会合し(7項)、臨時会期としてさらに多く会合することができる。

23.3. (8)項は投票について定め、(9)項は、総会の構成国であるが、委員会の構成国ではない国が委員会にオブザーバーとして出席することについて定めている。(10)項により、委員会はその手続規則を作成する。

第 24 条

WIPO 国際事務局

- (1)(a) 同盟の管理業務は、工業所有権の保護に関する国際条約によって設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の継続である国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。
- (c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、著作者の権利の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、著作者の権利の保護に関するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送付する。
- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。
- (4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応じ、著作者の権利の保護に関する問題についての情報を提供する。
- (5) 国際事務局は、著作者の権利の保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門家委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (7)(a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約(第22条から第26条までの規定を除く。)の改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

24.1. 条約は、フランス語で“*Bureau de l'Union Internationale pour la protection des œuvres littéraires et artistiques*”(文学的および美術的著作物保護のための国際同盟事務局)という名称の国際事務局を当初定めていた。1886年の条文は、同盟国がその経費を負担し、同事務局がスイス政府による管理お

よび財政上の監督のもとに置かれる旨を定めていた。1883年のパリ条約も工業所有権に関して同様の定めをしていたため、経済的な理由から、二つの事務局はやがて合併された（1893年）。この合併によって、“Bureaux Internationaux Réunis pour la Protection de la Propriété Intellectuelle”（知的所有権の保護のための国際合同事務局）略称BIRPIが生れた。しかし、この名称は、合同事務局がジュネーブに移った1960年代の初めまでは、ほとんど用いられなかった。それまでは、事務局はベルヌにあり、一般に「ベルヌ事務局」として知られていた。

24.2. WIPOを発足させたストックホルム改正（1967年）は、この制度を少し変更し、BIRPIの「継続である」国際事務局が実施する管理業務を定めた。WIPO条約はベルヌ同盟の管理業務をWIPOに委託し（第4条）、第9条で国際事務局と呼ばれる事務局について定めており、ここにいう事務局が前記の国際事務局である。厳密な法律上の観点からすれば、1967年の改正に拘束されるに至っていない同盟国にとっては、旧来の事務局が依然としてその事務局になるが、実際上は、新しい国際事務局がBIRPIから管理業務を引継いでいる。新旧両事務局の業務はほとんど相違がなく（例えば、ブラッセル規定（1948年）第22条を参照）、その引継にはなんらの問題も生じなかった。条約は経過措置を認める規定を置いている（後記第38条(2)および(3)）。

24.3. 第24条は、旧事務局の業務をさらに論理的かつ詳細に再規定し、同盟に関するWIPO国際事務局の業務を列記している。即ち、管理業務を行い、種々の機関の事務局を務め（(1)項）、著作権に関する情報を収集し公表する（(2)項）。(3)項は月刊の定期刊行物の発行を定めている。これが雑誌“Le Droit d'Auteur”とその英語版“Copyright”である。(4)項により、事務局は、同盟国に対し、その要請に応じて、著作権問題に関する情報を提供する。事務局は研究を行い、役務を提供しなければならない（(5)項）。（その例は、マニュアルやパンフレットの発行である。）また、事務局は、同盟の機関のすべての会合に、諮問を受ける資格で参加し（(6)項）、総会の事項である第22条から第26条までの規定以外の条約の改正について、準備の作業を行うことができる。（ただし、事務局長は総会に提案をすることができる—第26条参照。）最後に、事務局は、事務局に与えられるその他の任務を遂行する（(8)項）。例えば、第37条による公定条文の作成である。

24.4. WIPO国際事務局は事務局長の指揮に従う。事務局長はその最高幹部であり、WIPOを代表し、同様に同盟を代表する。事務局長の任命およびその職務、事務局の構成その他この種の事項は、WIPO条約第9条に定められている。そのすべてを知るためには、この条文も参照しなければならない。

第 25 条

財 政

- (1)(a) 同盟は、予算を有する。
- (b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている 1 又は 2 以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。
- (3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (i) 同盟国の分担金
 - (ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金
 - (iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
 - (iv) 贈与、遺贈及び補助金
 - (v) 賃貸料、利子その他の雑収入
- (4)(a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。
- | | |
|--------|----|
| 等級 I | 25 |
| 等級 II | 20 |
| 等級 III | 15 |
| 等級 IV | 10 |
| 等級 V | 5 |
| 等級 VI | 3 |
| 等級 VII | 1 |
- (b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に対しその通常会期において表明しなければならない。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。
- (c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。
- (d) 分担金は、毎年 1 月 1 日に支払の義務が生ずる。
- (e) 分担金の支払が遅滞している同盟国は、その未払の額が

当該年度に先立つ2年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のもとなったときは、同盟の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

- (f) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもって予算とする。
- (5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。
- (6)(a) 同盟は、各同盟国の1回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなった場合には、総会がその増額を決定する。
- (b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。
- (c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。
- (7)(a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によってその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。
- (b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから3年を経過した年に効力を生ずる。
- (8) 会計監査は、財政規則の定めるところにより、1若しくは2以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

25.1. 本条は、ストックホルム（1967年）で行われたもう一つの管理規定の改正に関する重要な事項を定めている。以前は、条約は事務局の経費の上限の額を定めるとどまっておき、同盟国は、各国が選択する若干の等級に従い、共同してこの額を負担していた。この上限の額は、同盟国の全員一致の決定がある場合に限り、変更することができた。

25.2. 経験によれば、経費はすぐに収入を上廻り、上限額を定めても、間もなくその額では賄えきれなくなる。改正会議は通常ほぼ20年に1度行われるにすぎないため、スイス政府は監督をする国の資格で同盟国と協議をしなければならなかった。しかし、全員一致の賛同を得ることは難しく、したがって、財政上の寄付の多くは自発的なものであったために、その収入に頼ることはできなかった。言い換えれば、その制度は同盟の財政的な必要に適合するよう計算されたものではなく、自発的な分担金によって必要な業務の運営がわずかに維持されていた。同盟国は、現在進行中の事業だけでなく、将来の活動の計画まで包含する予算案を決定できなかったともいえる。

25.3. スtockホルム改正（1967年）は予算を定め（(1)項）、他の知的所有権の同盟にも同様のことが定められた（WIPO条約第11条参照）。

25.4. 自明のものである他の項目で、本条は若干の財政規則を列記している。即ち、他の同盟の予算との調整（(2)項）、予算の分担（(3)および(4)項）、国際事務局の会計（(5)項）、運転資金（(6)項）、機関本部所在国による立替え金（(7)項）および会計検査（(8)項）である。

25.5. 1967年の改正は、同盟国がそれぞれの等級に従って分担金を支払う制度に、なんら変更を加えなかった。国際連合の他のいくつかの専門機関および他の政府間機関の制度とは違い、分担金のための等級は、人口または国民1人あたりの収入によるものではない。各国はその属する等級について完全な選択の自由を有している。この制度は1886年に始まるもので、Stockホルム改正では、等級の範囲を広げ、最高と最低の較差を大きくするために、一つの等級即ち第7を付け加えた。例えば、最低の等級を選択する国は、最高を選んだ国の25分の1を支払うにすぎず、富裕でない国の財政能力について配慮している。前記のとおり、各国が自己の等級を選ぶのであり、その選択は、通常、経済上ならびに財政上の考慮とその国が著作権問題に与える重要度によって左右される。しかし、年間の分担金の額によって、同盟の問題に対する各国の影響力が弱められるようなことはない。各国は同等の権利を有している。例えば、各国は総会で一つの票を有する。

25.6. 強調しておく必要があるのは、同盟国はWIPOには分担金を支払わない

ことである。即ち、二重の支払いの必要はない。各国は加盟国になっている同盟にのみ分担金を支払う。共通の経費を支払うのは各同盟であり、その額は、各同盟の総会が、共通経費からその同盟が受けられる利益の程度を考慮して決定する。

25.7. (4)項は、分担金のために選択した等級の変更を認め、分担金の計算の方法、分担金の支払の時期を定め、さらに、支払の延滞に対する制裁について規定している。

25.8. これらの規定の運用に関する詳細は、第22条(2)(a)(vi)により与えられた権限によって総会の作成する財政規則に定められる。

第 26 条

管理規定の改正

- (1) 第22条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の6箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。
- (2) (1)の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の4分の3以上の多数による議決を必要とする。ただし、第22条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の5分の4以上の多数による議決を必要とする。
- (3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であった国の4分の3から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後1箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

26.1. ストックホルム（1967年）で設けられた本条は、改正に関して、管理規定（第22条から第26条まで）を実体規定と最終条項から分離している。管理規定の改正は、改正会議ではなく、総会の事項である。

26.2. 通常の条約改正の方法（改正される条文に拘束されない国を含む全同盟国の外交会議、新条文を採択するための全員一致の必要、さらに、新条文を批准または新規定に加入した国に限ってのその条文の適用）は、純粹に管理に関する規定を修正する場合には、あまりにも厳格であると思われる。この修正は条約が保護する著作権の帰属または範囲に影響を及ぼすものではなく、同盟国の政府の利益にもさしたる影響はない。この種の修正が緊急の必要となるかもしれない、手続としては実際的な方法が必要とされた。

26.3. 条文の変更に関する二つの方法を区別するため、条約は別の言葉を用いている。本条では、「修正」(amendment)の事項であり、第22条から第26条までの規定以外の条項については、「改正」(revision)の事項である（第27条参照）。

26.4. この修正の手続については、説明の必要はない。その提案は(1)項に、採択は(2)項に、発効は(3)項に定められている。

26.5. 通常、総会の決定は3分の2の多数決によるが(第22条(3)(d))、管理規定の修正には、それ以上の多数、通例投ぜられた票の4分の3の多数が必要である。第22条と第26条の修正には、さらに多数が必要とされる。第22条は総会の権限を定めており、総会の権限は管理制度の全般に及ぶものであるから、軽々に変更されるべきではない。したがって、条約は5分の4の多数を必要としている。本条の修正にも同様のことが要求されているのは、本条をより少ない多数決で修正し、同様のより少ない多数決で第22条を修正するのを防ぐためである。

26.6. 必要とされる多数決によって修正が採択された場合に、(3)項はその効力の発生を定めている。通常、採択の後1か月で効力が生ずる。ただし、その効果が同盟国の財政上の義務を増大させるものであるときは、同盟国がその拘束を受ける前に、各国の正式の受諾が必要である。もちろん以上は既に同盟国である国に限って適用されるのであり、はじめて同盟に加盟する国は、加盟の際に効力を有するものについて義務を負う。

26.7. スtockホルム(1967年)以来、管理規定には実際に変更が加えられていない。

第 27 条

条約の改正

- (1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。
- (2) このため、順次にいずれかの同盟国において、同盟国の代表の間で会議を行う。
- (3) 第22条から前条までの規定の修正についての前条の規定が適用される場合を除くほか、この改正条約(附属書を含む。)の改正には、投じられた票のすべての賛成を必要とする。

27.1. 条約改正の可能性は、条約創設の時から予測されており、本条は1886年当時の条文とさして変りはない。

27.2. 創設当時の同盟国は、条約が発展することを期待していた。この種の条約は最初から完全なものはない。国際的な取決めはすべて、その意味をさらに明確にし、地理的な適用範囲を拡張し、世界の情勢の変化に適應するため、時々改正をする必要がある。その後の経験では、この改正の権能の価値が明らかになっており、5回にわたって(1908年ベルリン、1928年ローマ、1948年ブラッセル、1967年ストックホルム、1971年パリ)この権能が行使された。

27.3. 本条は、改正の目的が同盟の制度の改善にあることを説明し((1)項)、改正会議が同盟国で行われる旨を定めている((2)項)。最後に、改正(管理規定以外の——前記第26条参照)を行うには、全員一致の賛成が必要である((3)項)。

27.4. この全員一致の原則は、同盟の各国に拒否権を与えているが、ブラッセル(1948年)においてはじめて論議的となり、相当の議論が生じた。しかし、この原則は残されることになり、以来問題になっていない。拒否はもちろん積極的な反対の投票であり、単なる棄権はこれに含まれない。この原則は、その定める著作権の水準を保障する同盟の組織の基礎であると、考える人もある。

第 28 条

同盟国の受諾とその発効

28.1. 本条は、条約の受諾と同盟国（第28条）と非同盟国（第29条）に関する効力の発生について定める若干の規定の最初のものである。条約とは、最近改正が行われた条文、即ち、1971年パリでの討議によって作成され、パリ規定として知られているものを指している。

第28条(1)項

パリ規定（1971年）の受諾

- (1)(a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。
- (b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が第1条から第21条までの規定及び附属書には及ばないことを宣言することができる。もっとも、附属書第VI条(1)の規定に基づく宣言を既に行っている同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が第1条から第20条までの規定に及ばないことのみを宣言することができる。
- (c) (b)の規定に従い(b)にいう規定及び附属書について批准又は加入の効果を排除した各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果をそれらの規定及び附属書に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局長に寄託する。

28.2. 同盟国は、批准または加入のいずれかにより、受諾することができる。ある国が（条約を採択した外交会議の終りかまたは第37条(2)に定める期限内のいずれかに）条約に署名したときは、批准の事項であり、そうでないときは、加入である。ただし、批准と加入は技術的用語にすぎず、その効果にはなんら差異はない。批准または加入の文書は、WIPOの事務局長に寄託しなければならない。ストックホルム（1967年）以来、WIPOの事務局長にこの任務が与えられている。

28.3. スtockホルム（1967年）における管理および組織に関する改正の特徴

は、実体規定の受諾と必ずしも同時の必要なしに、その改正を受諾できることである。同盟国の大多数はこの新しい制度の作成に参加しており、特に国内法を改正する必要がないため、早期に受諾が行われるものと考えられた。しかし、新しい実体規定の受諾には国内法の改正または作り直しが必要であり、新しい政府間機関の組織に同意するだけの場合の手続（通常、行政上の決定）とは違った手続（例えば、国会での）が必要とされる。受諾に関して新しい規定を不可分のものとして取扱うことは、新しい管理規定の実施を遅延させるおそれがある。したがって、本条(1)項(b)は、批准または加入に際して、同盟国が実体規定（第1条から第21条までと附属書）を除外し、パリ規定の残りの部分、即ち、第22条から第26条までと最終条項に受諾を限定することを認めている。ただし、附属書の受諾を予め行うことができる（附属書第Ⅶ条参照）。

28.4. もちろん、条約は同盟国に次回の機会を認めており、当初第22条から第38条までの規定だけを受諾し、後日実体規定を受諾することができる。その場合、事務局長にその旨の宣言を寄託する。

第28条(2)項

実体規定の発効

- (2)(a) 第1条から第21条までの規定及び附属書は、次の2の条件が満たされた後3箇月で効力を生ずる。
- (i) 少なくとも5の同盟国が、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入すること。
 - (ii) スペイン、アメリカ合衆国、フランス及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が、1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約に拘束されること。
- (b) (a)に規定する効力発生は、遅くともその効力発生の3箇月前までに(1)(b)の規定に基づく宣言を付さない批准書又は加入書を寄託した同盟国について効果を有する。
- (c) 第1条から第21条までの規定及び附属書は、(b)の規定が適用されない同盟国で(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入するものについては、事務局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後3箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第1条から第21条までの規定及び附属書は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。
- (d) (a)から(c)までの規定は、附属書第Ⅶ条の規定の適用に影響

響を及ぼすものではない。

28.5. 二つの条件が満たされねばならない。(i)少なくとも五つの同盟国が、留保なしに、即ち、実体規定(第1条から第21条までと附属書)を除外することなく、パリ規定(1971年)を受諾しなければならない。(ii)指定された四つの国が、1971年パリで改正された万国著作権条約を受諾しなければならない。

28.6. 条約の規定の発効を、指定された国が他の別の国際条約に拘束されることに関連づけたのは、条約の歴史上はじめてのことである(該当の国のうち三つが、1971年当時同盟国であった。)。二つの条約をこのようにリンクさせたのは、開発途上国のために国際的な著作権問題の解決をはかるために、1971年パリで両条約の改正が並行して行われたためである。初期の準備会議においては、全面的な解決をすることで意見が一致し、ストックホルム議定書(1967年)(どうにもならないほどの反対があった)については改めて協議し、同時に、万国著作権条約の「保障条項」(第17条および1952年条約の附属宣言)は、開発途上国には適用しないよう改正すべきであるとされた。(保障条項は、ある国がベルヌ同盟を脱退する場合、この国は、万国著作権条約に基づくこの国に対する義務を理由として、ベルヌ同盟国で保護を要求することはできないという効果をもっている。)開発途上国にとっては、一方で、ストックホルム議定書(開発途上国のための特別の規定を含んでいる。)が破棄され、他方で、特に、その著作物が原著物としても翻訳物としても開発途上国の発展に重要な役割を果たす国が、他の条約の改正を認めないという危険を回避することが必要であった。1969年10月のワシントン勧告以来、二つの条約の改正を「同時に」行うことが合意され、このことは、両条約の改正をできる限り同時に発効させることを意味していた。

28.7. 事実、1971年の規定以後、両条約は開発途上国のためにほとんど同一の規定を設けている。そのために、「保障条項」の改正は、開発途上国にとって決して重要ではなくなっていると思われる。

28.8. この項の条件は現在満たされている。該当の四つの同盟国は、1971年の万国著作権条約を批准している。同条約は1974年7月10日発効し、ベルヌ条約パリ規定はその3か月後の1974年10月10日発効した。

28.9. (2)項の他の規定は、実体規定を受諾した各同盟国における同規定の発効を定めている。通常、WIPO事務局長による受諾の通告とその受諾の発効の間に、3か月の余裕がある。これは新しい国の加盟に関して丸3月の通告の期間を確保し、新しい国の著作物の保護に関してなんらかの行政上の措置をとることを要する旨法律に定める他の国に、そのための必要な時間を与えるものである。同じ期間がWIPOの管理する他の条約にも見られる。WIPO条約では、文書の寄託から3か月であり、寄託の通告からではない。

第28条(3)項

管理規定および最終条項の発効

(3) 第22条から第38条までの規定は、この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国 ((1)(b)の規定に基づく宣言を行ったかどうかを問わない。) については、事務局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後3箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第22条から第38条までの規定は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

28.10. 第22条から第38条までの規定の発効を、実体規定の発効を定める二つの条件と同じ条件にかかわらせる理由はない。したがって、この場合に適用があるのは、3か月のルールだけである。

28.11. いずれの場合も ((2)項または(3)項)、当該の同盟国は、その受諾の発効について3か月より後の日を指定することができ、その場合、その後の日に効力が発生する。

28.12. 注意が必要なのは、条約が同盟国に認めているのは、実体規定を除外し、残りの規定を受諾することだけを認めているのであり、その逆即ち実体規定を受諾し、残りを除外することを認めてはいない。しかし、ある国がそれを望むようなことはまず考えられない。

第 29 条

同盟に属しない国の受諾とその発効

- (1) 同盟に属しないいずれの国も、この改正条約に加入することができるものとし、その加入により、この条約の締約国となり、同盟の構成国となることができる。加入書は、事務局長に寄託する。
- (2)(a) この条約は、同盟に属しないいずれの国についても、(b)の規定に従うことを条件として、事務局長がその加入書の寄託を通告した日の後3箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された加入書において指定されている場合には、この条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。
- (b) (a)の規定による効力発生が前条(2)(a)の規定による第1条から第21条までの規定及び附属書の効力の発生に先立つ場合には、(a)にいう国は、その間は、第1条から第21条までの規定及び附属書に代えて、この条約のブラッセル改正条約第1条から第20条までの規定に拘束される。

29.1. 本条は、加盟を希望する同盟に属しない国に関して定めている。署名とそれに続く批准は同盟国だけが行えるため、これらの国は加入だけができる((1)項)。

29.2. 創設(1886年)以来、条約は、新しい締約国が同盟に加わることに付いて、条件を課していなかった。どの国でも加盟できるように開放された条約であった(第1条参照)。必要とされているのは、条約の適用を確保するために必要な措置をとる約束だけである(後記第36条参照)。

29.3. 該当の国に関する効力発生の日は、通例の日、即ち、事務局長がその加入を他の同盟国に通告した後3か月であるが、それよりも後の日が指定される場合は別である((2)項)。

29.4. 本条の文言は、パリ改正(1971年)で明確にされた。

29.5. 注意を要するのは、このケースでは、条約の部分のみを認め、他を留保

する選択ができないことである。同盟に属しない国は、パリ規定の全体に加入しなければならない。実体規定は条約の本質であり、——まさにその存在理由である。同盟に属しない国が実体規定を受諾せず、同盟に加入するのを認めることには、なんの効果もない。

29.6. (2)項(b)は、同盟に属しない国が実体規定の発効前に（即ち、1974年10月10日より前に）パリ規定（1971年）に加入する場合に関し、経過規定を定めている。現在は、理論的に興味のある事項にすぎない。

第29条の2

WIPO条約第14条(2)の適用

この条約のストックホルム改正条約第22条から第38条までの規定に拘束されない国によるこの改正条約の批准又はこれへの加入は、機関を設立する条約第14条(2)の規定の適用上、ストックホルム改正条約第28条(1)(b)(i)に定める制限を付した同改正条約の批准又はそれへの加入とみなされる。

29の2.1. 本条は、1976年にWIPOを創設した条約に関する問題を解決するため、パリ（1971年）で付け加えられた。WIPO条約第14条(2)は、同盟国はベルヌ条約ストックホルム規定またはパリ条約（工業所有権）ストックホルム規定のいずれかの管理規定を批准またはこれに加入しない限り、WIPOの加盟国になることができない旨定めている。

29の2.2. しかし、ベルヌ条約パリ規定の第34条によって（後記参照）、実体規定の発効の日（1974年10月10日）の後、ストックホルム規定は「閉鎖」された。同盟国はその日の後はベルヌ条約ストックホルム規定を受諾することができないため、WIPOに加盟ができなくなった。この明らかにばかげた結果を回避するため、パリ規定は一つの法律上の擬制を採用した。即ち、パリ規定の批准または同規定への加入は、WIPO条約第14条(2)の適用に関して、ストックホルム規定の管理規定および最終条項の受諾と同様に取扱われる。

29の2.3. 本条は、ストックホルム規定（1967年）の第22条から第38条までの規定を受諾していない同盟国だけに関係があるのは、もちろんである。

29の2.4. 言い換えれば、第29条の2の意味しているところは、WIPO条約第14条(2)の解釈にあたって、「ストックホルム規定」という言葉を「パリ規定」に代えることである。パリの外交会議（1971年）はWIPO条約を改正する権限がなく、この方策をとることによって支障を回避した。

第 30 条

留 保

30.1. 本条は、実質的にはストックホルム改正（1967年）の産物であり、パリ（1971年）では僅かな文言上の変更が加えられただけである。以前の規定（ブラッセル規定の第25条(3)と第27条(2)）と翻訳に関するいわゆる「10年制度」(1886年と1896年の条文)を合併したものである。

第30条(1)項

留保の可能性の限定

(1) 批准又は加入は、(2)、第28条(1)(b)および第33条(2)の規定並びに附属書に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

30.2. 本条は、留保を行うことができる次の四つのケースを定めている。

- (i) 従前の留保について定める第30条(2)
- (ii) 同盟国によるパリ規定の受諾を管理規定と最終条項に限定することを認める第28条(1)(b)
- (iii) 同盟国の間の紛争の解決に関する第33条(2) および
- (iv) 開発途上国に関する特別な規定を定める附属書

30.3. これらの四つの場合を除いて、留保は認められない。各国は条約のすべての利益を享受するとともに、同様にすべての義務を受諾しなければならない。

第30条(2)項

従前の留保；翻訳権；留保の撤回

(2)(a) この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国は、附属書第V条(2)の規定に従うことを条件として、従前の留保の利益を維持することができる。ただし、批准書又は加入書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを条件とする。

- (b) 同盟に属しないいずれの国も、この条約に加入する際に、附属書第V条(2)の規定に従うことを条件として、当分の間は翻訳権に関する第8条の規定に代えて、1896年にパリで補足された1886年の同盟条約第5条の規定を適用する意図を有することを宣言することができるものとし、この場合において、同条約第5条の規定は、その国において一般に使用されている言語への翻訳についてのみ適用されるものと当然に了解される。いずれの同盟国も、附属書第I条(6)(b)の規定に従うことを条件として、このような留保を行う国を本国とする著作物の翻訳権に関し、その留保を行う国が与える保護と同等の保護を与える権能を有する。
- (c) いずれの同盟国も、事務局長にあてた通告により、このような留保をいつでも撤回することができる。

30.4. この項は三つの部分から成る。まず第1に、同盟国が以前の条文に基づいて前に行った留保の利益を維持することを認めている。留保をしている国は、実際には極めて少なかったが、特に翻訳権について新しい留保の可能性が提供されているときに、この規定を廃止するのは難しいことであった。この従前の留保を維持する権能は、附属書第V条(2)の規定に従う。第V条は、附属書第II条に従い翻訳物を作成・発行する強制許諾制度といわゆる「10年制度」との選択を開発途上国に与えている(後記附属書に関する解説参照)。ただし、選択した後は、考えを変えることはできない。第II条の許諾を選択した以上は、その後それに代えて「10年制度」に移ることはできない。

30.5. 第2に、この項は、同盟に属しない国がこの条約に加入する際に、第8条の排他的な翻訳権の規定に代えて、1886年の創設条約に定められ、1896年に修正された規定を選択する機会を与えている。この後者の規定は、著作物の最初の発効から10年以内に、特定の国で一般に使用されている言語(またはそのような言語の一つ)への翻訳が許諾を得て行われなるときは、排他的な翻訳権はその国で消滅すると定めている。この10年の後は、その国で当該の言語により翻訳物を作成し発行するについて、著作者の許諾を得る必要はなくなる。これが「10年制度」として知られているものである。その適用は、開発途上国であるかどうかを問わず、いかなる国でも加入に際しその旨の宣言を行うことによって、この便宜を利用することができるという意味で、一般的なものである。ただし、この項の第2文は、この留保を行う国が本国である著作物に対して、他の国が同じ制度を適用することを認めている。

30.6. 最後に、これらの留保が過渡的な性質のものであることを強調するため、この項は、WIPO事務局長に通告し、留保を撤回することを認めている。

第 31 条

若干の領域への条約の適用

- (1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局長に通告することができる。
- (2) (1)の宣言又は通告を行った国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局長にいつでも通告することができる。
- (3)(a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准又は加入と同一の日に効力を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその通報の後3箇月で効力を生ずる。
- (b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその受領の後12箇月で効力を生ずる。
- (4) この条の規定は、いずれかの同盟国が(1)の規定に基づく宣言を行うことによってこの条約を適用する領域の事実上の状態を、他の同盟国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

31.1. 本条は、その対外的関係が他国の責任になっている領域に対して、条約を適用できる条件を定めている。本条は条約の当初からの規定の一つであり、その後の変更は主として起草上の事項であったが(ブラッセル規定第26条参照)、以前は植民地であったところに自治が付与されるに伴い、この規定の重要性は減少した。パリ(1971年)では、若干の国が容易にこの規定を容認できるよう、一つの項が追加された。

31.2. 若干のまたはすべてのこのような領域への条約の適用は、その対外的関係に責任をもち、(批准、加入の際またはその後に)その旨の宣言を行う同盟国によって行われる((1)項)。この宣言は撤回することができる((2)項)。宣言がそれが付された批准または加入と同じ日か、またはその後に行われるときは、事務局長による他の同盟国への通報の後3か月でその効力が生ずる。撤回の場合は、その期間はそれよりも長い。事務局長によるその受領の後1年である((3)項)。

31.3. 最後に、(4)項は、本条の受諾は事実上の状態の承認または容認を意味するものでない旨定めている。若干の国は、ある国がその本来の国境内にはない領域に関して対外的責任を有する旨規定するのは、時代錯誤であると考えていた。この項は特許協力条約(Patent Cooperation Treaty(1970年))の第62条(4)からとったものである。この種の規定は最近の取決め、例えば、1971年10月のレコード条約(第11条)にも見られる。

第 32 条

パリ規定と従前の規定の適用関係

32.1. 本条は、条約の別個の規定に拘束される同盟国の間の関係を定めている。この問題は、1908年のベルリンにおける最初の改正以来存在していた。ベルリン改正規定は、従前の規定（1896年の追加規定によって改正された1886年の規定）に代えることを意図したものであったが、すべての同盟国がこれを受諾した場合に、はじめて完全に効力を生じうるものであった。しかし、批准を遅らせる国、さらには以前の規定に拘束されることを望む国もあったために、条約はこの事実を認識し、このような事態に対処しなければならなかった。条約が改正の回数を重ねるにしたがい、問題は複雑さを増していった。新しい条文はそれぞれ条約の規定（Act）として知られており、それ自体を新しい条約と考える人もある。（前記のとおり、規定には通常外交会議が開催された都市の名がつけられている。）厳密には、同盟は単一であるが、その運用を定めるいくつかの規定があるといえる。

32.2. 同盟の大きな利点（第1条参照）とその制度の主要な特徴は、国際的な著作権関係が条約の別個の規定に拘束される諸国の間に存在しうることである。ある一定の日に、すべての国が同一の規定に拘束されることを期待するのは非現実的であるため、条約はこの事実を認める一つの制度を定めている。この問題は、各国がはじめて同盟に加わるに際して、特に重要性をもつものの一つである。ベルリン、ローマ、ブラッセルの各規定の旧第27条に定められた解決は、この新しい条文が設けられたストックホルム（1967年）改正の際に種々討議された。パリ（1971年）では、起草上の変更が行われただけである。

第32条(1)項

同盟国相互の関係

- (1) この改正条約は、同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、1886年9月9日のベルヌ条約及びその後の改正条約に代わる。従来実施されていた諸条約は、この改正条約を批准せず又はこれに加入しない同盟国との関係

においては、全面的に又はこの改正条約が第1文の規定に基づいてそれらの条約に代わる範囲を除き、引き続き適用される。

32.3. この項は二つの部分に分れる。第1の部分は、最新の規定（1971年のパリ規定）が「それが適用される範囲において」すべての従前の規定に代わる旨を定めている。この括弧内の文言は、パリ規定を批准しているが、第28条(1)(b)によって可能な実体規定（第1条から第21条までの規定と附属書）の除外をしている国のケースをカバーするためのものである。第2文は、パリ規定（1971年）に拘束されることになった同盟国と拘束されていない他の同盟国との関係を定めている。その関係は両者が受諾した最新の規定によって律せられる。

32.4. 現在の例をとると、パリ規定（1971年）の全体を受諾した国（ブラジル）と同規定の管理規定と最終条項だけを受諾した国（インド）がある。その間の関係は、実体規定に関しては、ブラッセル規定（1948年）によって律せられる。実体規定としては、同規定が両者の受諾した最新の規定であるからである。

32.5. 時間的に遡った他の例としては、実体規定に関してブラッセル規定（1948年）に拘束されている国（連合王国）とローマ規定（1928年）の後の規定を受諾していない他の国（ポーランド）の関係がある。これらの二つの国の関係では、ローマ規定が適用される。

32.6. 批准と加入がさらに増えれば、明らかに問題は少なくなるが、批准、加入は（偶然の一致を除いて）同時に行われることはないから、この制度には一定の日にとどの規定が適用されるかを決定する利点がある。例えば、裁判において、その本国がパリ規定（1971年）に拘束される国である著作物が、利用の時点ではブラッセル規定（1948年）に拘束されていたが、訴訟の日までにパリ規定を受諾した国で利用されたときに、どのような権利を主張できるかを決定することが必要となるかもしれない。

第32条(2)項

同盟に属している国と新
たに加盟する国との関係

(2) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、

- (3)の規定に従うことを条件として、この改正条約に拘束されない同盟国又はこの改正条約に拘束されるが第28条(1)(b)の規定に基づく宣言を行った同盟国との関係において、この改正条約を適用するものとし、自国との関係において次のことを認める。
- (i) 当該同盟国が、その拘束される最新の改正条約を適用すること。
 - (ii) 当該同盟国が、附属書第I条(6)の規定に従うことを条件として、保護をこの改正条約に規定する水準に適合させる権能を有すること。

32.7. 上記の関係は次のとおりである。同盟に加わる国は、附属書について定める(3)項の規定に従うことを条件として、すべての同盟国との関係でパリ規定の条項を適用する。これらの同盟国には、パリ規定に拘束されない国またはその管理規定と最終条項だけに拘束される国が含まれる。

32.8. ただし、新たに同盟に加わる国に対する後者の諸国の義務は、これらの国が拘束される最新の規定によって定められる。しかし、これらの国は、その選択によって、その保護をパリ規定(1971年)の水準に適合させることができる。

32.9. 言い換えれば、パリ規定(1971年)を受諾していない同盟国は、それにもかかわらず、新たに同盟に加わった国で同規定による保護を受ける。この国が新たに同盟に加わった国の著作物に与えねばならない保護は、この国が拘束される最新の規定による保護か、パリ規定による保護である。新たに加盟した国(エジプト)と実体規定についてまだブラッセル規定(1948年)に拘束されている国(ベルギー)を例にとると、ベルギーの著作権者はエジプトでパリ規定(1971年)による保護を享有し、エジプトの著作権者は、ベルギーの当局がエジプトの著作権者にパリ規定を適用することを選択する場合を除いて、ブラッセル規定に定める保護が与えられる。

32.10. 条約の各規定を別個の条約と考えるにしても、連続する規定として表現された単一の条約であるとするにしても、同盟の各国は他の同盟国との関係において、同一の規定に拘束されているかどうかにかかわらず、権利と義務を有していることが重要なポイントである。連続する規定には多少とも同様の規定が含まれているが、これらの規定が定める最低限の権利については、その間に格差がある。したがって、ストックホルム(1967年)とパリ(1971年)の

起草者は、同盟に属している国には、受諾を望まない規定（現在は、パリ規定に代ったストックホルム規定）を適用する義務を課さず、新たに同盟に加わる国には、その与えることを望んでいる保護の水準を定めていない従前の規定を適用する義務を課さないことが、「妥当かつ法律上正当」と考えたのである。

第32条(3)項

パリ規定（1971年）の附属書を
 利用する開発途上国とこの規定
 に拘束されない同盟国との関係

- (3) 附属書に定める権能のいずれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附属書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

32.11. この(3)項は、附属書の特別の規定を利用した同盟国とこの附属書を定めているパリ規定を受諾していない同盟国との関係を定めている。他の同盟国の承諾がある場合を除き、開発途上国は他の同盟国の著作物に附属書の規定を適用できない。この承諾がないときは、他の同盟国が受諾した最新の規定によって、これらの国の関係が律せられる。

32.12. スtockホルム（1967年）とその後パリ（1971年）で、従前の規定に依然拘束されている国が、その著作物に関して附属書の規定の利用に同意することを認める措置がとられたのは、附属書の実施を早めるためであった。例えば、連合王国はパリ規定（1971年）の実体規定を受諾しておらず、同国に適用されるのは、ブラッセル規定（1948年）である。附属書第VI条に従って、同国が附属書の規定を受諾していることがなければ、開発途上国は、同国を本国とする著作物に関して、強制許諾を付与するため附属書を利用することはできない。

32.13. この項には、ある国がその著作物に附属書を適用することを認める旨通告する手続の定めがない。附属書自体に定めるのが論理的であると考えられたのである（第VI条(2)項参照）。

第 33 条

紛争の解決

- (1) この条約の解釈又は適用に関する 2 以上の同盟国間の紛争で交渉によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか 1 の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。
- (2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。(1)の規定は、その宣言を行った国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。
- (3) (2)の規定に基づく宣言を行った国は、事務局長にあてた通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

33.1. 本条は、条約の解釈または適用に関する 2 か国以上の同盟国間の紛争について、解決のための機関を定めている。この種の規定はブラッセル(1948年)で設けられたが——ブラッセル規定第27条の 2 参照——、実質的な変更がストックホルム(1967年)で加えられ、パリ改正(1971年)によってそれが確認された。

33.2. 重要なのは、本条は国家間の争いについて定めており、自然人または法人の間の訴訟について定めているのではないことである。国際司法裁判所に訴えを提起できるのは、国だけである。交渉のための扉は開けられたままになっており、国際司法裁判所に付託されるのは、話し合いで解決できない紛争に限られる。しかも、当事者がなんらかの他の解決手段、例えば、国際的仲裁に合意しない場合に限られる。

33.3. ブラッセル規定(1948年)では、この国際司法裁判所への付託を義務づけていたが、ストックホルム改正は、憲法上または政治上の理由から同裁判所の強制的な管轄を認めない国のあることを考慮し、ある意味で付託を任意のものとした。

33.4. 同裁判所に紛争を付託する国はWIPO国際事務局に通報し、同事務局はこれを他の同盟国に通報する。他の同盟国が希望しかつ許される場合は、そのどちらかに参加することを認めるためのものと思われる。同裁判所への付託は、紛争の他の当事者がそれを受諾しなければならないという意味を持つものではない。(2)項が抜け道を認めているからである。同盟国は、批准または加入の際に、(1)項に拘束されない旨宣言することによって、国際司法裁判所の管轄を拒否することができる。パリ規定を受諾した国のなかに、この宣言を行った国が若干ある。最後に、条約はこの宣言の撤回を定めている ((3)項)。

33.5. この規定が条約に設けられて30年が経過したが、条約の解釈または適用に関する紛争で、ハーグの同裁判所に付託されたものはない。いずれにしても、国際司法裁判所の不利な判決は、罪の宣告を伴わない。同裁判所は法律に関して決定を行うだけであり、外交上または立法上の手段により望むとおりの解決をするのは、当該の国が行うべき事項である。

第 34 条

従前の条約の閉鎖

- (1) いずれの国も、第29条の2の規定が適用される場合を除くほか、第1条から第21条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、この条約の従前の改正条約に加入し又はそれらを批准することはできない。
- (2) いずれの国も、第1条から第21条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、ストックホルム改正条約に附属する開発途上にある国に関する議定書第5条の規定に基づく宣言を行うことができない。

34.1. 本条は、パリ規定（1971年）の実体規定が効力を生じた後は（即ち、1977年10月10日の後は）、同規定の前のすべての規定を閉鎖することを目的としている。本条は、ブラッセル規定で設けられたが（第28条(3)）、ストックホルム（1967年）とさらにパリ（1971年）で再検討された。

34.2. 条約が定める事項について、最も現代的な考え方を反映しているのは最新の規定である。明らかに新规定に代ってしまっている従前の規定に、同盟に属しない国の加入を認めるのはおかしい。同盟に属する国については、最新の規定の効力が生じた後に、著作権問題に関する最近の考え方を定めている規定とは別の規定にこれらの国の加入を認めるのは、論理的ではない。したがって、例えば、ローマ規定に拘束される国は、1974年10月10日より後は、ブラッセル規定（1948年）に加入できない。この国が選択できるのは、ローマ規定（1928年）にとどまるか、パリ規定に加わるかである。

34.3 従前の規定への加入は、この規定の適用とは異なる。最新の規定が発効すれば、いかなる国も従前の規定の当事国となることはできないが、前記第32条に定めるとおり、従前の規定は依然として同盟国の間の関係に適用される。

34.4. パリ規定は、ストックホルム規定に付け加えられた議定書を閉鎖するために、第34条に(2)項を追加した。同盟国は、事実上附属書（後記参照）と取替えられたこの議定書を利用することができなくなった。

第 35 条

期間および廃棄

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。
- (2) いずれの同盟国も、事務局長にあてた通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行った国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。
- (3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。
- (4) いずれの国も、同盟の構成国となった日から5年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

35.1. 条約は、その創設のときから（1886年の条文第20条）、無期限に効力を有するものと定められていた。廃棄は廃棄をする国に限って効力を生じ、条約は他の同盟国について効力を存続する。また、最新の規定を廃棄し、従前の規定によることはできない。廃棄はすべての規定（改正条約）を包含する（(2)項）。

35.2. 本条に関して、ブラッセル（1948年）とストックホルム（1967年）で、若干の変更が加えられた。これらのうち最も重要なのは、いかなる国も同盟国となった日から5年間は、廃棄ができないという規定である（(4)項）。性急な決定は避けられるべきであり、条約の実施に関する若干の経験が必要である。最後に、廃棄は、WIPO事務局長に通告した後、1年ではじめて効力を生ずる（(3)項）。

第 36 条

国内法による条約の適用

- (1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。
- (2) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができる状態になっていなければならないと了解される。

36.1. 本条は、ストックホルム改正（1967年）に際して条約に設けられた。従前の規定における最近の同種の事例としては、同盟に属しない国の加盟について定めている条項（例えば、ブラッセル規定の第25条）がある。同条は、「この条約の目的とする権利について法律上の保護を確保するものは、」同盟に加盟することができる」と定めている。

36.2. 新たに加盟する国だけでなく、すべての同盟国が、条約の適用を確保するための必要な措置をとらねばならない旨条約に明示することが望ましいと考えられた（(1)項）。その措置の如何は、その国の憲法による。ある国では、条約がその国の法律の一部となり、他の国では、条約上の義務を実施するために、議会在法律を承認しなければならぬ。したがって、そのための措置は、当該国の憲法に従って、立法上または行政上の措置であり、あるいはその双方の混じり合ったものとなる。

36.3. 第2に、本条が要求しているのは、条約に拘束されることとなる国は、国内法により条約の規定を実施しうる状態になっていなければならないことである（(2)項）。各国は、条約の適用を確保するために、必要な措置をとらねばならないから、このことはいわすもがなであると考えられるかもしれないが、条約上の義務を約束するときまでに、必要な法律の効力が生じていなければならない旨を明らかにしておく方が賢明であると考えられたのである。

36.4. この文言は、いわゆる隣接権に関する1961年のローマ条約の類似の規定（第26条）に従っている。

36.5. 憲法の規定に従い条約そのものが施行される国では、その性質により直接適用することができる条約の規定を施行するために、単独の法律を設ける必要はない旨、パリ（1971年）で指摘された。

第 37 条

最終条項

- (1)(a) この改正条約は、英語及びフランス語による本書1通について署名するものとし、(2)の規定に従うことを条件として、事務局長に寄託する。
 - (b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、アラビア語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。
 - (c) これらの条約文の解釈に相違がある場合は、フランス語による。
- (2) この改正条約は、1972年1月31日まで、署名のために開放しておく。その日までは、(1)(a)にいう本書は、フランス共和国政府に寄託する。
 - (3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があったときは他の国の政府に対し、この改正条約の署名本書の認証謄本2通を送付する。
 - (4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。
 - (5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書又は加入書に付された宣言の寄託、第28条(1)(c)、第30条(2)(a)若しくは(b)又は第33条(2)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告、第30条(2)(c)、第31条(1)若しくは(2)、第33条(3)又は第38条(1)の規定に基づいて行われた通告及び附属書に規定する通告を通報する。

37.1. 本条は、WIPOが管理する条約に通常設けられている最終条項の定めである。この種の規定は大部分自明のものである。

37.2. (1)項は言語について定めており、パリ規定の英文と仏文が正文である。他の言語による公定訳文の作成が定められており、争いのあるときは、仏文が優先する。

37.3. (2)項は、署名について定めている。通常行われているとおり、外交会議終了の際の署名の後も、パリ規定は1972年1月31日まで署名のために開放されていた。1971年7月24日、パリで28か国が署名し、期限の満了までにさらに7

か国が署名した。

37.4, その他の規定は認証謄本の送付 ((3)項), 国際連合への条約の登録 ((4)項) に関するものであり, (5)項は, WIPO事務局長が行うよう要求されている種々の通報を列記している。

第 38 条

経過規定

- (1) この改正条約を批准しておらず又はこれに加入していない同盟国でストックホルム改正条約第22条から第26条までの規定に拘束されていないものは、希望するときは、1975年4月26日まで、それらの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日に効力を生ずる。それらの国は、第1文の日まで、総会の構成国とみなされる。
- (2) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ職務を行う。
- (3) すべての同盟国が機関の加盟国となったときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

38.1. スtockホルム規定（1967年）ではじめて設けられた以上の規定は、その後しばらくの間に生じた事項（WIPOの初代事務局長の就任と1970年4月26日のWIPO条約の発効）を考慮し、パリ（1971年）で再検討された。

38.2. (1)項は、「5年間の特権」として知られていたものについて定めているが、現在は最終期限が過ぎているために、歴史的な興味が残るものにすぎない。ストックホルム以降設けられた新しい管理規定に拘束されない同盟国に、この規定を受諾した国と同様の行為を行うこと、即ち、総会で投票または執行委員会に出席することを認めている。条約が開放されていた期間に、この可能性を利用した国は少数である。

38.3. (2)項は、事務局の暫定的な役割を定めている。同盟国でWIPOに加盟しない国がある間は、事務局に勤務する職員は二重の法律上の資格をもつ。まず、WIPO国際事務局の職員であり、次に、旧来のベルヌ同盟事務局の職員である。WIPOに加盟する同盟国が増えるにしたがい、この種の事態が存在する期間は終りに近づきつつある。WIPO条約にも、この種の経過措置が定められている（第21条）。以上で条約の管理機構に関する規定が終っている。

38.4. (3)項は、1886年に設立された同盟の旧事務局の最終的な終結について定めている。経過期間が終り、同盟事務局が存在しなくなったときは、その権利、義務および財産はWIPO国際事務局に移転される。

附 属 書

〔開発途上国に関する特別規定〕

A. 1. この附属書は、1971年パリで開催された外交会議の主な業績を反映している。その目的は、いくつかの同盟国に対して、条約の本体が通常認めているよりも広い裁量の余地を、附属書に定める条件のもとに、翻訳権と複製権に関して認めることである。先に述べたとおり、この附属書は条約の不可分の一部となっており（前記第21条）、条約の本体との混乱を避けるため、ローマ数字で記された6か条から成っている。

A. 2. 最近独立を遂げた新興国のために条約に特別な制度を設ける考え方が、1963年ブラザヴィルで開催されたアフリカ著作権会議ではじめて述べられ、ストックホルム改正のための準備作業の間その検討が続けられた。この準備の間とストックホルム会議における長い討論を経て、「開発途上国のための議定書」が不可分の一部として条約に付け加えられた。これがストックホルム議定書として知られているものである。

A. 3. しかし、間もなく、その提案した解決策は、同盟国殊にその著作物が議定書の規定によって利用される可能性のある同盟国の間で、多くの受諾を得られそうにないことが明らかになった。開発途上国の必要がさしたる遅れがなく満たされるのであれば、教育および学術研究の目的で他の国の著作物を翻訳し複製することができる条件を改めて見直すことが必要と考えられた。

A. 4. パリ会議が招集されたのは、この目的のためであり、その作業は開発途上国のための規定に限られた。開発途上国が早くから要求していたのは、他の国際的手段で提案されているのと同様の裁量の余地を、条約がこれらの国に与えることであった（ワシントン勧告およびパリ規定の発効に関する第28条(2)を参照）。

A. 5. したがって、附属書は、著作者の排他的権利に関する条約の既存の例外（例えば、第2条の2、第10条(2)、第10条の2および翻訳権に関する10年制

度——第30条参照)を拡大するものであり、適用されなくなったストックホルム議定書に代わるものである(第34条(2)項)。

A. 6. 附属書に定める制度によって、希望する開発途上国は、もっぱら教育活動のために(または教育、学術研究のための若干の場合に)条約が保護を与える著作物を翻訳しおよび(または)複製することに関して、著作権者に公正な補償金を支払う義務を伴う非排他的で譲渡できない強制許諾の制度を定めることができる。

A. 7. 強制許諾の規定は通常的方式に従っており、著作権者にはその排他的権利を行使する期間が与えられている。著作権者が権利を行使したときは、当該利用に関して権利を行使した国では、強制許諾は与えられない。許可が与えられるときは、その許可は当該の国に限られ、許可によって作成された複製物の輸出は禁じられている。著作権者が当該の国で同じ複製物を市販する場合は、強制許諾を受けた在庫品を処分することはできるが、強制許諾による複製物の作成を続けることはできなくなる。強制許諾を受けた者が支払う補償金は、関係2か国の人々の間で自由に取り決められる許諾の場合に通常支払われる使用料の水準に合致し、必要な場合には、「国際的な機構」を利用して著作権者に移転できなければならない。

A. 8. 以上が制度の概要であり、詳細は次に述べる。

附属書第 I 条

利益を受けることができる国

(1) 項

利益を受ける方法

- (1) 国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされるいずれの国も、この附属書が不可分の一部をなすこの改正条約を批准し又はこれに加入する場合において、その経済状態及び社会的又は文化的必要性にかんがみ、この改正条約に定めるすべての権利の保護を確保するための措置を直ちにとることができないと認めるときは、その批准書若しくは加入書の寄託の際に又は第 V 条(1)(c)の規定に従うことを条件としてその後いつでも、事務局長に寄託する通告により、次条若しくは第三条に定める権能又はこれらの双方の権能を利用することを宣言することができる。そのような国は、次条に定める権能を利用する代わりに、第 V 条(1)(a)の規定に基づく宣言を行うことができる。

A. I. 1. この項は、「誰が、どのような方法で、何時、何について」という疑問に対して、答えを与えている。

A. 1. 2. 誰がこの附属書を利用することができるのかという疑問に対して、二つの判断基準が示されている。第 1 は当該の国自体に関するもので、「その経済状態及び社会的又は文化的必要性にかんがみ、この規定（即ち、パリ規定(1971年))に定めるすべての権利の保護を確保するための措置を直ちにとることができないと認める」国である。先に述べたとおり(第36条)、同盟国はこのような保護を与えなければならない。「経済状態」および「社会的又は文化的必要性」は、当該の国に関するものである。

A. 1. 3. 第 2 の基準はさらに客観的なものである。「国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされるいずれかの国」である。同様の文言はストックホルム議定書にも見られ、他の可能な案よりも好ましいとされた。その資格は種々の国際連合の機関、例えば、国連開発計画 (U.N. Development Programme (UNDP)) の政府間委員会、国連貿易開発会議 (U.N. Conference

on Trade and Development (UNCTAD)) の理事会、国連分担金委員会 (U. N. Committee on Contributions) などのリストに相違があるため、統一されたものではない。パリ改正で了解されたのは、「国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされる国」という表現は、特定の国の発展段階は変化するものであり、総会の慣行もその基礎になっている基準が変わるという意味では修正を受けるものであるから、将来変更されないような開発途上国のリストの作成を認めるものではないということである。ある時期にいずれかの国が附属書にいう開発途上国に該当するかどうかは、この問題を決定する時点の総会の慣行を基にして決定されねばならない。

A. I. 4. ある国が開発途上国とされることは、附属書に定める強制許諾制度の利用をその国に義務づけるものではない。各国は、その経済状態と社会的および文化的必要性を考慮して、この制度を定めることを望むかどうかを決定する。

A. I. 5. その方法は、WIPO 事務局長に通告または宣言を寄託することで十分である。

A. I. 6. その時期は、パリ規定の実体規定を批准しまたはこれに加入するときのいずれかか、あるいはその後のいつでもであるが、翻訳の強制許諾と翻訳に関する10年制度との選択は、いずれかを選んだ後は、変更ができないことを忘れてはならない（後記第 V 条(1)を参照）。

A. I. 7. 最後に、この権能を行使する対象は、翻訳権（第 II 条または第 V 条）、複製権（第 III 条）またはその双方である。当該の国はそのいずれであるかを通告しなければならない。

附属書第1条(2)項

通告または宣言の有効期間

- (2)(a) この改正条約第1条から第21条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第28条(2)の規定に従って効力を生ずる時から10年の期間が満了する前に通告された(1)の規定に基づく宣言は、その期間が満了するまで効力を有する。その宣言は、現に経過中の10年の期間の満了の15箇月前から3箇月前までの間に事務局長に寄託する通告により、更に10年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。
- (b) この改正条約第1条から第21条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第28条(2)の規定に従って効力を生ずる時から10年の期間が満了した後に通告された(1)の規定に基づく宣言は、現に経過中の10年の期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、(a)の第2文に定めるところにより更新することができる。

A. I. 8. この項は、WIPO事務局長に寄託された通告（または宣言）は、パリ規定の実体規定が効力を生ずる時から10年間即ち1984年10月10日まで効力を有する旨定めている。ただし、さらに10年間ずつ全体的または部分的に更新することができる。（即ち、ある国は、更新にあたって、以前に請求した二つの権能のうち一つだけを必要とする旨決定することができる。）

A. I. 9. 更新には、附属書の影響をその国民の著作物にこうむらざるをえない諸国が、適正な通告を与えられることを確保するための条件が課されている。現在の10年の期間が満了する15か月前から3か月前までの間に、寄託が行われねばならない。実際上は、1983年7月10日から1984年7月10日までの間に、更新はすべて行われねばならないという意味である。附属書の1または複数の規定を選択した開発途上国は、この1年の間に、この点についての将来の方向を決定しなければならない。

A. I. 10. 宣言が1984年10月10日より後に行われるときは、その10年の期間が満了する時、即ち、1994年10月10日まで宣言は効力を有し、さらに、更新することができる。

附属書第 I 条(3)項

開発途上国でなくなった場合

- (3) (1)に規定する開発途上にある国でなくなった同盟国は、(2)の規定に基づく宣言の更新を行うことができなくなるものとし、また、宣言を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の10年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなった後3年の期間の満了の時のうちいずれか遅い時に、(1)にいう権能を利用することができなくなる。

A. I. 11. この規定は、今後の発展を考慮し、やがて起ることが期待される将来の事態に備えている。ある国が開発途上国でなくなったときは、更新はできなくなる。現在の10年の期間が満了した後は（またはその国が開発途上国でなくなった後3年の期間が満了した後のいずれか遅い時）、強制許諾による複製および（または）翻訳を取りやめねばならない。強制許諾の権能が直ちになくなる理由は、低開発からの発展は累進的で突然に起るものではなく、条約はこの事情を配慮できるよう柔軟なものでなければならないからである。

A. I. 12. 注意を要するのは、このような国が宣言を撤回するための正式の措置をとることは、問題でないことである。この措置をとるかどうかを問わず、期限が経過すれば、附属書を利用する権能はなくなる。

附属書第 I 条(4)項

在 庫

- (4) (1)又は(2)の規定に基づく宣言が効力を有しなくなった時に、この附属書に基づいて与えられた許可に基づいて作成された複製物の在庫がある場合には、その複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

A. I. 13. この項は、ある国が附属書を利用できなくなった時に生ずる事態について定めている最後の規定である。その時までには強制許諾に基づいて作成された複製物は、在庫がなくなるまでは、販売または頒布することができる。

附属書第1条(5)項

特定の領域に関する宣言

- (5) この改正条約に拘束される国であって、(1)に規定する国の状態と同様の状態にある特定の領域についてのこの改正条約の適用に関しこの改正条約第31条(1)の規定に基づく宣言又は通告を寄託したものは、その領域に関し、(1)の宣言及び(2)の更新の通告を行うことができる。その宣言又は通告が効力を有する間は、この附属書は、その宣言又は通告が行われた領域について適用される。

A. 1.14. この規定は、従属する領域について定めている第31条とリンクしている。ある国が他の領域の対外的関係に責任をもっており、その領域の状態が開発途上国に類似しているときは、その国は附属書をその領域に適用することを宣言できる。宣言を行い、その更新をするときは、前記(1)項および(2)項の通常の手続による。その国がパリ規定(1971年)に拘束される国でなければならないのは、いうまでもない。

附属書第1条(6)項

相互主義に関する制限

- (6)(a) いずれかの同盟国が(1)にいう権能のいずれかを利用していているという事実は、他の同盟国が、その権能を利用している同盟国を本国とする著作物に対し、この改正条約第1条から第20条までの規定に従って与えるべき保護よりも低い保護を与えることを許すものではない。
- (b) この改正条約第30条(2)(b)の第2文に規定する相互主義を適用する権能は、(3)の規定に従って適用される期間が満了する日まで、第V条(1)(a)の規定に基づく宣言を行った同盟国を本国とする著作物について行使することができない。

A. 1.15. 附属書を利用する国に関して相互主義の適用を禁止しているこの規定は、若干の重要性をもつものである。その国民が開発途上国の強制許諾制度によって権利を制限されている同盟国は、それにもかかわらず、その国の著作物に対して報復措置をとることはできない。これらの同盟国は、第1条から第20条までの規定が定めるすべての保護を与えねばならない。

A. I. 16. 言い換えれば、開発途上国は、翻訳と複製に関して、条約の本体の定めよりも低い保護を同盟国民の著作物に与えることができるが、これらの同盟国民が属する国は同じことを行えない。

A. I. 17. ただし、パリ改正（1971年）で、この号は、いずれかの国が第7条(8)のいわゆる「保護期間のコンパリズン」の条項を適用できる権利を修正するものではない旨意見の一致をみている。

A. I. 18. (b)は、翻訳に関して「10年制度」（1896年の追加規定）を選択する開発途上国のケースを定めている。他の国はその著作物に相互主義を適用することはできないが、開発途上国でなくなったときに、なお10年制度の利用を希望する場合は（附属書第 V 条(3)で認められているとおり）、相互主義に関する通常のルールが適用される。

附属書第II条

翻訳権

A. II. 1. 既に述べたとおり、開発途上国に関する附属書によって与えられる強制許諾は、翻訳（条約第8条）と複製（第9条）に関するものである。条約では翻訳権が複製権の前に定められているので、附属書でもその順序に従っている。

附属書第II条(1)項

権限のある機関による許可の付与

- (1) この条に定める権能を利用することを宣言した同盟国は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に関し、権限のある機関がこの条に定める条件でかつ第IV条の規定に従って与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもって、この改正条約第8条に規定する排他的翻訳権の代わりとすることができる。

A. II. 2. この項は原則を定めており、次項に詳細を、第IV条に手続の問題を定めている。この許可を与える権限を有する機関を決定するのは、翻訳に関して強制許諾制度を設けることを選択した各国の行うべき事項である。この問題は国内の事項である。

A. II. 3. 本条は、「印刷その他類似の複製形式で発行される」(例えば、タイプ印刷、オフセット印刷により)著作物に限って適用される。この文言は、フィルムやレコードのようなものを除外していると考えられる。重要なのは翻訳の目的即ち教育、学術研究の目的である(後記(5)項参照)。これらの国の発展に関係のあるものは、主として百科辞典やアンソロジー、教科書、物理、化学、工学、宇宙探査などに関するマニュアルのようなもので、最近のヒットソングやロンドンまたはパリの舞台で大入りをとった新作ではない。注意を要するのは、第3条(3)に定める意味において、著作物が発行されていなければならないことである。

附属書第II条(2)項から(4)項

許可が与えられる条件

- (2)(a) (3)の規定に従うことを条件として、ある著作物の翻訳が、その著作物の最初の発行の時から3年の期間又は(1)に規定する同盟国の法令が定める一層長い期間が満了した後においても、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、その国において一般に使用されている言語で発行されていない場合には、その国の国民は、その著作物をその言語に翻訳し、かつ、その翻訳を印刷その他類似の複製形式で発行するための許可を受けることができる。
- (b) 許可は、(a)に規定する言語で発行された翻訳が絶版になっている場合にも、この条の規定に従って与えることができる。
- (3)(a) 1又は2以上の先進同盟国において一般に使用されていない言語への翻訳については、1年の期間をもって(2)(a)に定める3年の期間の代わりとする。
- (b) (1)に規定する同盟国は、当該言語が一般に使用されている先進同盟国の全員一致の合意があるときは、当該言語への翻訳について、その合意に従って定められる一層短い期間（この期間は、1年よりも短くはならない。）をもって(2)(a)に定める3年の期間の代わりとすることができる。もっとも、当該言語が英語、スペイン語又はフランス語である場合には、第1文の規定は、適用されない。その合意は、それを行った政府が事務局長に通告する。
- (4)(a) この条の規定に基づく許可は、3年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から6箇月の期間が満了するまで、1年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から9箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。
- (i) 許可を申請する者が第IV条(1)の手続を行った日
- (ii) 翻訳権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを第IV条(2)に定めるところに従って発送した日
- (b) 申請が行われた言語への翻訳が翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て(a)の6箇月又は9箇月の期間内に発行された場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

A. II. 4. 以上の各項は、許可の付与に関する詳細を定めており、大部分は自明のものであるが、二、三の事項について述べておく必要がある。

A. II.5. 第1に、許可を与えられる者は、その開発途上国の国民でなければならない。パリ改正（1971年）の際、「その国の国民」という言葉は、その国自体を含む法人、その国民または地方の行政機関および国またはこのような機関が所有する企業を含むものであると意見の一致をみた。その目的は、外国の企業がこの強制許諾制度に便乗するのを防止するためである。

A. II.6. 第2に、条約は、開発途上国で一般に使用されている言語と1または2以上の先進同盟国で一般に使用されていない言語との間に、区別を設けている。著作物の最初の発行の時にはじまる、開発途上国において翻訳を許諾する期間が、著作権者に与えられている。その期間は第1のケースでは3年（(2)項）、第2のケースでは1年である（(3)項）。「一般に使用されている言語」という同じ概念は、「10年制度」を定めている条項（第30条(2)）にも用いられている。若干の開発途上国では、国語とは認められていないが、一般に使用されている言語があるため（例えば、インドの英語やマグレブ諸国（*the countries of Maghreb*、訳註：チュニジア、アルジェリア、モロッコを含むアフリカ北部地方をいう。）のフランス語）、国語という表現ではなく、この表現を用いるのが最良の方法であると考えられた。一般に使用されている言語は、同じ国でいくつかあるかもしれない。パリでは、ある国の「一般に使用されている言語」という概念には、その国の人口の全体よりも少ない部分一般に使用している言語を含むことで意見が一致した。したがって、このような言語には、その国のある地域で一般に使用されている言語、人口に含まれるある人種の言語あるいは行政または教育など特定の目的のために一般に使用されている言語が含まれる。

A. II.7. したがって、この文言により、開発途上国は、ある先進国の言語を強制許諾によって他の先進国の言語に翻訳することが認められている。例えば、フランス語圏のアフリカ諸国は、英語で書かれた教科書の利用を希望することができ、逆に、英語圏のアジア諸国は、フランス語文献のアンソロジーについて必要を考えることができる。前者には英語の著作物、後者にはフランス語の著作物は大きな値打ちがないため、著作物を複製するだけの許可（第III条）では、十分ではない。したがって、この「一般に使用されている言語」という表現の使用は、このような国にとって一つの利点である。

A. II.8. 先に述べたとおり、最初の発行の時には始まり、その間は強制許諾が与えられない期間は、1または2以上の先進国で一般に使用されていない言語への翻訳の場合、3年から1年に短縮される((3)項(a))。その理由は、教育方法と学術研究の進歩によって、教科書はすぐに古くなり、一方、開発途上国はできるだけ早く純粋なその地域の言語で利用することを望んでいるからである。産業化の進んでいる諸国、例えば、英国あるいはフランスの出版者は、これらの言語、方言などによる翻訳物の供給に資本を投じそうにもない。出版者がそうしようとしても、そのために1年はかかる。しかし、同じ言語が、一つは開発途上国他は先進国の二つの国で、一般に使用されていることがある((3)項(b))。例えば、先進国の言語であるポルトガル語は、ブラジルでも用いられている。その言語が一般に使用されている諸国が、期間を3年の代わりに1年とすることに合意することを、条約は認めている。ただし、その言語への翻訳が目的とされているのが英語、フランス語またはスペイン語であるときは、認められない。これらの言語の世界性とその潜在的市場の規模のためであろう。最後に、著作権者が自らの翻訳物を発行した場合でも、すべての版が絶版になっているときは、強制的な翻訳が認められる((2)項(b))。

A. II.9. 第3に、附属書は、許可を申請する者が著作権者に任意の許諾を求めた日にはじまるもう一つの期限を定めている。著作権者またはその住所が明らかでない場合は、その期間は、申請者が出版者および指定される国内的または国際的な情報センターにその請求を送付した日からじまる。

A. II.10. この期間は、「3年の期間」の場合には、6か月であり、1年後に与えられる許可の場合には、9か月である((4)項(a))。パリ改正にあたっては、翻訳に関する許可の申請は、3年または1年の期間が満了した後、はじめて有効に提出され、「さらに」という語の意味は、6か月または9か月の期間は3年または1年の期間の後でなければならないことを明らかにするためのものであるから(訳註:(4)項(a)の原文は、*a further period of six months, a further period of nine months* になっている。)、6か月または9か月の期間は、3年または1年の期間と同時にじまることはありえないというのが、おおかたの意見であった。最後に、この期間が終了する前に、著作権者が自らの翻訳物を発行する場合は、強制許諾は与えられない((4)項(b))。

附属書第II条(5)項

許可が与えられる目的

- (5) この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合にのみ、与えることができる。

A. II. 11. この規定は、許可が与えられる目的を限定しているため、とりわけ重要である。パリ改正（1971年）の間に、「教育」（“teaching, scholarship”，フランス語では、“scolaire et universitaire”）という語は、個人指導制度（tutorial institutions）、初等および中等の学校、専門学校、大学におけるあらゆるレベルの教育活動を指すだけでなく、あらゆる年代の層の参加を目的とし、あらゆる科目の勉学を対象とした広い範囲の組織的な教育活動を指すと、意見が一致した。

A. II. 12. 研究については、制限的に理解されるべきであるとされた。企業の研究所または営利目的で研究を行う私企業による著作物の翻訳が認められると、解することはできない。

A. II. 13. 条約は明示していないが、国内法は、強制許諾によって作成された翻訳の複製物の流通をコントロールするための措置を講じなければならない。これらの複製物は教育または研究の目的で作成されたものであるから、その利用は教育機関に限られるべきである。その販売を対象とされている学生に限るよう書店に求めても、実際には難しいかもしれないが、これらの複製物は一般公衆の利用に充てられるものではない。条約に定められた条件の順守を確保するため必要な措置を講ずるのは、国内法の事項である。

附属書第II条(6)項

許可の消滅

- (6) 著作物の翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て、当該国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で発行された場合において、その翻訳が、許可に基づいて発行された翻訳と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に

作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

A. II. 14. この規定は、著作権者が同一の言語によるもので、かつ、ほぼ同一の内容を有する翻訳物を自ら発行し、それが同種の著作物に付される価格と同程度の価格で市販される場合に、著作権者がその排他的な翻訳権を回復することを認めている。この場合、強制許諾は終了する。(ただし、強制許諾に基づき作成された複製物は、引き続き販売することができる。)
「ほぼ同じ内容」という文言の意味については、著作権者の翻訳の内容が強制許諾による翻訳の内容と同一またはほとんど同じ場合だけでなく、事情によっては、例えば、教科書の内容を最新のものにする場合など、著作権者の翻訳の内容に若干の改善がある場合も、この条件は満たされると、パリ（1971年）で意見の一致をみた。

A. II. 15. さらに、意見の一致をみたのは、権利者は強制許諾について承知していると常にみなされ、強制許諾を受けた者は、翻訳権者からその許諾した翻訳物の発行について、適正な通知を与えられるべきであるということである。

附属書第II条(7)項

主として図画から成る著作物

(7) 主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及びその翻訳を発行し、かつ、図面を複製し及び発行するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

A. II. 16. この特別なケースに関して、本文を翻訳し、かつ、図画を複製する許可を得るには、第II条と第III条の両方の条件を満たさねばならない。両方の権利が関連するからである。

附属書第II条(8)項

頒布から回収された著作物

(8) 著作者が著作物の頒布中の複製物をすべて回収した場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

A、II.17. この規定は、人格権の一つの面である「撤回権」(right to reconsider, droit de repentir), 即ち、著作者が経費を負担し、その著作物のすべての複製物を頒布から撤回することを決定する場合について、配慮するためのものである。この点については、附属書は条約の本体よりも進んでいる(第6条の2参照)。条約第6条の2は、若干の国の慣習法に基づくこの権利について触れていない。著作者がこの撤回を行う場合は、許可を与えることができない。

附属書第II条(9)項

放送のための翻訳

- (9)(a) 印刷その他類似の複製形式で発行された著作物を翻訳するための許可は、(1)に規定する同盟国に主たる事務所を有する放送機関がその国の権限のある機関に対して行う申請に基づき、その放送機関にも与えることができる。ただし、次のすべての条件が満たされることを条件とする。
- (i) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の法令に従って作成され及び取得された複製物から行われること。
 - (ii) その翻訳が、教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送において専ら使用されるためのものであること。
 - (iii) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の領域における受信者向けに適法に行われる放送(専らそのような放送のために適法に行われた録音又は録画を用いて行う放送を含む。)において、専ら(ii)の目的のために使用されること。
 - (iv) その翻訳の使用が、営利性を有しないこと。
- (b) この(9)の規定によって与えられた許可に基づいて放送機関が行った翻訳の録音又は録画は、当該許可を与えた権限のある機関が属する国に主たる事務所を有する他の放送機関も、(a)に定める目的及び条件で、かつ、その翻訳を行った放送機関の同意を得て、使用することができる。
- (c) 許可は、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視聴覚的固定物と一体となっている本文の翻訳のためにも、放送機関に与えることができる。
- (d) (1)から(8)までの規定は、(a)から(c)までの規定に従うことを条件として、この(9)の規定に基づいて与えられる許可の付与及び行使について適用する。

A、II.18. ラジオとテレビジョンを含む放送は、開発途上国特に学校の教科書と教師が不足している国の教育に重要な役割を果たしており、学校向けの放送に課される責務はますます大きくなっている。これらの国では、放送のための翻

訳の許可は、少なくとも書籍のための翻訳の許可と同様に重要であると、パリ(1971年)で考えられた。

A. II.19. この問題に関する附属書の規定によって、条約第11条の2の規定になんらの影響を及ぼさないようにすることが常に考えられた。この項は、翻訳物の形式での著作物の放送を認めるケースではなく、専ら放送目的での翻訳物の作成について定めている。第11条の2の通常の規定が、例えば、一時的記録のように放送そのものについて定めている。

A. II.20. この項の各号は、放送機関が、その主たる事務所が所在する国の権限のある機関から、この目的での許可を得ることができる条件を定めている。各号は詳細な定めをしており、説明はさして必要でない。

A. II.21. パリ(1971年)で意見の一致をみたのは、同盟国の「法令に従って作成され及び取得された複製物」から翻訳が行われねばならないという条件は、複製物はその国の法律による著作権侵害の複製物であってはならない旨を意味しているということである。翻訳の目的は専ら放送のためのものでなければならず、放送の目的は専ら教育または「………専門家向けの科学技術情報の普及」でなければならない。さらに、放送がその国での受信を目的としていなければならない(放送が国境を越えて受信できるものであることは明らかであるが)。また翻訳は営利目的に使用できないので、販売または営利の広告が含まれる番組に用いることはできない。許可を受けた者の同意があるときは、他の放送機関もその翻訳の録音物、録画物を使用することができるが、これらの放送機関も同じ国に主たる事務所を有していなければならない。最後に、視聴覚的固定物(例えば、映画)に含まれる本文を翻訳するために、同じ条件で許可が与えられるが、その固定物自体が、専ら教育活動において使用されるために作成されたものであることが常に必要である。

附属書第Ⅲ条

複製権

(1) 項

権限のある機関による許可の付与

- (1) この条に定める権能を利用することを宣言した同盟国は、権限のある機関がこの条に定める条件でかつ次条の規定に従って与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもって、この改正条約第9条に規定する排他的複製権の代わりとすることができる。

A. III. 1. 翻訳権の場合(附属書第Ⅱ条)と同様、この規定は原則を定め、詳細は以下の各項に、また、手続問題は第Ⅳ条に委ねている。ただし、第Ⅱ条とは異なり、強制許諾を求めることができる著作物を定めた別個の項がある((7)項参照)。本条においても、許可を与える権限のある機関を定めるのは、国内法である。

附属書第Ⅲ条(2)項から(5)項

許可が与えられる条件

- (2)(a) (7)の規定に従ってこの条の規定が適用される著作物については、その著作物のある特定の版の複製物が、その版の最初の発行の日から起算して次の(i)又は(ii)のいずれかの期間が満了した後においても、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合には、その国の国民は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を複製しかつ発行するための許可を受けることができる。
- (i) (3)に定める期間
- (ii) その国の法令が定める一層長い期間
- (b) (a)に規定する頒布が行われた場合において、その頒布に係る版の許諾を得た複製物が、(a)に規定する期間の満了の後に、当該国において同種の著作物に付される価格と同程度の価格で当該国において一般公衆に又は教育活動のために6箇月の間頒布されていないときは、その版を複製しかつ発行するための許可を、この条に定める条件で与えることができる。
- (3) (2)(a)(i)にいう期間は、5年とする。ただし、

- (i) 自然科学及び科学技術に関する著作物については、3年とする。
- (ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書については、7年とする。
- (4)(a) この条の規定に基づく許可は、3年の期間の満了を条件として受けられる許可については、次のいずれかの日から6箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。
 - (i) 許可を申請する者が次条(1)の手続を行った日
 - (ii) 複製権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを次条(2)に定めるところに従って発送した日
- (b) 3年の期間以外の期間の満了を条件として受けられる許可の場合において次条(2)の規定が適用されるときは、許可は、申請書の写しの発送の日から3箇月の期間が満了するまで与えてはならない。
- (c) (a)又は(b)の6箇月又は3箇月の期間内に(2)(a)に規定する頒布が行われた場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。
- (d) 著作者が複製及び発行のための許可が申請された版の頒布中の複製物をすべて回収した場合には、許可を与えてはならない。
- (5) 次の場合には、著作物の翻訳を複製しかつ発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。
 - (i) その翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て発行されたものでない場合
 - (ii) その翻訳が、許可が申請された国において一般に使用されている言語によるものでない場合

A. III.2. これらの条件はほとんどが自明のものであるが、若干解説を加えれば有益であるかもしれない。

A. III.3. 第1に、許可を受ける者は、その開発途上国の国民でなければならない。翻訳の許可（第Ⅱ条）に関する解説が、本条にも適用される。

A. III.4. 第2に、翻訳の場合と同様、著作権者に排他的権利を行使する期間が与えられ、その間は許可は与えられない。ただし、本条は著作物を原文のまま複製することだけを定めているため、言語に基づく区別はない。区別は著作物の性質によるものである((3)項)。通常の期間は最初の発行から5年である(ただし、その開発途上国がより長い期間を定めているときは、その期間による。(2)項(a)(ii))。しかし、これには二つの例外がある。数学、科学技術の著作物を含む自然科学の著作物については、期間はそれよりも短く、3年である。これ

らの分野における革新の速度からみて、この短縮は正当である。他方、フィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物については、7年に延長されている。フランス語の正文は、“les œuvres qui appartiennent au domaine de l’imagination, telles que les romans, les œuvres poétiques, dramatiques et musicales”(小説等フィクションの分野に属する著作物、詩、演劇および音楽の著作物。訳註:英語の正文はworks of fiction, poetry, drama and music)となっているが、パリ改正(1971年)では、その違いは形式的なものにすぎず、実質的には同じ意味のものであると意見の一致をみた。この7年の期間は美術書にも適用される。この種のもは、通常教育の目的にはさして重要でなく、したがって、期間を長くすることができる。通常の(5年の)期間が適用されるのは、哲学または社会学の著作物、法律書、講演集、学位論文などである。映画に適用される期間は(後記(7)項参照)、それが三つのグループのいずれに属するかによって定まる。

A. III、5、第3に、関連の期間内に、著作権者が同種の著作物にその国で通常付される価格と同程度の価格である特定の版をその国で自ら発行する場合は、許可は与えられない。与えられた強制許諾に基づいて作成された複製物は、そのような価格かまたはより低い価格で販売されねばならない。強制許諾の目的は、教育活動の必要に応ずるものでなければならない((2)項(a))。フランス語正文は“l’enseignement scolaire et universitaire”(学校および大学での教育)となっている。同じフランス語が、翻訳の許可が第II条によって与えられる目的を示すために用いられているが、第II条で用いられている英語は“teaching and scholarship”である。先に述べたとおり(第II条(5))、パリ(1971年)では、この言葉は教育機関の正式のおよび正式のものでない教育課程に関する活動のほか、学校教育以外の教育活動まで含まれる広い意味に理解されねばならないと意見が一致している。また、許可の申請が提出される開発途上国の権限のある機関が、その許可は特定の教育活動の必要を満たすものであると決定する職責を負う旨、パリで了解された。その活動が実は複製目的という真の目的に附随するものであるときは、許可は拒絶されねばならない。適用期間(3年、5年、7年)が満了した後、許諾を得た複製物が販売されていない場合も本条に含まれ、6か月間販売されていないときは、強制許諾が与えられる((2)項(b))。注意を要するのは、(2)項(a)は、許諾を得た複製物が適正な価格で利用できなかった場合を定めており、(2)項(b)は、複製物は販売されたが、利用できなくなった場

合を定めていることである。

A. III. 6. 最後に、翻訳の場合と同様、本条は契約関係を結ぶための期間を定めている。排他的権利を行使する期間が3年であるときは、この交渉で取決めを行う期間は6か月であり、その始期は著作権者が明らかであるかどうかによって変る ((4)項(a)(i)(ii))。排他的権利を行使する期間が5年または7年のときは、取決めを行う期間は3か月である。後者の場合は、著作権者またはその住所が明らかであるかどうかは重要でない。許可申請書の写しが発行者および情報センターに送付された日から3か月の期間がはじまるが ((4)項(b))、翻訳の許可の場合とは違い、これらの期間は基礎的な期間の満了前にはじまる。本条では、これらの期間は連続するのではなく、同時に併行する（または併行することができる）。(第II条に見られる“further period”という言葉は、第III条には見られない。)これらの期間内に、著作権者自らが開発途上国での適正な価格による複製物の市販を取決める場合は、強制許諾は与えられない ((4)項(c))。翻訳の場合と同様、著作者が「撤回権」を行使したときは、許可は与えられない。

A. III. 7. (5)項は、翻訳物の複製について定め、複製の許可が与えられない二つのケースを定めている。即ち、その翻訳が著作権者の許諾を得ず発行された場合と、その翻訳が、許可が申請された国で一般に使用されている言語によるものでない場合である。これらの二つのケースは別として、通常 conditions に従って許可が与えられる。しかし、翻訳物の複製は、原著物と翻訳物の双方の著作権者に影響を与えるものであるから、強制許諾が与えられる前に、契約による許諾を双方の著作権者に求めなければならないと、パリで意見の一致をみている。

附属書第三條(6)項

許可の消滅

- (6) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者により又はその者の許諾を得て、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可

の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

A. III. 8. この規定は、著作権者が許可を消滅させることを可能にしており、第II条にも同様の規定がある（同条(6)項参照）。いずれの項にも同じ解説があてはまる。

附属書第三条(7)項

強制許諾が適用されない著作物

- (7)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。
- (b) この条の規定は、適法に作成された視聴覚的固定物であって保護を受ける著作物であるもの又は保護を受ける著作物を収録したものを視聴覚的形式で複製すること及びそれと一体となっている本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視聴覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

A. III. 9. この規定は、強制許諾が与えられる分野を制限している。翻訳の許可の場合と同様（第II条(1)）、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限り、許可が与えられる（(7)項(a)）。しかし、映画は教育の目的に重要な役割を果たしているため、(7)項(b)は、視聴覚の分野にも許可を与える権能を広げている。視聴覚的固定物（即ち、映画）を複製するために（およびそれと一体となっている本文を、許可を与える国で一般に使用されている言語に翻訳するために）、許可が与えられる。ただし、若干の条件が付けられている。当該固定物は音と映像の両方を含むものでなければならない、その本国において適法に作成されたものでなければならない。固定物はそれ自身が著作物であり、または、1または2以上の保護を受ける著作物を含むものである。最後に、当該固定物は、専ら教育活動に関して使用するため、作成されかつ発行されたものでなければならない。専らエンターテインメントのための映画は除外される。複製のための強制許諾のその他の条件も満たさなければならない。

附属書第IV条

共通規定

A. IV.1. 本条は、翻訳の許可と複製の許可に共通するいくつかの規定を定めている。

附属書第IV条(1)項および(2)項

許可の申請

- (1) 第II条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払ったが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従って立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センターにその旨を通報しなければならない。
- (2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センターに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

A. IV.2. 強制許諾の申請に関する規則は、強制許諾を与える権限を有する機関を決定する場合と同様、おおむね許可の制度を設ける開発途上国の決定すべき事項であるが、上記の二つの項は、国内の手續において考慮しなければならない若干の事項を定めている。これらの項で述べられていることのほかに、種々の期間の制限が守られねばならないのはもちろんである。

A. IV.3. パリ改正（1971年）で意見の一致をみたのは、権利者に対する許諾の請求には、許諾が拒否される場合は、その拒否は附属書に基づく許可を申請する根拠となる旨が示されていなければならないということである。また、第II条または第III条による許可が与えられる前に、権利者が申請について知り、適当と考える手段をとる機会をもつことができるよう、権限のある機関は適正な措置を講ずべきであると意見が一致した。

附属書第IV条(3)項

著作者名および題名の表示

- (3) 第II条又は前条の規定によって与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作者の名が表示されていなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとする。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

A. IV. 4. この項は、著作者の人格権の一つの面を定めており（第6条の2）、自明のものである。

附属書第IV条(4)項および(5)項

輸出に関する不適用

- (4)(a) 第II条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとし、それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについてのみ有効とする。
- (b) (a)の規定の適用上、いずれかの領域からその領域について第I条(5)の規定に基づく宣言を行った国への複製物の送付は、輸出とみなす。
- (c) 第II条の規定に基づき英語、スペイン語及びフランス語以外の言語への翻訳の許可を与えた国の政府機関その他の公の機関がその許可に基づいて発行された翻訳の複製物を他の国に送付する場合には、その複製物の送付は、次のすべての条件が満たされるときは、(a)の規定の適用上、輸出とみなさない。
- (i) 受取人が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の国民であること又はそのような国民から成る団体であること。
 - (ii) その複製物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。
 - (iii) その複製物の送付及びその後の受取人への頒布が、営利性を有しないこと。
 - (iv) その複製物が送付された国が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国との間でその複製物の受領若しくは頒布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の政府がその合意を事務局長に通告していること。
- (5) 第II条又は前条の規定によって与えられた許可に基づいて

発行されたすべての複製物には、その許可が適用される国又は領域においてのみその複製物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。

A. IV. 5. 附属書の規定は、関係の開発途上国の教育に関する必要を満たすために設けられたのであり、開発途上国の出版者に外国市場への供給に関する著作権者との競争を認めるものではない。したがって、翻訳および複製の許可は、許可を与えた国の領域内に限って発行を認めるというのが基本原則である。この許可に基づいて作成された複製物の輸出は禁止されており ((4)項(a))、この輸出の禁止は、許可が適用される国（または領域——(4)項(b)参照）を除いて、複製物を頒布することはできないという意味である ((5)項)。

A. IV. 6. この結果、強制許諾を受ける者は、許可を与える開発途上国以外の国において、印刷その他の複製の実施を取決めることはできない。許可はその領域内に限って効力をもつので、その印刷または出版の施設をもつまでに至っていない若干の開発途上国にとっては重大なことになる。そのため、パリの会議では、印刷は当該の国の外で行うことができるが、若干の条件が満たされる場合に限ると意見が一致した。即ち、許可を与える国の領域内に印刷または複製の施設があってはならない。このような施設がある場合は、経済上または実際上の理由から、この施設が複製物を作成できないときである。複製の作業が行われる国が、二つの多国間著作権条約のうちいずれかの条約の加盟国でなければならない。印刷者は若干の保証を与えねばならない（すべての複製物は許可を受けた者に送付される旨、印刷はその作業が行われる場所の著作権法に従い適法である旨の保証）。最後に、当該の印刷施設が、附属書の規定に従い許可が与えられた著作物を複製するため特に作られたものであってはならない。複製物はすべて(5)項に定める表示を付していなければならない。以上の制限条件は、許可を受けた者が国外の印刷者と著作物の印刷について取決めるのは、例外的な場合に限られることを意味している。以上のことは、その法律によれば著作権侵害になりうることを特に認めるようある国を強制するものでない旨、パリで了解されたのはもちろんである。ジュニス・モデル法には、この問題に関する規定が置かれている。

A. IV. 7. 附属書の他の解釈問題について、パリ（1971年）で意見が一致した。一般的に認められたのは、第II条、第III条または第IV条の規定は、強制許諾を

受けた者が他の国で翻訳者を雇用することを禁止し、また、他の国で同じ言語により翻訳物を発行する許可を得た他の強制許諾を受けた者が、同じ翻訳を使用することを禁止するものではないということである。もちろん、その翻訳がまだ発行されていないことが前提になる。

A. IV. 8. 輸出に該当するものの概念もまたやや狭められているが、これについては条約自体に定めがある。(4)項(c)によれば、開発途上国は、強制許諾によって作成した翻訳の複製物を、国外に居住するその国民に送付することができる。ただし、これについても若干の条件が充足されねばならない。英語、フランス語またはスペイン語への翻訳であってはならない。複製物の送付が教育、研究を目的とするものでなければならない。営利目的であってはならない。かつ、許可を与える国と複製物が送付される国との間に合意があり、その旨がWIPO事務局長に通告されていなければならない。「営利性」という表現については、パリ(1971年)で次のとおり意見の一致をみた。この表現は、運用を行う政府その他の公共機関が各個の複製物に価格を付けることができないという意味ではない。価格が付けられる場合は、価格には利益即ちその機関の経済的なもうけを含めることはできず、経費の回収ができるだけである。

附属書第IV条(6)項

著作権者に対する補償金

- (6)(a) 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。
- (i) 許可が、翻訳権又は複製権を有する者のため、2の関係国における関係者の間で自由に取り決める利用の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。
 - (ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。
- (b) 著作物の正確な翻訳又は版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

A. IV. 9. この規定は、著作権によって保護される著作物を翻訳および(または)複製するために与えられる強制許諾には、著作権者に対する正当な補償金が

伴うことを確保する措置を同盟国に課している。その方法は当該の国に委ねられているが、二つの条件が満たされねばならない。著作権者に支払われる補償金は、関係両国の関係者の間で自由に取決められる契約に定められる種類の使用料と合致していなければならない。また、支払いを確保するための措置がとられねばならない ((6)項(a))。

A. IV.10. 公正な補償金の範囲は、それぞれのケースに関する事実関係と事情によって決定される。条約はその最低限を定めていないし、また、定めることはできないが、国内レベルで定められる規定は、自由に取り決められる許諾の場合に通常用いられる使用料の規準に合致しなければならないと定めている。基本的には、当事者間の契約によって取り決められる事項であるから、当然、国内法令に固定した規準または厳格な規則を定めることはできないであろう。例えば、ある国の著作者団体と出版者または他の国の政府との間に、若干種類の著作物の翻訳に関して名目的な使用料の支払いに合意する全般的な協定を結ぶことが考えられる。国内法は、この種の全般的な協定が存在する場合、補償金はこの協定に基づくことができる旨を定めることができよう。

A. IV.11. (b)号は、それぞれのケースに応じ、正確な翻訳または正確な複製を確保する義務を課している。著作者の人格権を尊重しなければならないからである。この義務は、許可を与えた機関または翻訳が正確であり、複製が真正のものであることを判断する資格を特に与えられた団体に課することができるだろう。救済は保護が要求される国(第6条の2(3))即ち許可を与える国の法令によって定められる。

附属書第V条

翻訳に関する「10年制度」

- (1)(a) 第II条に定める権能を利用することを宣言することができる国は、この改正条約を推准し又はこれに加入する際に、その宣言の代わりに次の宣言を行うことができる。
- (i) この改正条約第30条(2)(a)の規定が適用される同盟国については、翻訳権に関し、その規定に基づく宣言
- (ii) この改正条約第30条(2)(a)の規定が適用されない国（同盟に属しない国でないものをも含む。）については、同条(2)(b)の第1文に規定する宣言
- (b) 第I条(1)に規定する開発途上にある国でなくなった同盟国については、この(1)の規定に基づいて行われた宣言は、同条(3)の規定に従って適用される期間が満了する日まで効力を有する。
- (c) この(1)の規定に基づいて宣言を行った同盟国は、その後は、その宣言を撤回した場合にも、第II条に定める権能を利用することができない。
- (2) 第II条に定める権能を利用した同盟国は、その後は、(1)の規定に基づく宣言を行うことができない。もっとも、(3)の規定の適用が妨げられることはない。
- (3) 第I条(1)に規定する開発途上にある国でなくなった同盟国は、同条(3)の規定に従って適用される期間の満了の2年前までは、その国が同盟に属しない国でないという事実にかかわらずこの改正条約第30条(2)(b)の第1文の規定に基づく宣言を行うことができる。その宣言は、第I条(3)の規定に従って適用される期間が満了する日に効力を生ずる。

A. V. 1. 本条は、開発途上にある同盟国が、翻訳に関して、附属書第II条に定める強制許諾の複雑な制度の代わりに、1896年のパリ追加規定に設けられた一層簡単な「10年制度」を選択することを認めている。この制度では、著作物の最初の発行の時から10年以内に、この制度を選んだ国で一般に使用されている言語による翻訳物が発行されないときは、著作権者はその言語につき当該国での翻訳権を失う。言い換えれば、その著作物は、当該の言語への翻訳に関する限り、その国で公有に帰し、自由に翻訳することができる。

A. V. 2. 本条が条約第30条について言及しているのは、同条 ((2)項(a)) が、既にこの留保をしている同盟国にその維持を認めているからである。同盟に属

しない国は、(2)項(b)により、同盟に加盟する際にこの留保を行うことができる。これらの国が留保をする場合は、これらの国の著作物に対し他の同盟国は同じ待遇を与えることができる。ただし、これらの国が開発途上国であるときは除外され、この場合には、相互主義は適用できない（第I条(6)項(b)参照）。

A. V. 3. 要約すれば、翻訳に関して、第V条は、開発途上国が1896年の制度を選ぶことを認めている。二つの可能な方法があり、(1)項(a)に定めがある。第1は、以前にこの留保を行った既に同盟に属している開発途上国の場合である（(1)項(a)(i)）。この国は強制許諾制度の採用に代えて、この留保を維持することができる。第2は、既に同盟に属している開発途上国であるが、以前にこの留保をしていない国または同盟に属しない国の場合である（(1)項(a)(ii)）。いずれの場合も、附属書第II条に代えて、1896年の10年制度を選ぶことができる。ある国が開発途上国でなくなったときは、(3)項の定めに従い——後記参照——、現在の10年の期間が満了するときか（現在の期間は1984年10月10日に終る。）または3年後のいずれか遅い時に、この制度の特典を失う。

A. V. 4. 前記の選択は変更ができない。10年制度を選択した国は、その後考え方を変え、強制許諾制度を定めることはできない（(1)項(c)）。逆に、許可の制度を選択したときは、その後は1896年の規定に戻ることはできない。この変更することができない選択は、パリ規定の批准または加入の際に行われねばならない（(1)項(a)）。

A. V. 5. 最後に、(3)項は、開発途上国でなくなったが、10年制度の採用（または維持）を希望する国のケースを定めている。この国は、同盟にはじめて加わる国ではないが、その場合と同様、第30条(2)(b)の宣言を行うことができる。しかし、開発途上国であったときは違い、その後は、他の同盟国はその著作物に相互主義を適用することができる。（3)項はまた、宣言が行われねばならない時およびその発効の時を定めている。

附属書第VI条

附属書の事前適用

- (1) 同盟国は、この改正条約の作成の日からこの改正条約第1条から第21条までの規定及びこの附属書に拘束されることとなる時までにはいつでも、次のことを宣言することができる。
- (i) 当該同盟国が、この改正条約第1条から第21条までの規定及びこの附属書に拘束されるとしたならば第I条(I)に規定する権能を利用することができるであろう国の場合には、(ii)の規定に従い第II条若しくは第III条若しくはその双方の規定の適用を認める国又はこの改正条約第1条から第21条までの規定及びこの附属書に拘束される国を本国とする著作物について、第II条若しくは第III条又はその双方の規定を適用すること。もっとも、その宣言において、第II条の規定に代えて前条の規定を適用する旨を述べることができる。
- (ii) 自国を本国とする著作物について、(i)の規定に基づく宣言又は第I条の規定に基づく通告を行った国がこの附属書を適用することを認めること。
- (2) (1)の規定に基づく宣言は、書面によって行うものとし、事務局長に寄託する。宣言は、寄託の日に効力を生ずる。

A. VI. 1. 同様の規定がストックホルム規定(1967年)にも見られるが、この種の規定がパリ(1971年)で再び起草された。その目的は、国内法の制定およびパリ規定の批准または同規定への加入を行う前に、必要とするその他の手続を待たずに、開発途上国のための附属書が運用されることを促進するためである。

A. VI. 2. 附属書に拘束される前に附属書を適用しまたはその適用を受諾できる可能性は、パリ規定の日付即ち1971年7月24日以後存在している。

A. VI. 3. (1)項(i)は、開発途上国について定めている。これらの国は、翻訳(第II条)および(または)複製(第III条)に関する強制許諾制度を適用し、または予め明白にその適用を受諾した国あるいはパリ規定の実体規定の批准もしくは加入の際に受諾した国の著作物に対して10年制度(第V条)を採用する旨宣言することができる。

A. VI. 4. (1)項(ii)は、先進国について定めている。これらの国は、附属書適用

の意思を宣言した開発途上国によって、附属書がその著作物に適用されることを受諾する旨宣言することができる。

A. VI. 5. 宣言は書面で行い、WIPO事務局長に寄託しなければならない。急ぎのものであるため、宣言は寄託された後直ちに効力を生ずる。

A. 9. 要するに、以上が、附属書が開発途上国に与えているものである。

A. 10. 第1に、翻訳については、開発途上国は強制許諾制度と「10年制度」のいずれかを選択し、その両方を用いることはできない。選択した以上は変更できない。

A. 11. 10年制度は、著作物の最初の発行の時から10年間著作者の排他的権利が行使されなかった場合は、その後この制度を選択する国の特定の言語への翻訳に関して、著作者の排他的権利は消滅することを意味する。その後は、許可および支払いの必要なしに、著作物のいずれかの目的による翻訳が自由にできる。

A. 12. 他の制度即ち強制許諾制度によれば、開発途上国の国民は、教育または研究の目的で翻訳を行い、その翻訳物を発行する許可が与えられる。期間の制限が順守されねばならない。一般に使用されている言語については、3年と6か月であり、純然たるその地域の言語については、1年と9か月である。教育放送および科学技術情報を普及するための放送に翻訳を使用するためにも、許可が与えられる。原著物は印刷形式で発行されたものでなければならない。

A. 13. 第2に、複製については、選択の余地はない。利用できる制度は強制許諾だけである。また、原著物は印刷形式（その他限られた範囲の視聴覚的素材）で発行されなければならない。許可は教育活動の目的に限り与えられる。また、著作物の種類によって異なる期間の制限があり、3年、5年または7年である。

A. 14. 両種の許可には条件が付されており、それには著作権者に対する公正な補償の支払いが含まれている。これらの許可に基づいて作成された複製物は、その許可を与えた国の領域内に限り使用することができ、輸出することはできない。

A. 15. 附属書に詳細な定めをしている結果、幾分複雑な制度になっているが、この許可の申請または申請の可能性は、實際上二つの重要な結果を伴うだろう。第1に、著作権者（著作者およびその出版者）は、開発途上国が非常に必要と

している出版を自ら行うことによって、これらの要求を満たす機会をもつことになるであろう。第2に、著作権者と開発途上国の国民は、相互に接触することになり、その結果、留保または強制許諾の必要なしに、自由な取決めによる契約が締結されることになるであろう。

A.16. 必要な手続規則の作成は、附属書を利用する国の政府が行う事項であるが、多くの場合、条約の文言はそのまま使用することができるほど詳細である。事実、チュニス・モデル法はその方法を用いており、翻訳と複製の許可に関する条項は、附属書のもので直接用いている。注目に値するのは、チュニス・モデル法も、その任意性を強調するため、これらの条項を附属規定に定めていることである。いかなる国も、希望しない限り、強制許諾制度（または翻訳に関する10年制度）を採用する必要はない。

ジュネーブ、1978年3月

**Berne Convention
for the Protection of Literary
and Artistic Works**

of September 9, 1886,
completed at PARIS on May 4, 1896, revised at BERLIN on November 13,
1908, completed at BERNE on March 20, 1914, and revised at ROME on
June 2, 1928, at BRUSSELS on June 26, 1948,
at STOCKHOLM on July 14, 1967,
and at PARIS on July 24, 1971

The countries of the Union, being equally animated by the desire to protect, in as effective and uniform a manner as possible, the rights of authors in their literary and artistic works,

Recognizing the importance of the work of the Revision Conference held at Stockholm in 1967,

Have resolved to revise the Act adopted by the Stockholm Conference, while maintaining without change Articles 1 to 20 and 22 to 26 of that Act.

Consequently, the undersigned Plenipotentiaries, having presented their full powers, recognized as in good and due form, have agreed as follows:

Article 1

The countries to which this Convention applies constitute a Union for the protection of the rights of authors in their literary and artistic works.

Article 2

(1) The expression "literary and artistic works" shall include every production in the literary, scientific and artistic domain, whatever may be the mode or form of its expres-

sion, such as books, pamphlets and other writings; lectures, addresses, sermons and other works of the same nature; dramatic or dramatico-musical works; choreographic works and entertainments in dumb show; musical compositions with or without words; cinematographic works to which are assimilated works expressed by a process analogous to cinematography; works of drawing, painting, architecture, sculpture, engraving and lithography; photographic works to which are assimilated works expressed by a process analogous to photography; works of applied art; illustrations, maps, plans, sketches and three-dimensional works relative to geography, topography, architecture or science.

(2) It shall, however, be a matter for legislation in the countries of the Union to prescribe that works in general or any specified categories of works shall not be protected unless they have been fixed in some material form.

(3) Translations, adaptations, arrangements of music and other alterations of a literary or artistic work shall be protected as original works without prejudice to the copyright in the original work.

(4) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the protection to be granted to official texts of a legislative, administrative and legal nature, and to official translations of such texts.

(5) Collections of literary or artistic works such as encyclopaedias and anthologies which, by reason of the selection and arrangement of their contents, constitute intellectual creations shall be protected as such, without prejudice to the copyright in each of the works forming part of such collections.

(6) The works mentioned in this Article shall enjoy protection in all countries of the Union. This protection shall operate for the benefit of the author and his successors in title.

(7) Subject to the provisions of Article 7(4) of this Convention, it shall be a matter for legislation in the countries of

the Union to determine the extent of the application of their laws to works of applied art and industrial designs and models, as well as the conditions under which such works, designs and models shall be protected. Works protected in the country of origin solely as designs and models shall be entitled in another country of the Union only to such special protection as is granted in that country to designs and models; however, if no such special protection is granted in that country, such works shall be protected as artistic works.

(8) The protection of this Convention shall not apply to news of the day or to miscellaneous facts having the character of mere items of press information.

Article 2^{bis}

(1) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to exclude, wholly or in part, from the protection provided by the preceding Article political speeches and speeches delivered in the course of legal proceedings.

(2) It shall also be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the conditions under which lectures, addresses and other works of the same nature which are delivered in public may be reproduced by the press, broadcast, communicated to the public by wire and made the subject of public communication as envisaged in Article 11^{bis}(1) of this Convention, when such use is justified by the informatory purpose.

(3) Nevertheless, the author shall enjoy the exclusive right of making a collection of his works mentioned in the preceding paragraphs.

Article 3

- (1) The protection of this Convention shall apply to:
- (a) authors who are nationals of one of the countries of the Union, for their works, whether published or not;

(b) authors who are not nationals of one of the countries of the Union, for their works first published in one of those countries, or simultaneously in a country outside the Union and in a country of the Union.

(2) Authors who are not nationals of one of the countries of the Union but who have their habitual residence in one of them shall, for the purposes of this Convention, be assimilated to nationals of that country.

(3) The expression “published works” means works published with the consent of their authors, whatever may be the means of manufacture of the copies, provided that the availability of such copies has been such as to satisfy the reasonable requirements of the public, having regard to the nature of the work. The performance of a dramatic, dramatico-musical, cinematographic or musical work, the public recitation of a literary work, the communication by wire or the broadcasting of literary or artistic works, the exhibition of a work of art and the construction of a work of architecture shall not constitute publication.

(4) A work shall be considered as having been published simultaneously in several countries if it has been published in two or more countries within thirty days of its first publication.

Article 4

The protection of this Convention shall apply, even if the conditions of Article 3 are not fulfilled, to:

- (a) authors of cinematographic works the maker of which has his headquarters or habitual residence in one of the countries of the Union;
- (b) authors of works of architecture erected in a country of the Union or of other artistic works incorporated in a building or other structure located in a country of the Union.

Article 5

(1) Authors shall enjoy, in respect of works for which they are protected under this Convention, in countries of the Union other than the country of origin, the rights which their respective laws do now or may hereafter grant to their nationals, as well as the rights specially granted by this Convention.

(2) The enjoyment and the exercise of these rights shall not be subject to any formality; such enjoyment and such exercise shall be independent of the existence of protection in the country of origin of the work. Consequently, apart from the provisions of this Convention, the extent of protection, as well as the means of redress afforded to the author to protect his rights, shall be governed exclusively by the laws of the country where protection is claimed.

(3) Protection in the country of origin is governed by domestic law. However, when the author is not a national of the country of origin of the work for which he is protected under this Convention, he shall enjoy in that country the same rights as national authors.

(4) The country of origin shall be considered to be:

- (a) in the case of works first published in a country of the Union, that country; in the case of works published simultaneously in several countries of the Union which grant different terms of protection, the country whose legislation grants the shortest term of protection;
- (b) in the case of works published simultaneously in a country outside the Union and in a country of the Union, the latter country;
- (c) in the case of unpublished works or of works first published in a country outside the Union, without simultaneous publication in a country of the Union, the country of the Union of which the author is a national, provided that:

- (i) when these are cinematographic works the maker of which has his headquarters or his habitual residence in a country of the Union, the country of origin shall be that country, and
- (ii) when these are works of architecture erected in a country of the Union or other artistic works incorporated in a building or other structure located in a country of the Union, the country of origin shall be that country.

Article 6

(1) Where any country outside the Union fails to protect in an adequate manner the works of authors who are nationals of one of the countries of the Union, the latter country may restrict the protection given to the works of authors who are, at the date of the first publication thereof, nationals of the other country and are not habitually resident in one of the countries of the Union. If the country of first publication avails itself of this right, the other countries of the Union shall not be required to grant to works thus subjected to special treatment a wider protection than that granted to them in the country of first publication.

(2) No restrictions introduced by virtue of the preceding paragraph shall affect the rights which an author may have acquired in respect of a work published in a country of the Union before such restrictions were put into force.

(3) The countries of the Union which restrict the grant of copyright in accordance with this Article shall give notice thereof to the Director General of the World Intellectual Property Organization (hereinafter designated as "the Director General") by a written declaration specifying the countries in regard to which protection is restricted, and the restrictions to which rights of authors who are nationals of those countries are subjected. The Director General shall immediately communicate this declaration to all the countries of the Union.

Article 6^{bis}

(1) Independently of the author's economic rights, and even after the transfer of the said rights, the author shall have the right to claim authorship of the work and to object to any distortion, mutilation or other modification of, or other derogatory action in relation to, the said work, which would be prejudicial to his honor or reputation.

(2) The rights granted to the author in accordance with the preceding paragraph shall, after his death, be maintained, at least until the expiry of the economic rights, and shall be exercisable by the persons or institutions authorized by the legislation of the country where protection is claimed. However, those countries whose legislation, at the moment of their ratification of or accession to this Act, does not provide for the protection after the death of the author of all the rights set out in the preceding paragraph may provide that some of these rights may, after his death, cease to be maintained.

(3) The means of redress for safeguarding the rights granted by this Article shall be governed by the legislation of the country where protection is claimed.

Article 7

(1) The term of protection granted by this Convention shall be the life of the author and fifty years after his death.

(2) However, in the case of cinematographic works, the countries of the Union may provide that the term of protection shall expire fifty years after the work has been made available to the public with the consent of the author, or, failing such an event within fifty years from the making of such a work, fifty years after the making.

(3) In the case of anonymous or pseudonymous works, the term of protection granted by this Convention shall expire fifty years after the work has been lawfully made available

to the public. However, when the pseudonym adopted by the author leaves no doubt as to his identity, the term of protection shall be that provided in paragraph (1). If the author of an anonymous or pseudonymous work discloses his identity during the above-mentioned period, the term of protection applicable shall be that provided in paragraph (1). The countries of the Union shall not be required to protect anonymous or pseudonymous works in respect of which it is reasonable to presume that their author has been dead for fifty years.

(4) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the term of protection of photographic works and that of works of applied art in so far as they are protected as artistic works; however, this term shall last at least until the end of a period of twenty-five years from the making of such a work.

(5) The term of protection subsequent to the death of the author and the terms provided by paragraphs (2), (3) and (4) shall run from the date of death or of the event referred to in those paragraphs, but such terms shall always be deemed to begin on the first of January of the year following the death or such event.

(6) The countries of the Union may grant a term of protection in excess of those provided by the preceding paragraphs.

(7) Those countries of the Union bound by the Rome Act of this Convention which grant, in their national legislation in force at the time of signature of the present Act, shorter terms of protection than those provided for in the preceding paragraphs shall have the right to maintain such terms when ratifying or acceding to the present Act.

(8) In any case, the term shall be governed by the legislation of the country where protection is claimed; however, unless the legislation of that country otherwise provides, the term shall not exceed the term fixed in the country of origin of the work.

Article 7^{bis}

The provisions of the preceding Article shall also apply in the case of a work of joint authorship, provided that the terms measured from the death of the author shall be calculated from the death of the last surviving author.

Article 8

Authors of literary and artistic works protected by this Convention shall enjoy the exclusive right of making and of authorizing the translation of their works throughout the term of protection of their rights in the original works.

Article 9

(1) Authors of literary and artistic works protected by this Convention shall have the exclusive right of authorizing the reproduction of these works, in any manner or form.

(2) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to permit the reproduction of such works in certain special cases, provided that such reproduction does not conflict with a normal exploitation of the work and does not unreasonably prejudice the legitimate interests of the author.

(3) Any sound or visual recording shall be considered as a reproduction for the purposes of this Convention.

Article 10

(1) It shall be permissible to make quotations from a work which has already been lawfully made available to the public, provided that their making is compatible with fair practice, and their extent does not exceed that justified by the purpose, including quotations from newspaper articles and periodicals in the form of press summaries.

(2) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union, and for special agreements existing or to be concluded between them, to permit the utilization, to the extent justified by the purpose, of literary or artistic works by way of illustration in publications, broadcasts or sound or visual recordings for teaching, provided such utilization is compatible with fair practice.

(3) Where use is made of works in accordance with the preceding paragraphs of this Article, mention shall be made of the source, and of the name of the author if it appears thereon.

Article 10^{bis}

(1) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to permit the reproduction by the press, the broadcasting or the communication to the public by wire of articles published in newspapers or periodicals on current economic, political or religious topics, and of broadcast works of the same character, in cases in which the reproduction, broadcasting or such communication thereof is not expressly reserved. Nevertheless, the source must always be clearly indicated; the legal consequences of a breach of this obligation shall be determined by the legislation of the country where protection is claimed.

(2) It shall also be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the conditions under which, for the purpose of reporting current events by means of photography, cinematography, broadcasting or communication to the public by wire, literary or artistic works seen or heard in the course of the event may, to the extent justified by the informatory purpose, be reproduced and made available to the public.

Article 11

(1) Authors of dramatic, dramatico-musical and musical works shall enjoy the exclusive right of authorizing:

- (i) the public performance of their works, including such public performance by any means or process;
- (ii) any communication to the public of the performance of their works.

(2) Authors of dramatic or dramatico-musical works shall enjoy, during the full term of their rights in the original works, the same rights with respect to translations thereof.

Article 11^{bis}

(1) Authors of literary and artistic works shall enjoy the exclusive right of authorizing:

- (i) the broadcasting of their works or the communication thereof to the public by any other means of wireless diffusion of signs, sounds or images;
- (ii) any communication to the public by wire or by retransmission of the broadcast of the work, when this communication is made by an organization other than the original one;
- (iii) the public communication by loudspeaker or any other analogous instrument transmitting, by signs, sounds or images, the broadcast of the work.

(2) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the conditions under which the rights mentioned in the preceding paragraph may be exercised, but these conditions shall apply only in the countries where they have been prescribed. They shall not in any circumstances be prejudicial to the moral rights of the author, nor to his right to obtain equitable remuneration which, in the absence of agreement, shall be fixed by competent authority.

(3) In the absence of any contrary stipulation, permission granted in accordance with paragraph (1) of this Article shall not imply permission to record, by means of instruments recording sounds or images, the work broadcast. It shall, however, be a matter for legislation in the countries of the Union

to determine the regulations for ephemeral recordings made by a broadcasting organization by means of its own facilities and used for its own broadcasts. The preservation of these recordings in official archives may, on the ground of their exceptional documentary character, be authorized by such legislation.

Article 11^{ter}

(1) Authors of literary works shall enjoy the exclusive right of authorizing:

- (i) the public recitation of their works, including such public recitation by any means or process;
- (ii) any communication to the public of the recitation of their works.

(2) Authors of literary works shall enjoy, during the full term of their rights in the original works, the same rights with respect to translations thereof.

Article 12

Authors of literary or artistic works shall enjoy the exclusive right of authorizing adaptations, arrangements and other alterations of their works.

Article 13

(1) Each country of the Union may impose for itself reservations and conditions on the exclusive right granted to the author of a musical work and to the author of any words, the recording of which together with the musical work has already been authorized by the latter, to authorize the sound recording of that musical work, together with such words, if any; but all such reservations and conditions shall apply only in the countries which have imposed them and shall not, in any circumstances, be prejudicial to the rights of these

authors to obtain equitable remuneration which, in the absence of agreement, shall be fixed by competent authority.

(2) Recordings of musical works made in a country of the Union in accordance with Article 13(3) of the Conventions signed at Rome on June 2, 1928, and at Brussels on June 26, 1948, may be reproduced in that country without the permission of the author of the musical work until a date two years after that country becomes bound by this Act.

(3) Recordings made in accordance with paragraphs (1) and (2) of this Article and imported without permission from the parties concerned into a country where they are treated as infringing recordings shall be liable to seizure.

Article 14

(1) Authors of literary or artistic works shall have the exclusive right of authorizing:

- (i) the cinematographic adaptation and reproduction of these works, and the distribution of the works thus adapted or reproduced;
- (ii) the public performance and communication to the public by wire of the works thus adapted or reproduced.

(2) The adaptation into any other artistic form of a cinematographic production derived from literary or artistic works shall, without prejudice to the authorization of the author of the cinematographic production, remain subject to the authorization of the authors of the original works.

(3) The provisions of Article 13(1) shall not apply.

Article 14^{bis}

(1) Without prejudice to the copyright in any work which may have been adapted or reproduced, a cinematographic work shall be protected as an original work. The owner of copyright in a cinematographic work shall enjoy the same

rights as the author of an original work, including the rights referred to in the preceding Article.

(2) (a) Ownership of copyright in a cinematographic work shall be a matter for legislation in the country where protection is claimed.

(b) However, in the countries of the Union which, by legislation, include among the owners of copyright in a cinematographic work authors who have brought contributions to the making of the work, such authors, if they have undertaken to bring such contributions, may not, in the absence of any contrary or special stipulation, object to the reproduction, distribution, public performance, communication to the public by wire, broadcasting or any other communication to the public, or to the subtitling or dubbing of texts, of the work.

(c) The question whether or not the form of the undertaking referred to above should, for the application of the preceding subparagraph (b), be in a written agreement or a written act of the same effect shall be a matter for the legislation of the country where the maker of the cinematographic work has his headquarters or habitual residence. However, it shall be a matter for the legislation of the country of the Union where protection is claimed to provide that the said undertaking shall be in a written agreement or a written act of the same effect. The countries whose legislation so provides shall notify the Director General by means of a written declaration, which will be immediately communicated by him to all the other countries of the Union.

(d) By “contrary or special stipulation” is meant any restrictive condition which is relevant to the aforesaid undertaking.

(3) Unless the national legislation provides to the contrary, the provisions of paragraph (2)(b) above shall not be applicable to authors of scenarios, dialogues and musical works created for the making of the cinematographic work, or to the principal director thereof. However, those countries

of the Union whose legislation does not contain rules providing for the application of the said paragraph (2)(b) to such director shall notify the Director General by means of a written declaration, which will be immediately communicated by him to all the other countries of the Union.

Article 14^{ter}

(1) The author, or after his death the persons or institutions authorized by national legislation, shall, with respect to original works of art and original manuscripts of writers and composers, enjoy the inalienable right to an interest in any sale of the work subsequent to the first transfer by the author of the work.

(2) The protection provided by the preceding paragraph may be claimed in a country of the Union only if legislation in the country to which the author belongs so permits, and to the extent permitted by the country where this protection is claimed.

(3) The procedure for collection and the amounts shall be matters for determination by national legislation.

Article 15

(1) In order that the author of a literary or artistic work protected by this Convention shall, in the absence of proof to the contrary, be regarded as such, and consequently be entitled to institute infringement proceedings in the countries of the Union, it shall be sufficient for his name to appear on the work in the usual manner. This paragraph shall be applicable even if this name is a pseudonym, where the pseudonym adopted by the author leaves no doubt as to his identity.

(2) The person or body corporate whose name appears on a cinematographic work in the usual manner shall, in the absence of proof to the contrary, be presumed to be the maker of the said work.

(3) In the case of anonymous and pseudonymous works, other than those referred to in paragraph (1) above, the publisher whose name appears on the work shall, in the absence of proof to the contrary, be deemed to represent the author, and in this capacity he shall be entitled to protect and enforce the author's rights. The provisions of this paragraph shall cease to apply when the author reveals his identity and establishes his claim to authorship of the work.

(4) (a) In the case of unpublished works where the identity of the author is unknown, but where there is every ground to presume that he is a national of a country of the Union, it shall be a matter for legislation in that country to designate the competent authority which shall represent the author and shall be entitled to protect and enforce his rights in the countries of the Union.

(b) Countries of the Union which make such designation under the terms of this provision shall notify the Director General by means of a written declaration giving full information concerning the authority thus designated. The Director General shall at once communicate this declaration to all other countries of the Union.

Article 16

(1) Infringing copies of a work shall be liable to seizure in any country of the Union where the work enjoys legal protection.

(2) The provisions of the preceding paragraph shall also apply to reproductions coming from a country where the work is not protected, or has ceased to be protected.

(3) The seizure shall take place in accordance with the legislation of each country.

Article 17

The provisions of this Convention cannot in any way affect the right of the Government of each country of the Union to

permit, to control, or to prohibit, by legislation or regulation, the circulation, presentation, or exhibition of any work or production in regard to which the competent authority may find it necessary to exercise that right.

Article 18

(1) This Convention shall apply to all works which, at the moment of its coming into force, have not yet fallen into the public domain in the country of origin through the expiry of the term of protection.

(2) If, however, through the expiry of the term of protection which was previously granted, a work has fallen into the public domain of the country where protection is claimed, that work shall not be protected anew.

(3) The application of this principle shall be subject to any provisions contained in special conventions to that effect existing or to be concluded between countries of the Union. In the absence of such provisions, the respective countries shall determine, each in so far as it is concerned, the conditions of application of this principle.

(4) The preceding provisions shall also apply in the case of new accessions to the Union and to cases in which protection is extended by the application of Article 7 or by the abandonment of reservations.

Article 19

The provisions of this Convention shall not preclude the making of a claim to the benefit of any greater protection which may be granted by legislation in a country of the Union.

Article 20

The Governments of the countries of the Union reserve the right to enter into special agreements among themselves,

in so far as such agreements grant to authors more extensive rights than those granted by the Convention, or contain other provisions not contrary to this Convention. The provisions of existing agreements which satisfy these conditions shall remain applicable.

Article 21

(1) Special provisions regarding developing countries are included in the Appendix.

(2) Subject to the provisions of Article 28(1)(b), the Appendix forms an integral part of this Act.

Article 22

(1) (a) The Union shall have an Assembly consisting of those countries of the Union which are bound by Articles 22 to 26.

(b) The Government of each country shall be represented by one delegate, who may be assisted by alternate delegates, advisors, and experts.

(c) The expenses of each delegation shall be borne by the Government which has appointed it.

(2) (a) The Assembly shall:

- (i) deal with all matters concerning the maintenance and development of the Union and the implementation of this Convention;
- (ii) give directions concerning the preparation for conferences of revision to the International Bureau of Intellectual Property (hereinafter designated as "the International Bureau") referred to in the Convention Establishing the World Intellectual Property Organization (hereinafter designated as "the Organization"), due account being taken of any comments made by those countries of the Union which are not bound by Articles 22 to 26;

- (iii) review and approve the reports and activities of the Director General of the Organization concerning the Union, and give him all necessary instructions concerning matters within the competence of the Union;
- (iv) elect the members of the Executive Committee of the Assembly;
- (v) review and approve the reports and activities of its Executive Committee, and give instructions to such Committee;
- (vi) determine the program and adopt the triennial budget of the Union, and approve its final accounts;
- (vii) adopt the financial regulations of the Union;
- (viii) establish such committees of experts and working groups as may be necessary for the work of the Union;
- (ix) determine which countries not members of the Union and which intergovernmental and international non-governmental organizations shall be admitted to its meetings as observers;
- (x) adopt amendments to Articles 22 to 26;
- (xi) take any other appropriate action designed to further the objectives of the Union;
- (xii) exercise such other functions as are appropriate under this Convention;
- (xiii) subject to its acceptance, exercise such rights as are given to it in the Convention establishing the Organization.

(b) With respect to matters which are of interest also to other Unions administered by the Organization, the Assembly shall make its decisions after having heard the advice of the Coordination Committee of the Organization.

(3) (a) Each country member of the Assembly shall have one vote.

(b) One-half of the countries members of the Assembly shall constitute a quorum.

(c) Notwithstanding the provisions of subparagraph (b), if, in any session, the number of countries represented is less than one-half but equal to or more than one-third of the countries members of the Assembly, the Assembly may make decisions but, with the exception of decisions concerning its own procedure, all such decisions shall take effect only if the following conditions are fulfilled. The International Bureau shall communicate the said decisions to the countries members of the Assembly which were not represented and shall invite them to express in writing their vote or abstention within a period of three months from the date of the communication. If, at the expiration of this period, the number of countries having thus expressed their vote or abstention attains the number of countries which was lacking for attaining the quorum in the session itself, such decisions shall take effect provided that at the same time the required majority still obtains.

(d) Subject to the provisions of Article 26(2), the decisions of the Assembly shall require two-thirds of the votes cast.

(e) Abstentions shall not be considered as votes.

(f) A delegate may represent, and vote in the name of, one country only.

(g) Countries of the Union not members of the Assembly shall be admitted to its meetings as observers.

(4) (a) The Assembly shall meet once in every third calendar year in ordinary session upon convocation by the Director General and, in the absence of exceptional circumstances, during the same period and at the same place as the General Assembly of the Organization.

(b) The Assembly shall meet in extraordinary session upon convocation by the Director General, at the request of the Executive Committee or at the request of one-fourth of the countries members of the Assembly.

(5) The Assembly shall adopt its own rules of procedure.

Article 23

(1) The Assembly shall have an Executive Committee.

(2) (a) The Executive Committee shall consist of countries elected by the Assembly from among countries members of the Assembly. Furthermore, the country on whose territory the Organization has its headquarters shall, subject to the provisions of Article 25(7)(b), have an *ex officio* seat on the Committee.

(b) The Government of each country member of the Executive Committee shall be represented by one delegate, who may be assisted by alternate delegates, advisors, and experts.

(c) The expenses of each delegation shall be borne by the Government which has appointed it.

(3) The number of countries members of the Executive Committee shall correspond to one-fourth of the number of countries members of the Assembly. In establishing the number of seats to be filled, remainders after division by four shall be disregarded.

(4) In electing the members of the Executive Committee, the Assembly shall have due regard to an equitable geographical distribution and to the need for countries party to the Special Agreements which might be established in relation with the Union to be among the countries constituting the Executive Committee.

(5) (a) Each member of the Executive Committee shall serve from the close of the session of the Assembly which elected it to the close of the next ordinary session of the Assembly.

(b) Members of the Executive Committee may be re-elected, but not more than two-thirds of them.

(c) The Assembly shall establish the details of the rules governing the election and possible re-election of the members of the Executive Committee.

(6) (a) The Executive Committee shall:

- (i) prepare the draft agenda of the Assembly;
- (ii) submit proposals to the Assembly respecting the draft program and triennial budget of the Union prepared by the Director General;
- (iii) approve, within the limits of the program and the triennial budget, the specific yearly budgets and programs prepared by the Director General;
- (iv) submit, with appropriate comments, to the Assembly the periodical reports of the Director General and the yearly audit reports on the accounts;
- (v) in accordance with the decisions of the Assembly and having regard to circumstances arising between two ordinary sessions of the Assembly, take all necessary measures to ensure the execution of the program of the Union by the Director General;
- (vi) perform such other functions as are allocated to it under this Convention.

(b) With respect to matters which are of interest also to other Unions administered by the Organization, the Executive Committee shall make its decisions after having heard the advice of the Coordination Committee of the Organization.

(7) (a) The Executive Committee shall meet once a year in ordinary session upon convocation by the Director General, preferably during the same period and at the same place as the Coordination Committee of the Organization.

(b) The Executive Committee shall meet in extraordinary session upon convocation by the Director General, either on his own initiative, or at the request of its Chairman or one-fourth of its members.

(8) (a) Each country member of the Executive Committee shall have one vote.

(b) One-half of the members of the Executive Committee shall constitute a quorum.

(c) Decisions shall be made by a simple majority of the votes cast.

(d) Abstentions shall not be considered as votes.

(e) A delegate may represent, and vote in the name of, one country only.

(9) Countries of the Union not members of the Executive Committee shall be admitted to its meetings as observers.

(10) The Executive Committee shall adopt its own rules of procedure.

Article 24

(1) (a) The administrative tasks with respect to the Union shall be performed by the International Bureau, which is a continuation of the Bureau of the Union united with the Bureau of the Union established by the International Convention for the Protection of Industrial Property.

(b) In particular, the International Bureau shall provide the secretariat of the various organs of the Union.

(c) The Director General of the Organization shall be the chief executive of the Union and shall represent the Union.

(2) The International Bureau shall assemble and publish information concerning the protection of copyright. Each country of the Union shall promptly communicate to the International Bureau all new laws and official texts concerning the protection of copyright.

(3) The International Bureau shall publish a monthly periodical.

(4) The International Bureau shall, on request, furnish information to any country of the Union on matters concerning the protection of copyright.

(5) The International Bureau shall conduct studies, and shall provide services, designed to facilitate the protection of copyright.

(6) The Director General and any staff member designated by him shall participate, without the right to vote, in all meetings of the Assembly, the Executive Committee and

any other committee of experts or working group. The Director General, or a staff member designated by him, shall be *ex officio* secretary of these bodies.

(7) (a) The International Bureau shall, in accordance with the directions of the Assembly and in cooperation with the Executive Committee, make the preparations for the conferences of revision of the provisions of the Convention other than Articles 22 to 26.

(b) The International Bureau may consult with inter-governmental and international non-governmental organizations concerning preparations for conferences of revision.

(c) The Director General and persons designated by him shall take part, without the right to vote, in the discussions at these conferences.

(8) The International Bureau shall carry out any other tasks assigned to it.

Article 25

(1) (a) The Union shall have a budget.

(b) The budget of the Union shall include the income and expenses proper to the Union, its contribution to the budget of expenses common to the Unions, and, where applicable, the sum made available to the budget of the Conference of the Organization.

(c) Expenses not attributable exclusively to the Union but also to one or more other Unions administered by the Organization shall be considered as expenses common to the Unions. The share of the Union in such common expenses shall be in proportion to the interest the Union has in them.

(2) The budget of the Union shall be established with due regard to the requirements of coordination with the budgets of the other Unions administered by the Organization.

(3) The budget of the Union shall be financed from the following sources:

- (i) contributions of the countries of the Union;
- (ii) fees and charges due for services performed by the International Bureau in relation to the Union;
- (iii) sale of, or royalties on, the publications of the International Bureau concerning the Union;
- (iv) gifts, bequests, and subventions;
- (v) rents, interests, and other miscellaneous income.

(4) (a) For the purpose of establishing its contribution towards the budget, each country of the Union shall belong to a class, and shall pay its annual contributions on the basis of a number of units fixed as follows:

Class I	25
Class II	20
Class III	15
Class IV	10
Class V	5
Class VI	3
Class VII	1

(b) Unless it has already done so, each country shall indicate, concurrently with depositing its instrument of ratification or accession, the class to which it wishes to belong. Any country may change class. If it chooses a lower class, the country must announce it to the Assembly at one of its ordinary sessions. Any such change shall take effect at the beginning of the calendar year following the session.

(c) The annual contribution of each country shall be an amount in the same proportion to the total sum to be contributed to the annual budget of the Union by all countries as the number of its units is to the total of the units of all contributing countries.

(d) Contributions shall become due on the first of January of each year.

(e) A country which is in arrears in the payment of its contributions shall have no vote in any of the organs of the Union of which it is a member if the amount of its arrears

equals or exceeds the amount of the contributions due from it for the preceding two full years. However, any organ of the Union may allow such a country to continue to exercise its vote in that organ if, and as long as, it is satisfied that the delay in payment is due to exceptional and unavoidable circumstances.

(f) If the budget is not adopted before the beginning of a new financial period, it shall be at the same level as the budget of the previous year, in accordance with the financial regulations.

(5) The amount of the fees and charges due for services rendered by the International Bureau in relation to the Union shall be established, and shall be reported to the Assembly and the Executive Committee, by the Director General.

(6) (a) The Union shall have a working capital fund which shall be constituted by a single payment made by each country of the Union. If the fund becomes insufficient, an increase shall be decided by the Assembly.

(b) The amount of the initial payment of each country to the said fund or of its participation in the increase thereof shall be a proportion of the contribution of that country for the year in which the fund is established or the increase decided.

(c) The proportion and the terms of payment shall be fixed by the Assembly on the proposal of the Director General and after it has heard the advice of the Coordination Committee of the Organization.

(7) (a) In the headquarters agreement concluded with the country on the territory of which the Organization has its headquarters, it shall be provided that, whenever the working capital fund is insufficient, such country shall grant advances. The amount of these advances and the conditions on which they are granted shall be the subject of separate agreements, in each case, between such country and the Organization. As long as it remains under the obligation to grant advances,

such country shall have an *ex officio* seat on the Executive Committee.

(b) The country referred to in subparagraph (a) and the Organization shall each have the right to denounce the obligation to grant advances, by written notification. Denunciation shall take effect three years after the end of the year in which it has been notified.

(8) The auditing of the accounts shall be effected by one or more of the countries of the Union or by external auditors, as provided in the financial regulations. They shall be designated, with their agreement, by the Assembly.

Article 26

(1) Proposals for the amendment of Articles 22, 23, 24, 25, and the present Article, may be initiated by any country member of the Assembly, by the Executive Committee, or by the Director General. Such proposals shall be communicated by the Director General to the member countries of the Assembly at least six months in advance of their consideration by the Assembly.

(2) Amendments to the Articles referred to in paragraph (1) shall be adopted by the Assembly. Adoption shall require three-fourths of the votes cast, provided that any amendment of Article 22, and of the present paragraph, shall require four-fifths of the votes cast.

(3) Any amendment to the Articles referred to in paragraph (1) shall enter into force one month after written notifications of acceptance, effected in accordance with their respective constitutional processes, have been received by the Director General from three-fourths of the countries members of the Assembly at the time it adopted the amendment. Any amendment to the said Articles thus accepted shall bind all the countries which are members of the Assembly at the time the amendment enters into force, or which become members thereof at a subsequent date, provided that any amendment

increasing the financial obligations of countries of the Union shall bind only those countries which have notified their acceptance of such amendment.

Article 27

(1) This Convention shall be submitted to revision with a view to the introduction of amendments designed to improve the system of the Union.

(2) For this purpose, conferences shall be held successively in one of the countries of the Union among the delegates of the said countries.

(3) Subject to the provisions of Article 26 which apply to the amendment of Articles 22 to 26, any revision of this Act, including the Appendix, shall require the unanimity of the votes cast.

Article 28

(1) (a) Any country of the Union which has signed this Act may ratify it, and, if it has not signed it, may accede to it. Instruments of ratification or accession shall be deposited with the Director General.

(b) Any country of the Union may declare in its instrument of ratification or accession that its ratification or accession shall not apply to Articles 1 to 21 and the Appendix, provided that, if such country has previously made a declaration under Article VI(1) of the Appendix, then it may declare in the said instrument only that its ratification or accession shall not apply to Articles 1 to 20.

(c) Any country of the Union which, in accordance with subparagraph (b), has excluded provisions therein referred to from the effects of its ratification or accession may at any later time declare that it extends the effects of its ratification or accession to those provisions. Such declaration shall be deposited with the Director General.

(2) (a) Articles 1 to 21 and the Appendix shall enter into force three months after both of the following two conditions are fulfilled:

- (i) at least five countries of the Union have ratified or acceded to this Act without making a declaration under paragraph (1)(b),
- (ii) France, Spain, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the United States of America, have become bound by the Universal Copyright Convention as revised at Paris on July 24, 1971.

(b) The entry into force referred to in subparagraph (a) shall apply to those countries of the Union which, at least three months before the said entry into force, have deposited instruments of ratification or accession not containing a declaration under paragraph (1)(b).

(c) With respect to any country of the Union not covered by subparagraph (b) and which ratifies or accedes to this Act without making a declaration under paragraph (1)(b), Articles 1 to 21 and the Appendix shall enter into force three months after the date on which the Director General has notified the deposit of the relevant instrument of ratification or accession, unless a subsequent date has been indicated in the instrument deposited. In the latter case, Articles 1 to 21 and the Appendix shall enter into force with respect to that country on the date thus indicated.

(d) The provisions of subparagraphs (a) to (c) do not affect the application of Article VI of the Appendix.

(3) With respect to any country of the Union which ratifies or accedes to this Act with or without a declaration made under paragraph (1)(b), Articles 22 to 38 shall enter into force three months after the date on which the Director General has notified the deposit of the relevant instrument of ratification or accession, unless a subsequent date has been indicated in the instrument deposited. In the latter case, Articles 22 to 38 shall enter into force with respect to that country on the date thus indicated.

Article 29

(1) Any country outside the Union may accede to this Act and thereby become party to this Convention and a member of the Union. Instruments of accession shall be deposited with the Director General.

(2) (a) Subject to subparagraph (b), this Convention shall enter into force with respect to any country outside the Union three months after the date on which the Director General has notified the deposit of its instrument of accession, unless a subsequent date has been indicated in the instrument deposited. In the latter case, this Convention shall enter into force with respect to that country on the date thus indicated.

(b) If the entry into force according to subparagraph (a) precedes the entry into force of Articles 1 to 21 and the Appendix according to Article 28(2)(a), the said country shall, in the meantime, be bound, instead of by Articles 1 to 21 and the Appendix, by Articles 1 to 20 of the Brussels Act of this Convention.

Article 29^{bis}

Ratification of or accession to this Act by any country not bound by Articles 22 to 38 of the Stockholm Act of this Convention shall, for the sole purposes of Article 14(2) of the Convention establishing the Organization, amount to ratification of or accession to the said Stockholm Act with the limitation set forth in Article 28(1)(b)(i) thereof.

Article 30

(1) Subject to the exceptions permitted by paragraph (2) of this Article, by Article 28(1)(b), by Article 33(2), and by the Appendix, ratification or accession shall automatically entail acceptance of all the provisions and admission to all the advantages of this Convention.

(2) (a) Any country of the Union ratifying or acceding to this Act may, subject to Article V(2) of the Appendix, retain the benefit of the reservations it has previously formulated on condition that it makes a declaration to that effect at the time of the deposit of its instrument of ratification or accession.

(b) Any country outside the Union may declare, in acceding to this Convention and subject to Article V(2) of the Appendix, that it intends to substitute, temporarily at least, for Article 8 of this Act concerning the right of translation, the provisions of Article 5 of the Union Convention of 1886, as completed at Paris in 1896, on the clear understanding that the said provisions are applicable only to translations into a language in general use in the said country. Subject to Article I(6)(b) of the Appendix, any country has the right to apply, in relation to the right of translation of works whose country of origin is a country availing itself of such a reservation, a protection which is equivalent to the protection granted by the latter country.

(c) Any country may withdraw such reservations at any time by notification addressed to the Director General.

Article 31

(1) Any country may declare in its instrument of ratification or accession, or may inform the Director General by written notification at any time thereafter, that this Convention shall be applicable to all or part of those territories, designated in the declaration or notification, for the external relations of which it is responsible.

(2) Any country which has made such a declaration or given such a notification may, at any time, notify the Director General that this Convention shall cease to be applicable to all or part of such territories.

(3) (a) Any declaration made under paragraph (1) shall take effect on the same date as the ratification or accession in which it was included, and any notification given under

that paragraph shall take effect three months after its notification by the Director General.

(b) Any notification given under paragraph (2) shall take effect twelve months after its receipt by the Director General.

(4) This Article shall in no way be understood as implying the recognition or tacit acceptance by a country of the Union of the factual situation concerning a territory to which this Convention is made applicable by another country of the Union by virtue of a declaration under paragraph (1).

Article 32

(1) This Act shall, as regards relations between the countries of the Union, and to the extent that it applies, replace the Berne Convention of September 9, 1886, and the subsequent Acts of revision. The Acts previously in force shall continue to be applicable, in their entirety or to the extent that this Act does not replace them by virtue of the preceding sentence, in relations with countries of the Union which do not ratify or accede to this Act.

(2) Countries outside the Union which become party to this Act shall, subject to paragraph (3), apply it with respect to any country of the Union not bound by this Act or which, although bound by this Act, has made a declaration pursuant to Article 28(1)(b). Such countries recognize that the said country of the Union, in its relations with them:

(i) may apply the provisions of the most recent Act by which it is bound, and

(ii) subject to Article I(6) of the Appendix, has the right to adapt the protection to the level provided for by this Act.

(3) Any country which has availed itself of any of the faculties provided for in the Appendix may apply the provisions of the Appendix relating to the faculty or faculties of which it has availed itself in its relations with any other

country of the Union which is not bound by this Act, provided that the latter country has accepted the application of the said provisions.

Article 33

(1) Any dispute between two or more countries of the Union concerning the interpretation or application of this Convention, not settled by negotiation, may, by any one of the countries concerned, be brought before the International Court of Justice by application in conformity with the Statute of the Court, unless the countries concerned agree on some other method of settlement. The country bringing the dispute before the Court shall inform the International Bureau; the International Bureau shall bring the matter to the attention of the other countries of the Union.

(2) Each country may, at the time it signs this Act or deposits its instrument of ratification or accession, declare that it does not consider itself bound by the provisions of paragraph (1). With regard to any dispute between such country and any other country of the Union, the provisions of paragraph (1) shall not apply.

(3) Any country having made a declaration in accordance with the provisions of paragraph (2) may, at any time, withdraw its declaration by notification addressed to the Director General.

Article 34

(1) Subject to Article 29^{bis}, no country may ratify or accede to earlier Acts of this Convention once Articles 1 to 21 and the Appendix have entered into force.

(2) Once Articles 1 to 21 and the Appendix have entered into force, no country may make a declaration under Article 5 of the Protocol Regarding Developing Countries attached to the Stockholm Act.

Article 35

(1) This Convention shall remain in force without limitation as to time.

(2) Any country may denounce this Act by notification addressed to the Director General. Such denunciation shall constitute also denunciation of all earlier Acts and shall affect only the country making it, the Convention remaining in full force and effect as regards the other countries of the Union.

(3) Denunciation shall take effect one year after the day on which the Director General has received the notification.

(4) The right of denunciation provided by this Article shall not be exercised by any country before the expiration of five years from the date upon which it becomes a member of the Union.

Article 36

(1) Any country party to this Convention undertakes to adopt, in accordance with its constitution, the measures necessary to ensure the application of this Convention.

(2) It is understood that, at the time a country becomes bound by this Convention, it will be in a position under its domestic law to give effect to the provisions of this Convention.

Article 37

(1) (a) This Act shall be signed in a single copy in the French and English languages and, subject to paragraph (2), shall be deposited with the Director General.

(b) Official texts shall be established by the Director General, after consultation with the interested Governments, in the Arabic, German, Italian, Portuguese and Spanish languages, and such other languages as the Assembly may designate.

(c) In case of differences of opinion on the interpretation of the various texts, the French text shall prevail.

(2) This Act shall remain open for signature until January 31, 1972. Until that date, the copy referred to in paragraph (1)(a) shall be deposited with the Government of the French Republic.

(3) The Director General shall certify and transmit two copies of the signed text of this Act to the Governments of all countries of the Union and, on request, to the Government of any other country.

(4) The Director General shall register this Act with the Secretariat of the United Nations.

(5) The Director General shall notify the Governments of all countries of the Union of signatures, deposits of instruments of ratification or accession and any declarations included in such instruments or made pursuant to Articles 28(1)(c), 30(2)(a) and (b), and 33(2), entry into force of any provisions of this Act, notifications of denunciation, and notifications pursuant to Articles 30(2)(c), 31(1) and (2), 33(3), and 38(1), as well as the Appendix.

Article 38

(1) Countries of the Union which have not ratified or acceded to this Act and which are not bound by Articles 22 to 26 of the Stockholm Act of this Convention may, until April 26, 1975, exercise, if they so desire, the rights provided under the said Articles as if they were bound by them. Any country desiring to exercise such rights shall give written notification to this effect to the Director General; this notification shall be effective on the date of its receipt. Such countries shall be deemed to be members of the Assembly until the said date.

(2) As long as all the countries of the Union have not become Members of the Organization, the International Bu-

reau of the Organization shall also function as the Bureau of the Union, and the Director General as the Director of the said Bureau.

(3) Once all the countries of the Union have become Members of the Organization, the rights, obligations, and property, of the Bureau of the Union shall devolve on the International Bureau of the Organization.

APPENDIX

Article I

(1) Any country regarded as a developing country in conformity with the established practice of the General Assembly of the United Nations which ratifies or accedes to this Act, of which this Appendix forms an integral part, and which, having regard to its economic situation and its social or cultural needs, does not consider itself immediately in a position to make provision for the protection of all the rights as provided for in this Act, may, by a notification deposited with the Director General at the time of depositing its instrument of ratification or accession or, subject to Article V(1)(c), at any time thereafter, declare that it will avail itself of the faculty provided for in Article II, or of the faculty provided for in Article III, or of both of those faculties. It may, instead of availing itself of the faculty provided for in Article II, make a declaration according to Article V(1)(a).

(2) (a) Any declaration under paragraph (1) notified before the expiration of the period of ten years from the entry into force of Articles 1 to 21 and this Appendix according to Article 28(2) shall be effective until the expiration of the said period. Any such declaration may be renewed in whole or in part for periods of ten years each by a notification deposited with the Director General not more than fifteen months and not less than three months before the expiration of the ten-year period then running.

(b) Any declaration under paragraph (1) notified after the expiration of the period of ten years from the entry into force of Articles 1 to 21 and this Appendix according to Article 28(2) shall be effective until the expiration of the ten-year period then running. Any such declaration may be

renewed as provided for in the second sentence of subparagraph (a).

(3) Any country of the Union which has ceased to be regarded as a developing country as referred to in paragraph (1) shall no longer be entitled to renew its declaration as provided in paragraph (2), and, whether or not it formally withdraws its declaration, such country shall be precluded from availing itself of the faculties referred to in paragraph (1) from the expiration of the ten-year period then running or from the expiration of a period of three years after it has ceased to be regarded as a developing country, whichever period expires later.

(4) Where, at the time when the declaration made under paragraph (1) or (2) ceases to be effective, there are copies in stock which were made under a license granted by virtue of this Appendix, such copies may continue to be distributed until their stock is exhausted.

(5) Any country which is bound by the provisions of this Act and which has deposited a declaration or a notification in accordance with Article 31(1) with respect to the application of this Act to a particular territory, the situation of which can be regarded as analogous to that of the countries referred to in paragraph (1), may, in respect of such territory, make the declaration referred to in paragraph (1) and the notification of renewal referred to in paragraph (2). As long as such declaration or notification remains in effect, the provisions of this Appendix shall be applicable to the territory in respect of which it was made.

(6) (a) The fact that a country avails itself of any of the faculties referred to in paragraph (1) does not permit another country to give less protection to works of which the country of origin is the former country than it is obliged to grant under Articles 1 to 20.

(b) The right to apply reciprocal treatment provided for in Article 30(2)(b), second sentence, shall not, until the date

on which the period applicable under Article I(3) expires, be exercised in respect of works the country of origin of which is a country which has made a declaration according to Article V(1)(a).

Article II

(1) Any country which has declared that it will avail itself of the faculty provided for in this Article shall be entitled, so far as works published in printed or analogous forms of reproduction are concerned, to substitute for the exclusive right of translation provided for in Article 8 a system of non-exclusive and non-transferable licenses, granted by the competent authority under the following conditions and subject to Article IV.

(2) (a) Subject to paragraph (3), if, after the expiration of a period of three years, or of any longer period determined by the national legislation of the said country, commencing on the date of the first publication of the work, a translation of such work has not been published in a language in general use in that country by the owner of the right of translation, or with his authorization, any national of such country may obtain a license to make a translation of the work in the said language and publish the translation in printed or analogous forms of reproduction.

(b) A license under the conditions provided for in this Article may also be granted if all the editions of the translation published in the language concerned are out of print.

(3)(a) In the case of translations into a language which is not in general use in one or more developed countries which are members of the Union, a period of one year shall be substituted for the period of three years referred to in paragraph (2)(a).

(b) Any country referred to in paragraph (1) may, with the unanimous agreement of the developed countries which are members of the Union and in which the same language is in general use, substitute, in the case of translations into that

language, for the period of three years referred to in paragraph (2)(a) a shorter period as determined by such agreement but not less than one year. However, the provisions of the foregoing sentence shall not apply where the language in question is English, French or Spanish. The Director General shall be notified of any such agreement by the Governments which have concluded it.

(4) (a) No license obtainable after three years shall be granted under this Article until a further period of six months has elapsed, and no license obtainable after one year shall be granted under this Article until a further period of nine months has elapsed

- (i) from the date on which the applicant complies with the requirements mentioned in Article IV(1), or
- (ii) where the identity or the address of the owner of the right of translation is unknown, from the date on which the applicant sends, as provided for in Article IV(2), copies of his application submitted to the authority competent to grant the license.

(b) If, during the said period of six or nine months, a translation in the language in respect of which the application was made is published by the owner of the right of translation or with his authorization, no license under this Article shall be granted.

(5) Any license under this Article shall be granted only for the purpose of teaching, scholarship or research.

(6) If a translation of a work is published by the owner of the right of translation or with his authorization at a price reasonably related to that normally charged in the country for comparable works, any license granted under this Article shall terminate if such translation is in the same language and with substantially the same content as the translation published under the license. Any copies already made before the license terminates may continue to be distributed until their stock is exhausted.

(7) For works which are composed mainly of illustrations, a license to make and publish a translation of the text and to reproduce and publish the illustrations may be granted only if the conditions of Article III are also fulfilled.

(8) No license shall be granted under this Article when the author has withdrawn from circulation all copies of his work.

(9) (a) A license to make a translation of a work which has been published in printed or analogous forms of reproduction may also be granted to any broadcasting organization having its headquarters in a country referred to in paragraph (1), upon an application made to the competent authority of that country by the said organization, provided that all of the following conditions are met:

- (i) the translation is made from a copy made and acquired in accordance with the laws of the said country;
- (ii) the translation is only for use in broadcasts intended exclusively for teaching or for the dissemination of the results of specialized technical or scientific research to experts in a particular profession;
- (iii) the translation is used exclusively for the purposes referred to in condition (ii) through broadcasts made lawfully and intended for recipients on the territory of the said country, including broadcasts made through the medium of sound or visual recordings lawfully and exclusively made for the purpose of such broadcasts;
- (iv) all uses made of the translation are without any commercial purpose.

(b) Sound or visual recordings of a translation which was made by a broadcasting organization under a license granted by virtue of this paragraph may, for the purposes and subject to the conditions referred to in subparagraph (a) and with the agreement of that organization, also be used by any other broadcasting organization having its headquarters in the country whose competent authority granted the license in question.

(c) Provided that all of the criteria and conditions set out in subparagraph (o) are met, a license may also be granted to a broadcasting organization to translate any text incorporated in an audio-visual fixation where such fixation was itself prepared and published for the sole purpose of being used in connection with systematic instructional activities.

(d) Subject to subparagraphs (o) to (c), the provisions of the preceding paragraphs shall apply to the grant and exercise of any license granted under this paragraph.

Article III

(1) Any country which has declared that it will avail itself of the faculty provided for in this Article shall be entitled to substitute for the exclusive right of reproduction provided for in Article 9 a system of non-exclusive and non-transferable licenses, granted by the competent authority under the following conditions and subject to Article IV.

(2) (o) If, in relation to a work to which this Article applies by virtue of paragraph (7), after the expiration of

(i) the relevant period specified in paragraph (3), commencing on the date of first publication of a particular edition of the work, or

(ii) any longer period determined by national legislation of the country referred to in paragraph (1), commencing on the same date,

copies of such edition have not been distributed in that country to the general public or in connection with systematic instructional activities, by the owner of the right of reproduction or with his authorization, at a price reasonably related to that normally charged in the country for comparable works, any national of such country may obtain a license to reproduce and publish such edition at that or a lower price for use in connection with systematic instructional activities.

(b) A license to reproduce and publish an edition which has been distributed as described in subparagraph (a) may

also be granted under the conditions provided for in this Article if, after the expiration of the applicable period, no authorized copies of that edition have been on sale for a period of six months in the country concerned to the general public or in connection with systematic instructional activities at a price reasonably related to that normally charged in the country for comparable works.

(3) The period referred to in paragraph (2)(a)(i) shall be five years, except that

- (i) for works of the natural and physical sciences, including mathematics, and of technology, the period shall be three years;
- (ii) for works of fiction, poetry, drama and music, and for art books, the period shall be seven years.

(4) (a) No license obtainable after three years shall be granted under this Article until a period of six months has elapsed

- (i) from the date on which the applicant complies with the requirements mentioned in Article IV(1), or
- (ii) where the identity or the address of the owner of the right of reproduction is unknown, from the date on which the applicant sends, as provided for in Article IV(2), copies of his application submitted to the authority competent to grant the license.

(b) Where licenses are obtainable after other periods and Article IV(2) is applicable, no license shall be granted until a period of three months has elapsed from the date of the dispatch of the copies of the application.

(c) If, during the period of six or three months referred to in subparagraphs (a) and (b), a distribution as described in paragraph (2)(a) has taken place, no license shall be granted under this Article.

(d) No license shall be granted if the author has withdrawn from circulation all copies of the edition for the reproduction and publication of which the license has been applied for.

(5) A license to reproduce and publish a translation of a work shall not be granted under this Article in the following cases:

- (i) where the translation was not published by the owner of the right of translation or with his authorization, or
- (ii) where the translation is not in a language in general use in the country in which the license is applied for.

(6) If copies of an edition of a work are distributed in the country referred to in paragraph (1) to the general public or in connection with systematic instructional activities, by the owner of the right of reproduction or with his authorization, at a price reasonably related to that normally charged in the country for comparable works, any license granted under this Article shall terminate if such edition is in the same language and with substantially the same content as the edition which was published under the said license. Any copies already made before the license terminates may continue to be distributed until their stock is exhausted.

(7) (a) Subject to subparagraph (b), the works to which this Article applies shall be limited to works published in printed or analogous forms of reproduction.

(b) This Article shall also apply to the reproduction in audio-visual form of lawfully made audio-visual fixations including any protected works incorporated therein and to the translation of any incorporated text into a language in general use in the country in which the license is applied for, always provided that the audio-visual fixations in question were prepared and published for the sole purpose of being used in connection with systematic instructional activities.

Article IV

(1) A license under Article II or Article III may be granted only if the applicant, in accordance with the procedure of the country concerned, establishes either that he has

requested, and has been denied, authorization by the owner of the right to make and publish the translation or to reproduce and publish the edition, as the case may be, or that, after due diligence on his part, he was unable to find the owner of the right. At the same time as making the request, the applicant shall inform any national or international information center referred to in paragraph (2).

(2) If the owner of the right cannot be found, the applicant for a license shall send, by registered airmail, copies of his application, submitted to the authority competent to grant the license, to the publisher whose name appears on the work and to any national or international information center which may have been designated, in a notification to that effect deposited with the Director General, by the Government of the country in which the publisher is believed to have his principal place of business.

(3) The name of the author shall be indicated on all copies of the translation or reproduction published under a license granted under Article II or Article III. The title of the work shall appear on all such copies. In the case of a translation, the original title of the work shall appear in any case on all the said copies.

(4) (a) No license granted under Article II or Article III shall extend to the export of copies, and any such license shall be valid only for publication of the translation or of the reproduction, as the case may be, in the territory of the country in which it has been applied for.

(b) For the purposes of subparagraph (a), the notion of export shall include the sending of copies from any territory to the country which, in respect of that territory, has made a declaration under Article I(5).

(c) Where a governmental or other public entity of a country which has granted a license to make a translation under Article II into a language other than English, French or Spanish sends copies of a translation published under such license to another country, such sending of copies shall not,

for the purposes of subparagraph (a), he considered to constitute export if all of the following conditions are met:

- (i) the recipients are individuals who are nationals of the country whose competent authority has granted the license, or organizations grouping such individuals;
- (ii) the copies are to be used only for the purpose of teaching, scholarship or research;
- (iii) the sending of the copies and their subsequent distribution to recipients is without any commercial purpose; and
- (iv) the country to which the copies have been sent has agreed with the country whose competent authority has granted the license to allow the receipt, or distribution, or both, and the Director General has been notified of the agreement by the Government of the country in which the license has been granted.

(5) All copies published under a license granted by virtue of Article II or Article III shall bear a notice in the appropriate language stating that the copies are available for distribution only in the country or territory to which the said license applies.

(6) (a) Due provision shall be made at the national level to ensure

- (i) that the license provides, in favour of the owner of the right of translation or of reproduction, as the case may be, for just compensation that is consistent with standards of royalties normally operating on licenses freely negotiated between persons in the two countries concerned, and
- (ii) payment and transmittal of the compensation: should national currency regulations intervene, the competent authority shall make all efforts, by the use of international machinery, to ensure transmittal in internationally convertible currency or its equivalent.

(b) Due provision shall be made by national legislation to ensure a correct translation of the work, or an accurate reproduction of the particular edition, as the case may be.

Article V

(1)(o) Any country entitled to make a declaration that it will avail itself of the faculty provided for in Article II may, instead, at the time of ratifying or acceding to this Act:

- (i) if it is a country to which Article 30(2)(o) applies, make a declaration under that provision as far as the right of translation is concerned;
- (ii) if it is a country to which Article 30(2)(o) does not apply, and even if it is not a country outside the Union, make a declaration as provided for in Article 30(2)(b), first sentence.

(b) In the case of a country which ceases to be regarded as a developing country as referred to in Article I(1), a declaration made according to this paragraph shall be effective until the date on which the period applicable under Article I(3) expires.

(c) Any country which has made a declaration according to this paragraph may not subsequently avail itself of the faculty provided for in Article II even if it withdraws the said declaration.

(2) Subject to paragraph (3), any country which has availed itself of the faculty provided for in Article II may not subsequently make a declaration according to paragraph (1).

(3) Any country which has ceased to be regarded as a developing country as referred to in Article I(1) may, not later than two years prior to the expiration of the period applicable under Article I(3), make a declaration to the effect provided for in Article 30(2)(b), first sentence, notwithstanding the fact that it is not a country outside the Union. Such declaration shall take effect at the date on which the period applicable under Article I(3) expires.

Article VI

(1) Any country of the Union may declare, as from the date of this Act, and at any time before becoming bound by Articles 1 to 21 and this Appendix:

- (i) if it is a country which, were it bound by Articles 1 to 21 and this Appendix, would be entitled to avail itself of the faculties referred to in Article I(1), that it will apply the provisions of Article II or of Article III or of both to works whose country of origin is a country which, pursuant to (ii) below, admits the application of those Articles to such works, or which is bound by Articles 1 to 21 and this Appendix; such declaration may, instead of referring to Article II, refer to Article V;
- (ii) that it admits the application of this Appendix to works of which it is the country of origin by countries which have made a declaration under (i) above or a notification under Article I.

(2) Any declaration made under paragraph (1) shall be in writing and shall be deposited with the Director General. The declaration shall become effective from the date of its deposit.

目 次

	頁
日本語版の刊行にあたって	3
WIPO事務局長の序文	5
はじめに	7
条約の規定	9
前 文	9
第1条 同盟の形成*	10
第2条 保護を受ける著作物	14
(1)項 定義	14
(2)項 固定を要求できる可能性	21
(3)項 二次的著作物	22
(4)項 公文書	23
(5)項 編集物	23
(6)項 保護の義務; 保護を受ける者	24
(7)項 応用美術の著作物および意匠	25
(8)項 時事の記事および雑報	26
第2条の2 若干の著作物の保護を制限する権能	27
(1)項 口述の著作物	27
(2)項 講演および演説の利用	27
(3)項 編集物	28
第3条 保護の要件; 連結点	29
(1)項 作者の国籍および著作物の発行地	29
(2)項 作者の居所	30
(3)項 発行著作物の定義	30
(4)項 同時発行の定義	32
第4条 副次的基準	33
第5条 内国民待遇; 自動的な保護; 本国とは関係のない保護; 本国	35
(1)項 内国民待遇の原則	35
(2)項 自動的な保護および保護の独立	36
(3)項 本国における保護	37
(4)項 著作物の本国の定義	38

*条約と附属書の各条には、認識の助けとするため、題号を付けているが、原条文には題号は付けられていない。

	頁
第6条 同盟に属しない国の国民が製作した著作物に関して保護を制限 できる可能性	42
(1)項 最初の発行の国と他の国との関係	42
(2)項 不遡及	43
(3)項 通告	43
第6条の2 人格権	45
(1)項 人格権の内容	45
(2)項 著作者死後の人格権	47
(3)項 救済の方法	49
第7条 保護期間	50
(1)項 一般的規定	50
(2)項 映画の著作物の保護期間	51
(3)項 無名または変名の著作物の保護期間	53
(4)項 写真および応用美術の著作物の保護期間	54
(5)項 保護期間の始期	54
(6)項 長い保護期間の許与	55
(7)項 短い保護期間の許与	55
(8)項 適用法および保護期間の相互主義	55
第7条の2 共同著作物の保護期間	57
第8条 翻訳権	58
第9条 複製権	60
(1)項 原則	60
(2)項 例外	61
(3)項 録音および録画	63
第10条 著作物の利用に関する限定された自由	65
(1)項 引用	65
(2)項 授業のための説明材料としての著作物の利用	67
(3)項 出所および著作者名の表示	68
第10条の2 著作物を利用する他の権能	69
(1)項 新聞紙または放送の記事	69
(2)項 時事の報道	70
第11条 公の上演・演奏権	73
(1)項 権利の範囲	73
(2)項 翻訳物の公の上演・演奏	74
第11条の2 放送権	75
(1)項 権利の範囲	75

	頁
(2)項 強制許諾	78
(3)項 放送のための一時的記録	79
第11条の3 公の朗読	83
(1)項 権利の範囲	83
(2)項 翻訳物の公の朗読	84
第12条 翻案権	85
第13条 音楽の著作物の録音権	87
(1)項 強制許諾	88
(2)項 経過規定	89
(3)項 輸入された複製物の差押え	91
第14条 映画化権	92
(1)項 既存の著作物の作者の映画化権	93
(2)項 映画の作品の翻案	94
(3)項 音楽の著作物に関する強制許諾の不適用	94
第14条の2 映画の芸術的寄与者の権利	96
(1)項 映画の著作物の保護	96
(2)項(a) 著作権の帰属	96
(2)項(b) 承認の推定	97
(2)項(c) 作者者の同意の形式	98
(2)項(d) 「反対のまたは特別の定め」	99
(3)項 映画に対する芸術的寄与	99
第14条の3 「追及権」	101
(1)項 権利の範囲	101
(2)項 適用法	102
(3)項 手続	102
第15条 作者者の推定	104
(1)項 一般的原則	104
(2)項 映画の著作物	105
(3)項 無名または変名の著作物	105
(4)項 フォークロア	106
第16条 著作権侵害物の差押え	108
第17条 著作物の頒布、上演または展示を取り締まる政府の権能	110
第18条 条約の遡及効	112
(1)項 一般的原則	112
(2)項 追加の条件	112
(3)項 適用	113

	頁
(4)項 特別の場合	114
第19条 国内法令の効力	115
第20条 特別の取極	116
第21条 開発途上国に関する特別規定	117
第22条 総会	118
第23条 執行委員会	122
第24条 WIPO国際事務局	124
第25条 財政	127
第26条 管理規定の改正	131
第27条 条約の改正	133
第28条 同盟国の受諾とその発効	134
(1)項 バリ規定(1971年)の受諾	134
(2)項 実体規定の発効	135
(3)項 管理規定および最終条項の発効	137
第29条 同盟に属しない国の受諾とその発効	138
第29条の2 WIPO条約第14条(2)の適用	140
第30条 留保	141
(1)項 留保の可能性の限定	141
(2)項 従前の留保；翻訳権；留保の撤回	141
第31条 若干の領域への条約の適用	144
第32条 バリ規定と従前の規定の適用関係	146
(1)項 同盟国相互の関係	146
(2)項 同盟に属している国と新たに加盟する国との関係	147
(3)項 バリ規定(1971年)の附属書を利用する開発途上国とこの規定に拘束 されない同盟国との関係	149
第33条 紛争の解決	150
第34条 従前の条約の閉鎖	152
第35条 期間および廃棄	153
第36条 国内法による条約の適用	154
第37条 最終条項	156
第38条 経過規定	158
附属書の規定	160
附属書第I条 利益を受けることができる国	162
(1)項 利益を受ける方法	162

	頁
(2)項 通告または宣言の有効期間	164
(3)項 開発途上国でなくなった場合	165
(4)項 在 庫	165
(5)項 特定の領域に関する宣言	166
(6)項 相互主義に関する制限	166
附属書第11条 翻訳権	168
(1)項 権限のある機関による許可の付与	168
(2)項から(4)項 許可が与えられる条件	169
(5)項 許可が与えられる目的	172
(6)項 許可の消滅	172
(7)項 主として図画から成る著作物	173
(8)項 頒布から回収された著作物	173
(9)項 放送のための翻訳	174
附属書第III条 複製権	176
(1)項 権限のある機関による許可の付与	176
(2)項から(5)項 許可が与えられる条件	176
(6)項 許可の消滅	179
(7)項 強制許諾が適用されない著作物	180
附属書第IV条 共通規定	181
(1)項および(2)項 許可の申請	181
(3)項 著作者名および題名の表示	182
(4)項および(5)項 輸出に関する不適用	182
(6)項 著作権者に対する補償金	184
附属書第V条 翻訳に関する「10年制度」	186
附属書第VI条 附属書の事前適用	188
条約および附属書の英語正文	193

黒川徳太郎 (くろかわ・とくたろう)

1924年 大阪市に生れる

1949年 京都大学法学部卒

同年以来 NHKに在職

現住所 横浜市磯子区磯子町
北磯子住宅4-201

ベルヌ条約逐条解説

昭和54年 7月25日発行

定価 2,800円

翻 訳 者 黒 川 徳 太 郎

発 行 所 社団法人 著作権資料協会
東京都港区新橋2-12-8
電話 03-591-1792
